

平成 2 1 年 3 月 2 日 (月曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	1 0 番	佐 藤 毅	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	委 員 長
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	総 務 課 長 (併)
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	選 挙 管 理 委 員 会 会 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	事 務 局 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	総 合 政 策 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長	財 務 室 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	市 民 生 活 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	建 設 課 長
荒 木 利 見 教 育 長	都 市 整 備 室 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	下 水 道 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	商 工 観 光 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 会 長	会 計 管 理 者 長
	(兼) 会 計 課 長
	病 院 事 務 長
	学 校 教 育 課 長
	生 涯 学 習 課 長
	振 興 課 長
	監 査 委 員 長
	事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 1 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 2 日（月曜日）

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- （ 1 ）定例監査結果等報告について
- （ 2 ）総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- （ 1 ）第 5 次寒河江市振興計画実施計画（平成 21 年度～平成 23 年度）について
- ” 5 議第 3 号 寒河江市副市長の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第 4 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- ” 13 議第 5 号 寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について
- ” 14 議案説明
- ” 15 委員会付託
- ” 16 質疑、討論、採決
- ” 17 報告第 3 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 18 議第 8 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ” 19 議案説明
- ” 20 委員会付託
- ” 21 質疑、討論、採決
- ” 22 議第 6 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）
- ” 23 議第 7 号 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 24 議第 9 号 平成 20 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 25 議第 10 号 平成 20 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ” 26 議第 11 号 平成 20 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 27 議第 12 号 平成 20 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）
- ” 28 議第 13 号 平成 20 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）
- ” 29 議第 14 号 平成 21 年度寒河江市一般会計予算

- " 30 議第15号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
 - " 31 議第16号 平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
 - 日程第32 議第17号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
 - " 33 議第18号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計予算
 - " 34 議第19号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
 - " 35 議第20号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計予算
 - " 36 議第21号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
 - " 37 議第22号 平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
 - " 38 議第23号 平成21年度寒河江市立病院事業会計予算
 - " 39 議第24号 平成21年度寒河江市水道事業会計予算
 - " 40 議第25号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - " 41 議第26号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - " 42 議第27号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
 - " 43 議第28号 寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正について
 - " 44 議第29号 鈴木ブックスタート基金条例の制定について
 - " 45 議第30号 寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定について
 - " 46 議第31号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
 - " 47 議第32号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - " 48 議第33号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
 - " 49 議第34号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 50 議第35号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
 - " 51 議第36号 損害賠償の額を定めることについて
 - " 52 議第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - " 53 請願第1号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書の提出に関する請願
 - " 54 施政方針説明
 - " 55 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成21年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、総務課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、6 番杉沼孝司議員、14番高橋勝文議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成21年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月25日午前 9 時15分から及び本日午前 9 時から、委員 6 名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から 3 月19日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

なお、3 月定例会に限り即決できる補正予算ではありますが、協議の結果議第 8 号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）1 件とすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成21年3月2日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(月)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、副市長選任議案上程、 同説明、委員会付託、質疑・ 討論・採決、固定資産評価審 査委員会委員選任議案上程、 同説明、委員会付託、質疑・ 討論・採決、醍醐財産区管理 会財産区管理委員選任議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、議案上程、 同説明、委員会付託、質疑・ 討論・採決、議案・請願上程、 施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(火)	休 会			
3月 4日(水)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本 会 議 終 了 後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 5日(木)	休 会			
3月 6日(金)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(土)	休 会			
3月 8日(日)	休 会			
3月 9日(月)	休 会			
3月10日(火)	午前 9 時 3 0 分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月11日(水)	午前 9 時 3 0 分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚 生 経 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月12日(木)	午前 9 時 3 0 分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚 生 経 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月13日(金)	午前 9 時 3 0 分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室

月 日	時 間	会 議		場 所
		厚生経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月14日(土)	休	会		
3月15日(日)	休	会		
3月16日(月)	休	会		
3月17日(火)	休	会		
3月18日(水)	休	会		
3月19日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第 3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会の行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

伊藤忠男議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 第 5 次寒河江市振興計画実施計画 (平成 21 年度～平成 23 年度) について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

第 5 次寒河江市振興計画実施計画 (平成 21 年度～平成 23 年度) について御説明申し上げます。

第 5 次寒河江市振興計画は、平成 18 年度から平成 27 年度を目標年度とするものであり、その具現化のため実施計画については毎年、3 カ年のローリング方式で策定しているわけであります。

平成 21 年度から平成 23 年度の実施計画の内容につきましては、去る 2 月 20 日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

伊藤忠男議長 ただいまの行政報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 5、議第 3 号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

この際、那須義行総務課長の退席を求めます。

〔那須義行総務課長 退席〕

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第 3 号寒河江市副市長の選任について御説明申し上げます。

副市長の辞任に伴い、新たに那須義行氏を副市長に選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、 討 論、 採 決

伊藤忠男議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第3号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は、これに同意することに決しました。

ここで、那須義行総務課長の着席を求めます。

〔那須義行総務課長 着席〕

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 9、議第 4 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第 4 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、森谷富芳委員が本年 3 月 27 日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第 11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 4 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 4 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、 討 論、 採 決

伊藤忠男議長 日程第 12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 4 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 4 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 4 号は、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第13、議第5号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第14、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第5号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の任期が、本年5月31日をもって満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により、委員を選任いたしたく御提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第15、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、 討 論、 採 決

伊藤忠男議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第5号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は、これに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第17、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

昨年、7月23日に寒河江市立しばはし保育所地内の園庭において、同保育所児童が滑り台から落下し、右上腕骨外顆骨折を負った事故について、示談書を取り交わすことに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので御報告申し上げる次第であります。

質 疑

伊藤忠男議長 報告第3号に対する質疑ありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今、事故の状況があったわけでありませぬけれども、この場合の市の責任の割合の判断基準というのはどのようになっているのかということと、再発防止策をどのようにとられているのか、この2点だけお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 お答えいたします。

このたびの事故については、児童の安全管理については法律的には市の方に100%の責任があります。

小さい子供ですので、管理監督については十分しなければならないということでもあります。

今後については、今回の事故であります、保育所から帰る際に送迎のバスを待っている間の事故でありましたので、その時間帯での管理監督する保育士の数をふやすなどして今後はこういうことのないように十分注意していきたいというふうに考えております。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 しばはしの場合について、そういうふうなケースで、帰っていくときの送迎バスを待っている間の事故であったと。そして、人をふやすなどの対策というふうなことであったわけでありませぬけれども、それ以外の保育所でも同様の事故は起こり得るというふうに今の状況からすると思っております。

したがって、全体的にそういう体制というか、しばはしでは人をふやしてというふうなことでありますけれども、よその保育所などについての点検や対応策はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 今回の対応については、しばはしに限らずすべての保育所について同様な対応をしていきたいというふうに考えております。

伊藤忠男議長 これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第18、議第 8 号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第19、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 議第 8 号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費を追加し、共同事業拠出金、病院事業会計繰出金を減額するものであります。

その結果、7,150万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億7,202万7,000円とするものであります。

以上、御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いを申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

伊藤忠男議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 8 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 8 号は委員会付託を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第21、質疑、討論、採決に入ります。

議第 8 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第22、議第 6 号から日程第53請願第 1 号までの32案件を一括議題といたします。

施政方針説明

伊藤忠男議長 日程第54、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 本日、平成21年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成21年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申し上げます。

私は、昨年12月の市長選挙において、多くの市民の皆様の厚い信任をいただき、市政に奉仕する榮譽に浴することとなりました。

市政を担当するに当たりまして、改めてその重責を認識し、優しく温かい市民の皆様のを大切に、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのため、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を目標に、活力に満ちあふれた魅力ある寒河江市を創造するため、誠心誠意全力で取り組んでまいりる覚悟であります。

また、私は、前佐藤誠六市長の24年間にわたる市政運営について敬意を表するとともに、高く評価をするものであります。

そして、これまで築き上げられた基盤の上に立って、社会環境の急激な変化、時代の要請による新たな市民のニーズ等に的確に対応し、さらなる寒河江市の発展を目指して一心に市政運営に臨む所存であります。

今、日本経済は、アメリカに端を発した世界的な金融危機の影響から企業への資金供給が極端に悪化し、100年に 1 度とも言われる急激な景気後退局面にあります。

景気の回復はまだまだ見えず、さらに深刻な状況に陥り長期化することが懸念され、企業業績の急激な低下に伴い、派遣労働者を初めとする非正規社員の解雇、さらには正規社員の整理など、雇用情勢の悪化は深刻な社会問題となっております。

本市としても景気・雇用対策を緊急の課題とし、国の経済対策も活用しつつ、雇用対策本部を中心に関係機関との連携を密にしながら、情報収集や雇用の確保、生活及び居住の安定確保に努めていかなければならないと考えているところであります。

さらに、少子高齢化の進展や安全・安心なまちづくりへの対応など、喫緊の課題が山積しており、これらの課題解決に向けて一つ一つ丁寧にかつ迅速に取り組んでまいりる所存であります。

本市財政を取り巻く経済状況は厳しさを増し、法人市民税の大幅な落ち込みに加え、個人所得の低迷による個人住民税の減額が見込まれます。さらに、評価がえに伴う固定資産税の減額もあり、市税全般にわたる減少が避けられない状況にあります。

このような中、平成21年度の予算につきましては、経常経費のより一層の縮減を進めるとともに市

税等の収納確保を図り、景気・雇用対策や市民生活に必要な予算を確保しながら、寒河江の未来をつくる諸施策の実現に向けた予算を計上したところであります。

景気・雇用対策といたしましては、2月に地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、生活関連道路等整備や小中学校、市民体育館及び地区公民館の改修など2億3,800万円の補正を行ったところであり、これらを含めて投資的事業を前年度比21.7%の大幅な伸びとしたところであります。

また、本市の将来を見据え、最優先で取り組まなければならない重要課題の一つは少子高齢化対策であると考えており、公約に掲げた就学前の乳幼児医療費の無料化、高齢者の生きがい対策については確実に実施いたします。

さらに、そのほか、公約いたしましたそれぞれの施策についても、その実現に向け取り組んでまいります。

その一方で、財政調整基金繰入金の大幅な減額を行うとともに、地方債の残高を減少させるなど、財政健全化への道筋をつけた予算といたしました。

その結果、一般会計の予算額は140億6,000万円、前年度比で0.8%増となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は269億7,745万3,000円となったところであります。

このたびの選挙では、多くの市民の皆様と触れ合う機会に恵まれ、市民一人一人が思い描くまちづくりに対する熱い思いをひしひしと感じたところであります。

市民の市政への積極的な参画はまちづくりの基本でありますので、市民の皆様のもとに積極的に向き、ひざを交えながら市政の発展をともに考え、21世紀にふさわしい新しいまちづくりを進めていく決意を新たにしているところであります。

私は、選挙を通じて市民の皆様は次の五つの目標を掲げて寒河江の未来づくりを訴えてまいります。

第1の目標は、子供からお年寄りまでみんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」を育てることです。

少子高齢化、核家族化が急速に進展する中で、乳幼児からお年寄りまですべての市民が生涯にわたって生きがいを持ち、健康で安心して暮らせる地域社会の形成に努めなければならないと考えております。

そのため、ハートフルセンターを拠点に、保健、医療、福祉及び介護の一貫したサービスを提供し、生き生きと健康で安心して暮らせる地域社会の創造に努めてまいります。

特に、乳幼児の健康な発育の支援と次代を担う子供たちを産み育てやすい社会環境の整備、子育て世代の経済的負担の軽減を図らなければならないと考えており、子育てに対する要望が多様化する中、子育てにおけるそれぞれの時期に適したサービスの充実に努めてまいります。

新たに、就学前までの乳幼児医療費の無料化を実施するとともに、妊婦健康診査の公的助成の拡大を実施するほか、認可外保育施設に対する市独自の認証保育所制度の創設に取り組んでまいります。

子育て支援に係る施策は、次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン」の前期計画に基づく事業を展開しているところでありますが、昨年度に取りまとめたアンケート結果をもとに、これまでの実績検証と課題分析を進め、今年度において新たな子育てニーズに応じた子育て支援の後期計画を策定してまいります。

また、多くの市民の皆様からの要望が強い中学校給食につきましては、教育委員会に対しその実現

に向けて調査・検討を要請し、安全性、調理方法、経済性、地産地消の観点など、多方面から実施方法を検討していきたいと考えております。

高齢者が、住みなれた地域で尊厳を保ちながらいつまでも健康で自分らしく暮らしていけることは、だれもが願っていることであります。こうした高齢者の元気づくりのために、現在公民館分館などで実施しているふれあいサロンを充実するとともに、内容についても男性の参加の増加を図れるよう進めてまいります。

さらに、健康づくりのための環境整備も重要であり、今年度から健康診査やがん検診の対象者年齢を引き下げてまいります。

また、今年度は、第4期介護保険事業計画や第2期障がい福祉計画の初年度でもあり、介護保険事業の健全な運営や、障害福祉サービスの充実にも取り組んでまいります。

地域医療体制の充実についてであります。公立自治体病院を取り巻く環境は極めて厳しく、本市においても収益性の悪化が病院経営を圧迫している状況であります。国においては、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、公立病院改革のガイドラインを踏まえた病院改革プランの策定を求めているところであります。

本市では、国のガイドラインに先立ち、独自の市立病院経営改革プランを策定し、病床数の削減と旧館等の老朽化した施設整備の改修を実施し、療養環境の向上を図ったところでありますが、今後も、新たに策定する改革プランに基づいた医療機関との機能分担と連携強化や地域内の療養施設の支援等を推進し、子供からお年寄りまで安心して受診できる地域完結型医療の充実に努め、患者サービスの向上と経費の削減、収益の増加を図り、病院経営の健全化に一層努めてまいります。

次に、生活環境基盤の整備について申し上げます。

水道は、市民生活に欠くことのできないライフラインであり、健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であることから、安全で安定した水道水の供給が求められております。

このためにも、緊急時における水道水の確保や災害に強い水道施設対策として第4次拡張事業を進めており、今年度は楯ポンプ場及び留場配水池電気機械設備更新工事のほか、配水管布設がえ工事等において全面耐震化を進めてまいります。また、老朽化した幸生簡易水道について、水道事業への経営統合に向けた準備を進めてまいります。

下水道につきましては、木の下、越井坂地区等の污水管渠整備及び木の下、七日町地区等の雨水幹線整備を計画的に実施するとともに、処理場についても施設の円滑な機能維持を図るために、設備更新工事を継続実施してまいります。

次に、道路整備、都市基盤整備について申し上げます。

一般国道112号寒河江バイパスにつきましては、昨年、長崎大橋の4車線化が完成するとともに、主要地方道天童大江線との交差点から4車線が延伸され、これまで以上に主要幹線道としての機能充実が図られたところであります。今後とも、未整備区間の整備について要望してまいります。

県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、上町地内の用地買収、物件補償等が予定されておりますが、残りの区間についても早期完成に向けて要望してまいります。

また、沿線住民で組織するまちづくり協議会においては、「流鏝馬通りまちづくり協定」を締結し、

寒河江八幡宮の門前町の歴史と文化の薫る町並み形成を進めているところであり、市としても住民参画のまちづくりを支援してまいります。

中心市街地とほなみ団地との円滑なアクセスを図る都市計画道路下釜山岸線については、今年度、市道七日町線から市道丸内西根北町線までの区間の完成を目指すとともに、市道西寒河江駅谷沢線の改良についても今年度の完成を目指します。

さらに、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等については、緊急性など優先順位を勘案しながら順次整備を進めてまいります。

組合施行により市街地東側地域の面的整備を行う木の下土地区画整理事業は、本市のまちづくりの重要事業であります。今年度は都市計画道路落衣島線を主要地方道天童大江線交差点付近まで延伸整備する予定となっており、今後とも事業の円滑な推進に向け組合を支援してまいります。

最上川寒河江緑地については、これまで多目的水面広場の整備を先行しておりましたが、今年度は地区民の要望の強いグラウンド及び芝生広場を優先して整備してまいります。

また、市民の安全・安心な居住環境の維持保全を推進するために、昨年策定しました寒河江市建築物耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震化促進を図るため、木造住宅の耐震診断士派遣事業や耐震改修事業等を進めてまいります。

寒河江の未来をつくる第2の目標は、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による「元気なまち寒河江」をつくることとあります。

寒河江の元気をつくるには、まず農業が元気にならなければなりません。

本市の農業も世界規模での経済環境の変化に大きな影響を受け、原油価格の急激な変動や肥料・飼料など農業生産コストの上昇、さらには不況に伴う価格下落などにより、農業経営は非常に厳しい状況に直面しております。

産地間競争が激化している中、本市の基幹産業である農業が飛躍発展するためには、いかなる状況にも負けない強い競争力を保持し、有利な価格で販売することができるブランド力が不可欠であると考えております。

そこで、新たに「農産物ブランド化推進事業」を創設し、さくらんぼの新たなブランド「紅秀峰」の関西方面でのトップセールス、大阪や仙台での本市農産物の消費PRを実施するなど、県内外に情報を発信し、ブランド化の推進に努めてまいります。

紅秀峰の里づくりを推進するため、雨よけハウスの整備支援を継続するほか、担い手育成、農用地利用改善組合の支援、シニア農業後継者に対する就農・技術・販売の支援、宝地区の土地基盤整備などに取り組み、元気な農業の創造に力を注いでまいります。

水稲については、売れる米づくり・信頼される産地づくりを目指し、「安全・安心、良食味、高品位」さがえ西村山産米ブランド確立に向けて取り組んでまいります。

特に、水稲新品種山形97号については「つや姫」と命名され、平成22年のデビューに向け、本年度先行販売用として5ヘクタールの特別栽培を行い、消費者・流通関係者から信頼される栽培のもと、ブランド化戦略に積極的に取り組んでまいります。

工業の振興は、地域経済の発展、雇用の場の確保、若者の定住促進等を図り、活力あるまちづくりを進める上で欠かせないものであり、より一層の積極的な企業誘致を進めるとともに、地場産業の育

成や人材の育成にも取り組んでまいります。

昨年、通算利用台数50万台を達成しました寒河江サービスエリアスマートインターチェンジは、本市経済の活性化と新たな産業の創出に大きな効果を上げており、チェリークア・パークを初め、寒河江中央工業団地と高速道路網とのアクセスがより一層向上し、事業者や企業の誘致に弾みがついております。

寒河江中央工業団地の第4次拡張事業を着実に推進し、交通の要衝という本市の特性を生かしながらバランスのとれた企業誘致に努め、若者の雇用の場の確保、定住促進に全力で取り組んでまいります。

商業の振興には、集客力の向上が図れる祭りやイベント開催によりにぎわいづくりが不可欠であります。

観衆と担ぎ手の熱気とかげ声が響き渡る、本市を代表するイベントである「神輿の祭典」をJRとタイアップして県内外に情報発信するとともに、駅前商店街や中心市街地の活性化を図るため、昨年完成しました「せせらぎ足湯」でのジャズコンサートなど、新たなイベントを開催し、さらなるにぎわいを創出してまいります。

観光振興については、本市観光のブランド力を充実するため、「紅秀峰の里さがえ」や、「温泉のまち寒河江」のさらなるイメージアップに取り組んでまいります。

特に、「温泉のまち寒河江」として、観光ブランドの向上と「歴史と文化の織りなす美しい都市」を魅せる町なか観光の充実を図るために、せせらぎ足湯、寒河江駅ステーションギャラリーや寒河江市美術館を拠点とした新たな層の観光客誘致を進めてまいります。

さらに、歴史と文化を生かし、花や緑が香る美しいまちづくりを推進するため、市内の歴史的建造物や彫刻、ガーデニング等を題材とし、だれもが楽しくコースを回りながらそれぞれのテーマに触れ、感じ、味わい、考えるロードを形づくる「花・緑いっぱいの道づくり推進事業」や、駅前通りの街路灯へハンギングフラワーを設置し、潤いのある町並み形成に努めてまいります。

本市のシンボルイベントである「花咲かフェアINさがえ」は、市民参加による手づくりの花と緑の祭典として県内外から認知されており、多くの来場者を迎え、寒河江の美しい景観と市民の温かいおもてなしの心を全国に向けて発信してまいりました。

21年度も引き続き開催し、子供からお年寄りまで世代を超えた市民参加により、活力ある地域社会の創造につなげるとともに、観光産業と連携しながら本市の魅力余すところなく発信してまいります。

寒河江の未来をつくる第3の目標は、市民一人一人が心広く、たくましく、輝くまちづくりのため、「豊かな心の寒河江」を育てることです。

次代を担う子供たちに確かな学力をつけることは、学校教育の大きな使命であります。

本年4月からは新学習指導要領の移行措置がスタートします。この移行措置への対応を初め、学習環境の整備を推進する中で、学力の向上を図ってまいります。

また、食農体験を通して食のあり方を考えるなど、食育指導を充実するとともに、給食における地産地消を推進するほか、特色ある学校づくり、ALTを2名体制にした外国語教育の充実、道德教育の充実や読書の盛んなまちづくりなどを実践し、郷土を愛し、次代を担う子供たちの育成に努めてま

まいります。

教育環境の整備につきましては、陵西中学校の大規模改造事業を継続するとともに、地上デジタル化への対応や小中学校の耐震化事業に精力的に取り組むなど、次代を担う子供たちの豊かな心をはぐくむため、安全・安心な教育環境の整備充実に努めてまいります。

過小規模校の学ぶ集団規模の適正化については、子供の最適な教育環境や地域の活性化等について地元関係者と十分な話し合いを継続し、理解を得た上で進めていかなければならないと考えております。

今年1月15日、皇居で行われた歌会始の儀において、本市在住の木村克子氏の詠進歌が入選し、披露されました。本市の誉れとなるところであり、文化活動への士気高揚に寄与するところ、まことに大きなものがあります。

こうした市民の皆様の芸術文化活動の一層の推進に向け、引き続き支援してまいります。

昨年は、寒河江市歴史文化ふるさと回帰事業の推進を初めとして、寒河江駅ステーションギャラリーや寒河江市美術館を開設し、芸術文化振興の面で大きな成果を上げているところであります。

これらの流れを引き継ぎながら、歴史・文化・芸術の薫り漂うまちづくりに努めてまいります。

また、市民文化会館の改修を受けて、21年度は例年より豊富な内容で公演を開催し、市民の芸術文化に親しむ機会の拡大を図ってまいります。

生涯にわたって健康で明るい生活を送ることは、すべての市民の願いであります。

スポーツは健康増進のみならず、人生をより豊かな充実したものにするとともに、身体的・精神的な欲求にこたえる一つの文化であり、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなってきております。

さらなるスポーツ人口の拡大と競技力の向上を目標に据えて、スポーツ少年団や総合スポーツクラブの充実・強化を図るとともに、冬季屋内練習場整備について関係団体の意見を聞き、事例調査を進めてまいります。

また、モンテディオ山形のJ1昇格に対し、募金活動を行うなど、支援活動に積極的に取り組んでまいります。

寒河江の未来をつくる第4の目標は、西村山地域や仙台圏など、他の地域との交流連携を強化し、「大きな未来都市寒河江」をつくることであります。

広域的な観光・交流事業の推進につきましては、高速道路で直結する仙台圏域との物的・人的両面での交流を促進するため、「仙台寒河江会」の創設を目指した取り組みを進めます。

また、交流人口の拡大を図るためには、広域的な観光の振興が不可欠であり、重要であります。

やまがた雛のみち、出羽の古道、NHK大河ドラマなど、広域的な連携を密にした新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、寒河江・西村山圏域の広域交流を図るため、観光振興基本計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

また、市町村合併については、私みずからが周辺自治体の首長と率直な意見を交わすことが第一であり、合併についての協議の場を設けていかなければならないと考えております。

地域座談会などあらゆる機会をとらえながら、合併の必要性など、市民の皆様に情報を的確に伝えるとともに、市民の声に真摯に耳を傾けながら、合併に対する機運醸成を図っていく必要があると考

えております。

寒河江の未来をつくる第5の目標は、市民参加のわかりやすい市政を推進し、「新しい風の吹く寒河江」をはぐくむこととあります。

市民参画によるまちづくりの推進については、これまでグラウンドワークなどさまざまな形で内外に注目される活動が展開され、輝かしい実績を重ねておりますので、さらに進めて、市民参加から市民主体のまちづくりへと進化していくことが求められております。

そのためには、行政と地域住民がお互いの情報を共有し、地域づくりの課題を話し合うことが協働のまちづくりには不可欠であります。地域住民との信頼関係の構築に積極的に取り組む観点からも、地域座談会を毎週開催し、それぞれの地域が抱える課題の解決策を検討し、できることから実践していくなど、市政をより身近なものとしてまいります。

また、地域課題の解決を迅速かつ効率的に進めるために、職員の地域担当制度を導入してまいります。

まず手始めに、中山間地域を対象に、区長等との連携を密にしながら実施してまいります。

行財政改革につきましては、行財政改革大綱・実施計画を踏まえた、市民の皆様、行政を挙げた取り組みにより、計画を上回る成果を上げており、実施計画に掲げた改革項目がほぼ達成される見込みとなっております。したがって、21年度には新たな行財政改革大綱を策定し、新たな視点に立った行財政改革の推進に努めてまいります。

また、本市の自主財源である市税等の確保については、税に対する意識や知識の広がりを図るため、引き続きわかりやすい税情報を定期的に市報や市のホームページに掲載してまいります。

さらに、これまで実施してまいりました夜間や休日を含めた特別納税相談に加えて、納税窓口時間延長日を設けて、時間外納税と納税相談機会のさらなる拡充を図り、納税しやすい環境づくりを整備してまいります。

戸籍謄抄本の交付や、届け出処理期間の短縮による住民サービスの向上と、情報の一元管理による事務の効率化を進めるため、戸籍の電算化を進めており、今年7月には稼働し、住基システムとあわせて効率的な業務運営に努めてまいります。

以上、平成21年度の市政運営に臨む私の基本理念について、五つの目標に沿って施策の大要を申し上げましたが、現在推進中の第5次振興計画につきましては、さらなる寒河江市の飛躍のために、社会経済情勢の変化や市民の皆様の御意見等を踏まえて、5年度目の中間見直しを行っていく必要があるものと考えております。

私は、心と心をつなぐ対話の市政を実現するため、市民の皆様の声をしっかりと受けとめて市政に反映し、「寒河江に生まれてよかった、寒河江に住んでよかった、ぜひ寒河江で暮らしたい」と言われるまちづくりの先頭に立って全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時35分といたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時35分
伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第55、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 初めに、議第 6 号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、病院事業会計負担金・補助金、公債費などを追加し、西寒河江駅谷沢線整備事業費などを減額するものであります。

その結果、4 億615万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ157億9,274万7,000円とするものであります。

次に、議第 7 号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公共下水道建設補助事業の年度内の完成が困難なため、翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第 9 号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、老人医療給付費などを減額するものであります。

その結果、5,524万8,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 4 億3,064万7,000円とするものでございます。

次に、議第10号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険料と納付金などを減額し、保険料徴収管理システム改修委託料などを追加するものでございます。

その結果、4,797万4,000円を減額をし、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 億5,837万円とするものでございます。

次に、議第11号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、給付費の追加と、新たに特例基金への積み立て等を行うものであります。

その結果、7,097万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ25億7,166万円とするものでございます。

次に、議第12号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会費の減額と財源の調整を行うものであります。

その結果、24万2,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,496万1,000円とするものであります。

次に、議第13号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げ

ます。

このたびの補正予算は、入院及び外来収益などの減額に伴い、一般会計負担金などを追加するものであります。

その結果、予算総額は収益的収入総額及び収益的支出総額で20億3,435万2,000円とし、資本的収入総額を2億5,462万6,000円、資本的支出総額を2億8,522万4,000円とするものでございます。

次に、議第14号平成21年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

経常経費のより一層の縮減に努め、厳しい財政状況下においても、景気対策や市民生活及び寒河江市の未来をつくる諸事業の実現に向けた予算を計上し、さらに財政調整基金繰入金の大幅な減額を行うなど、財政健全化への道筋をつけた予算としたところであります。

その結果、平成21年度の当初予算は、一般会計においては140億6,000万円と、前年度当初予算と比較して0.8%の増となったところであります。

次に、議第15号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業を推進し、諸経費の節減に努める予算編成をしたところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ22億189万2,000円で、前年度当初予算と比較して1億6,654万6,000円の増となっております。

次に、議第16号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

これは、予算総額は歳入歳出それぞれ973万6,000円で、前年度当初予算と比較して4万5,000円の減となっております。

次に、議第17号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

保険事業を充実し、被保険者の健康保持・増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ38億7,870万4,000円で、前年度当初予算と比較して114万1,000円の増となっているところであります。

次に、議第18号平成21年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2,135万5,000円で、前年度当初予算と比較して4億1,497万7,000円の減となっております。

次に、議第19号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ3億7,544万7,000円で、前年度当初予算と比較して3,089万7,000円の減となっております。

次に、議第20号平成21年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第4期介護保険事業計画の最初の年となり、介護保険料率の見直しを行ったところであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ27億6,484万3,000円で、前年度当初予算と比較して2億6,960万9,000円の増となっております。

次に、議第21号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ2,376万1,000円で、前年度当初予算と比較して144万2,000円の減となっております。

次に、議第22号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ64万4,000円で、前年度当初予算と比較して4万4,000円の増となっているところであります。

次に、議第23号平成21年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

施設や医療機器の計画的な更新や医療従事者の充実等に取り組み、病院改革プランの初年度として経営の健全化に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいる所存であります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも19億8,889万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出については、収入総額を7,062万6,000円、支出総額を9,675万4,000円とするものでございます。

次に、議第24号平成21年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

安心・安全な水道水の安定供給に向け、第4次拡張事業の推進と効率的な事務運営による健全経営を重点目標として編成したものでございます。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億446万6,000円、支出総額10億2,000万9,000円として、第4条の資本的収入及び支出については、収入総額5,524万2,000円、支出総額5億3,541万4,000円とするものであります。

次に、議第25号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

職員の勤務時間について、これは所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第26号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、職員の育児短時間勤務について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第27号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、行政財産の貸付等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、介護保険給付金の過年度分の精算金を介護保険給付費準備基金に積み立てるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議第29号鈴木ブックスタート基金条例の制定について御説明申し上げます。

これは、鈴木一作氏からの寄附金を原資にしたブックスタート事業を推進するために本条例を制定するものでございます。

次に、議第30号寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定について御説明申し上げます。

これは、国より交付される臨時特例交付金の管理を明確にする基金を新たに設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第31号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

これは、日田分館の所在地の変更などについて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、就学前乳幼児医療費の無料化と重度心身障害（児）者医療制度の加入要件を緩和するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、平成21年度から23年度までの保険料率の改定と所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第34号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市美術館の整備に伴い、開館時間に合わせた料金を設定するものであります。

次に、議第35号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について御説明申し上げます。

汚泥脱水設備更新工事について、工事内容の変更に伴って協定料金について変更しようとするものであります。

次に、議第36号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

寒河江市大字八楸地内において、市有自動車の公務運転中に発生した交通事故により生じた損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

農業用排水施設を整備する必要があるために、総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、31案件を御提案申し上げます。よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いを申しあげる次第であります。

以上であります。

散 会 午前10時55分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成 21 年 3 月 4 日（水曜日）第 1 回定例会

出席議員（18名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	10 番	佐 藤 毅	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 財 務 室 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
安 彦 浩 市 民 生 活 課 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 都 市 整 備 室 長	山 田 敏 彦 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 （ 兼 ） 会 計 課 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一 病 院 事 務 長	荒 木 利 見 教 育 長
兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
兼 子 良 一 監 査 委 員 長	清 野 健 農 業 委 員 会 会 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 2 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 4 日（水曜日）

午前 9 時 30 分開議

再 開

日程第 1 質疑

” 2 予算特別委員会設置

” 3 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号と同じ

再 開 午前 9 時 30 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第 1、これより質疑に入ります。

議第 6 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 7 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 9 号に対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 10 号に対する質疑ありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2 ページ、3 ページあるいは 5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページに関連してお尋ねをしたいと思います。

保険料が 6,612 万 9,000 円、21.4% を減額になっています。それから、広域連合への納付金が 5,235

万8,000円。13.2%減額になっているわけでありますけれども、その関連といえますか、お尋ねをしたいと思います。

税収が入らないので、その分広域連合に納付する額も少なくなったのだというふうに思うんですけども、その辺の関係がどうなっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 後期高齢者の医療保険料の件でございますが、保険料の額が減っているということにつきましては、制度が平成20年度から発足したわけですが、その後制度改正がありまして、軽減措置が拡充されたということで、例えば均等割であれば7割の人が8.5割になるとか、あるいは低所得者の方の所得割を2分の1にするとか、そういったことで保険料は減額になっております。

それに合わせて広域連合への納付金も減るということでございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 確かに、後期高齢者医療制度は、非常にスタートしてから国の方でいろいろ変わってきたというふうな状況があるので、その部分は理解をします。

しかし、広域連合として必要量を見たわけだというふうに思うんですね。それだけ金が集まらないということ、これだけの事業ができないというふうなことで、必要量を見たと思うんですが、その必要量の13.2%が、少なくともやれるという、もちろん税として徴収する部分についてはさまざまな減免の制度が途中から出てきたわけでありますけれども、そういうふうな観点からすれば、広域連合でのその必要量、そのお金を当初見越したのは極めて甘い計画であったのかなというふうに言わざるを得ないと思うんですけども、その辺の関係はどうだったのかということをお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 広域連合の方の予算でありますけれども、必要量というのは当初計算して出しておるわけでありまして、それが当然必要になるわけですが、その軽減によって減った分については、今回の補正予算にもありますが、保険基盤安定繰入金ということで、国と県と市の方で補てんするというようなシステムになっておりますので、その分については確保されるというふうに考えております。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑ありませんか。川越議員。

川越孝男議員 介護保険特別会計補正の4ページ、5ページあるいは8ページ、9ページについてお伺いをしたいと思います。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金が2,172万6,000円が歳入で入ってきます。そして、歳出では同額で基金に積み立てになっているわけでありますけれども、そこでお尋ねです。

一つは、交付金は、国の方から来るのは今回限りか今後どうなるのかということが1点です。

それから2点目は、今回の補正の2の1の1の19節に介護サービス等給付費というようなことで5,000万円計上されているわけでありますけれども、これらの関係が今回国で問題になり先ほどもお話にありましたように、介護に従事している人の処遇改善をするという、この部分のやつと、今回入

ってきた分そっくり基金の方で出ていくわけでありまして、今回のこの5,000万円とのこの趣旨での関連はどうなるのかということが2点目であります。

それから3点目でありまして、実質的な介護従事者の処遇改善はどのように担保されるのか。この3点をお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 お答えいたします。

まず、第1点目の交付金でありますけれども、今回限りの交付であります。

この交付金については、介護報酬がアップするという事で、それに伴って保険料もアップせざるを得なくなるわけですが、そのアップ分に対して軽減のために使うということで、そういう趣旨のもとに国の方から交付されるということです。

今、第4期の介護計画を立てていますが、平成21年から23年までであります、その間に保険料の軽減に充てるということで取り崩して使うということになります。

それから、第2点目の、補正予算の歳出の介護サービス等給付費の増であります、これは、介護報酬のアップとはかかわりありません、今年度において介護サービスの利用者の増といいます、特にデイサービス関係の利用が相当ふえているものですから、その分の給付費が足りなくなりまして補正をするということでございます。

それから、第3点目の介護報酬のアップの件でございますが、介護報酬の単価といいますのは、従事者の給料分ということではありません、介護をする経費の分が3%アップするということでございます。

寒河江市といいますか、山形県についてはそもそも単価が低いものですから、山形県については2.8%のアップというふうに見込んでいるわけですが、それらについては最終的には事業主等の判断になるかと思いますが、今の介護従事者の確保等の観点から言えば、いろいろな施設等の長等の話などを聞いてみますと、従業員の報酬のアップ分に充てたいというような話もありますので、ある程度は介護従事者の方に還元になっていくのではないかとこのように考えております。

伊藤忠男議長 議第12号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑ありませんか。松田議員。

松田 孝議員 業務予定量が非常に深刻な事態に陥って、大分修正になっているようですけれども、具体的にこの要因を伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 病院事務長。

今野要一病院事務長 お答え申し上げます。

今回、当初予算から業務予定量をかなり減じておるわけですが、この背景は、平成20年度から新たな病院改革プランをもとに病床数を減じたり、経営改善に努力してきたわけですが、その中の一つの項目として病棟の改修を行ったところでございます。

改修工事につきましては、7月から9月まで3カ月間行ったわけですが、その間、125床から31床減らしまして94床に変更して運営してきたところでございます。

その間の患者数を、当然当初もある程度は見込んであったわけですが、それ以上、超える患者数の減というようなことから、業務予定を変更するものでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 確かに、今の具体的な設備更新したことによって影響が出たというのも一つの要因かと思えますけれども、実際、病院に行ってみますと、どうしても総合病院のあり方について時間がかかって、あるいは受付から診察するまでの間が長かったり、あるいはいろいろな要因が重なっているんですね。

それが、個人病院ですと、どうしてもその場において、まず診察を受けるまでその場において時間もロスもなく、割と効率的に運営されているんですね。それが、2月からいろいろ市の行革が何かわかりませんが、やり方、手法が変わりましたよね。そうしたところが非常に患者さんは混乱しているんです、実際は。

それは、やはり行ったり来たりが何回もあって、何でこういうふうになったのかとあったので、結果的に見ると、効率だけを優先して、患者さんは後回しにして患者に負担をかけている、そういう実態が見えるんですね。

だから、せっかくそういう改革の中でいろいろやったんですけれども、あまりにも患者に迷惑をかけるようなやり方を進めたのではないかと私は思っているんですけれども、その辺について少しお伺いしたいと思います。

伊藤忠男議長 病院事務長。

今野要一病院事務長 改革プランの中の一つの項目として、医療情報システムの更新を掲げて、昨年来から準備してきたところでございます。その情報システムが2月から稼働しまして、今おっしゃられるように受付の方法なども一部変更して今運営しています。

従来ですと、予約患者さんについては外来の方に真っすぐ予約券を出したわけですが、今回のシステムから受付情報あるいは患者情報を一元的に管理するために、受付のところで一たん受付を済ませ、そしておのおの患者さんの診察に応じた順路表を患者さんに交付しまして、その当日の診療の中身がわかるような方法に変えたところでございます。

2月当初は、やはり従来からの予約患者さんは、その方法の周知がちょっと足らなかったということもありまして、一たん外来の方に行って、また受付に戻るといというようなことがあったものですから、即、職員が朝早くから玄関のところに待機しまして、一人一人説明をして、受付の方法の変更を周知したところでございます。

約1カ月間たっているわけですがけれども、今は順調に流れておりまして、順路表についても、受付の方が前の方に来まして、一人一人患者の方に親切に変更の知らせと順路表の交付を行っているところでございます。

あと、もう一つは今回の大きな改正点は、診療行為をしたところで即データを入力するというようなことから、会計に関してはかなり短縮になったというふうな評価をいただいているところであります。

今後とも、患者さんに不安のないような対応を職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 3ページ関係で、他会計負担金、他会計補助金の関係でお尋ねをしたいと思います。

収益的収入の1の2の2、260万円、今回補正になっているわけでありませけれども、これはどの会計からの負担金なのかお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、収益的収入の1の1の3の2,300万円、同じく1の2の3の2億2,200万円は一般会計からというふうに理解をしいのかどうか教えていただきたいと思います。

同時に、資本的収入の関係の1の2の1、3,500万円計上されているわけでありませけれども、これは備考の欄に1億円の一般会計の追加から国保の6,500万円分の減額分を差し引いたものというふうなことで、この3,500万円については理解をしいのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 病院事務長。

今野要一病院事務長 お答えします。

最初の収益的収支の260万円、他会計負担金についてはこれは国保会計から国保調整金として、保険事業に対する追加分でございます。当初、340万円を予定しておりましたけれども、600万円になることから追加分でございます。

二つ目の2,300万円と2億2,200万円については一般会計からの繰り入れでございます。

あと、資本的収支の方の3,500万円の関係でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、一般会計の方から4条資本への4,500万円とオーダリングシステム関係の5,500万円と合わせて1億円です。

それに対して、国保調整金の方の国保会計からの分が減額になるものですから、差し引きまして3,500万円を追加するものでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 そうしますというと、国保会計から病院への繰り出しは、収益的収入へ260万円の追加で、資本的収入へ6,500万円の減額というふうなことであるとすれば、6,240万円の減額というふうになると思うんです。計算上は。

ところが、今議会に提案され、一昨日に議決された議第8号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)では、市立病院に対する繰出金は6,250万円の減額補正となっているわけがあります。したがって、その数字と合わないわけがあります。というふうに私は思うんですけれども、これはどういう理由なのか御説明をいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 病院事務長。

今野要一病院事務長 お答え申し上げます。

当初予算とのちょっと関係も出てくるわけですが、当初予算では国保の方からは、予算では350万円を計上をしいただいておりました。

しかしながら、病院事業の方で国保会計と予算を計上するタイミングのずれから、病院事業の方の予算では340万円を計上をしいたところでございます。

そういう関係で、10万円の当初予算でのずれが生じておったために、今回調整を図ったものでございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 当初はどうであっても、今回の補正、国保会計から出す、そして病院の事業会計で受ける、あるいは一般会計からも出す、その金額で10万円合わないわけです。当初予算がどうこうでなくて、今回の補正の額が10万円合わないわけでありましてけれども、そこをちょっと私理解できませんので、後で詳しく教えていただきたいと思います。納得私できないんです。当初予算とは違うと思うんです。今回の補正というふうなことで、お聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 事務長。

今野要一病院事務長 今回の予算を比較しますと、今おっしゃるとおり10万円の差が出てくるわけですが、補正をする段階で当初予算との、病院の会計の方で260万円と。病院の会計で350万円とっておったんですが、国保会計の方では340万円の当初予算だったということから、今回10万円のずれが生じてきているというようなことでございます。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑ありませんか。新宮議員。

新宮征一議員 1点だけ、ちょっと質問させていただきますが、今回、佐藤市長が就任されて間もなく着手されたのが今回のこの予算ではなかったのかなと、大変御苦労されたことだと思います。感謝申し上げます。

そこで、今回の市長の平成21年度のいわゆる市政運営に関する資料の中でも、今年度は財政調整基金の繰入金を大幅に減額する、あるいは地方債の残高を減少させながら財政健全化に向けて予算にしたと、こういうことであります。

予算書を見ますと、4ページなんですけれども、第20款ですか、市債が13億5,910万円計上されております。これは大変な厳しい中でこれもやむを得ないのかな、そしてまた、この中には5億6,000万円何がしの臨時財政対策債いわゆる臨財債が含まれておりますので、それほど実質的には心配するものでもないのかなとは思いますが、平成17年に議会の方に示された行財政改革大綱の中に示された財政計画を見ますと、平成21年度の残高が180億円だったんですね。それに対して191億円ということで、11億円ほど残債が多くなる。それから、平成22年度では当初の、行革の財政計画なんですけれども、その中では162億円、こういう数字が出ておりました。

しかし、今回見ますと、これが先ほど示された実施計画ですね、これの財政計画を見ますというと、ここで約20億円、182億円ということで市債の残高が多くなっているということが伺えるわけなんですけれども、もちろん市長は平成21年度に新たな角度から行革そのものを見直して、そして新しい行財政改革大綱を策定すると、こういうふうなことでございますが、当然、ここでは平成21年度に策定されるその新たな行革大綱には、今回実施計画で示されたような数値でもって策定されるということに考えてよしいのかどうか、その辺1点だけお伺いしておきたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 御案内のとおり、財政の問題、市にとりましては大変重要な大きい課題であります。

新宮議員おっしゃるように、なかなか当初予算編成の過程においても、できるだけ市債の残高を減らす工夫というものを十分念頭に置きながら予算編成をしたところでもあります。

また一方で、財政調整基金というものも、やはりある程度確保しつつ財政運営をしていくということも大事であります。その辺の調整で苦慮しながら予算編成をしたところでもあります。

確かに、おっしゃるような以前の策定した計画よりは、若干数字の上では計画どおりには進んでいないという御指摘もあるかと思います。私としても、これまでの経過を十分踏まえながら、さらなる財政健全化に向けて一層取り組んでいくということでもあります。

ただ、国の方でも、いろいろな交付税措置あるいは臨財債の財政措置ということも当初予定した以外の要素の制度的なバックアップというんですか、そういうところも出てきておりますので、その辺のところも十分活用しながら、トータルとして財政の健全化をどう図っていくかということがやはり重要でありますので、十分新宮議員の御指摘も踏まえながら、一層健全化に向けた新しい行革大綱策定に向けて努力していきたいという考えであります。

伊藤忠男議長 新宮議員。

新宮征一議員 先ほども申しあげましたように、本当に厳しい中でこれだけの予算を編成された、こ

れには本当に私も心から感謝しておりますし、先ほども申しあげましたように、この臨財債が5億6,000万円も含んでいるというわけですから、それほど心配する必要はないと思います。

ただ、税財源にしても、市長の考え方としては積極的に税収のアップに努力をしていきたいという話も前に伺っておりますし、そのようにぜひあってほしいなというふうに思いますけれども、なかなかこの税収のアップというのもそう簡単にはいかない状況であろうかというふうに思います。

いろいろと指摘される部分はたくさんあるかと思いますが、とにかく行革というのはここで終わるというものではないはずですので、ここで見直すときに新たな視点で、それこそ本当に新たな視点で現代に合った行革というものを進めていただいて、財政の健全化に御努力いただきたいということをお願い申し上げておきます。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 ほかにありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今、情報化時代で非常にいろいろな電子機器が普及している中で、この寒河江市では86局の局内は光ファイバーが設置になっておりますけれども、87局に対してはまだその見通しさえないんですけれども、実際、今、市民からの非常に強い要望として、そういう配信をお願いしたいというような要望が重ねてあるんですけれども、その取り組みについてちょっとどういう見解を持っているのか伺いたと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 ただいま議員がおっしゃいましたように、やはり現在87局、西部地区でありますけれども、については光サービスができていないというふうな状況になってございます。

国におきましては、2010年までにブロードバンドゼロ地域を解消する目標というものを立てているようであります。通信事業者と一体となって進めるといふことにはしているようでありますけれども、その通信事業者としてやはり加入者の関係であるとか、投資と費用の、投下した資本の回収とか、そういうところでなかなか進まないような状況になっているようであります。

市としましても、これらにつきましては毎年国県に対しての重要事業の要望事項として挙げておまして、市の考えとしては、市町村がするというよりも国が直接事業者支援をして、国の責任でブロードバンドゼロ地域の解消を目指してほしいというふうなことで要望をいたしている状況でございます。

今後とも強く要望してまいりたいというふうに思っております。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 確かに、国県に対しては要望はいいんですけれども、事業者に対してやはりある一定の要望を出さないとなかなかこれは実現しないのではないかと私は思っているんですけれども、他市町の状況を見ますと、NTTに直接要望を出して、それを実現している自治体もかなり多くなっています。ですから、寒河江市がそういう対策をとっていないということが一つの要因になっていると私は思っているんです。

ですから、正確にその情報をつかんで、結果的に、今NTTでこういう施策に取り組むには全世界帯の2割の世帯が加入すれば十分可能だと言っているんですが、ですから、今の時点で2割ぐらいは達成していると私は思っているんですけれども、その辺の取り組みについてももう少し真剣に取り組んで、地域格差をなくしていただきたいと思っておりますけれども、その辺について市長の見解を伺います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 確かに、私もいろいろな地域を回らせていただいてそういう要望はじかにお受けしているところであります。

ぜひ、私みずから、事業者も含めて要望しながらそういう情報格差の解消に向けて努力していきたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 議第15号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑ありませんか。新宮議員。

新宮征一議員 国民健康保険、これも非常に今問題になっているというか、寒河江市だけでなく大変厳しい状況に置かれているわけですけれども、今回のこの予算の中で、一般会計からの繰入金金が2億1,000万円、そして繰越金から3,100万円ほどを予算として計上されております。

当然にして、これは厳しい状況はわかるわけですけれども、あくまでも国保は国保としての独自の会計があるわけですね。苦しいからといって一般会計から持ち出してということになりますというと、今回はやむを得ない事情かと思いますが、大変一般会計の方も厳しい状況にあるわけですから、それと先ほどもありましたけれども、病院に対しても一般会計からかなりの持ち出しをしなければならない、そういう状況にあるわけですね。

先ごろ、山新にも載っておったんですが、いわゆる国保事業の17団体が赤字だと。特に山形市に次いで寒河江市は1億1,049万円という、非常に大きな数値が出ておりました。この状況に対して、現在では今後の対応は未定だというように報道されておりますけれども、このまま続けた場合には、国保会計だけでなくして一般会計の方にもかなり圧迫されるのではないかなと懸念されますけれども、値上げについて、税率のアップについて市長は今後どのように考えておられるのか、その1点だけお聞かせ願いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 確かに、国保財政が厳しい状況であります。また、御案内のとおり一般会計も大変厳しい状況であります。

先般の地元新聞に掲載されました各市町村の状況であります。07年度の状況であります。そういったことで、大変国保会計についても厳しい状況が07年度ということで、08年におきましてそういったことを踏まえて、料金というんですか、値上げをさせていただいて運営していたところであります。

09年についても今回予算を計上させていただいておるわけでありましてけれども、09年については現行の水準で一般会計それから国保会計努力しながら運営をしていきたいというふうに考えているところであります。

その後については、状況を見ながら検討していかなければならないというふうに思っております。

伊藤忠男議長 議第18号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑ありませんか。那須議員。

那須 稔議員 今回の水道事業会計予算の中で、4 拡の事業が取り組まれているということで、この4 拡がたしか平成13年から取り組みまして、平成26年ということで13年の事業で進んでおります。

それで、今回の予算の中で、事業完了、どのくらいの進捗状況になっているのか、それから平成26年までの見通し、どういうふうを考えておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

それから、この4 拡の事業の中には、配水管網の見直しの拡充計画が入っております。そして、その中で老朽管の更新事業が計画をされておられますけれども、事業の進捗状況どうなのか、見直しについての考え。

それから3点目ですが、特に今地震の問題、耐震の問題がありまして、この老朽管の更新事業とあわせて、要するに配管の耐震対応などもしていると思うんですが、その辺の状況、これは4 拡で取り上げた老朽管の耐震の進めぐあいもあると思いますけれども、全体の中での耐震のパーセント、どんなふうになっているのか。実際にはその配管自体何キロメートルくらいあるのか、お示しをさせていただきたいと思います。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

那須勝一水道事業所長 お答え申し上げます。

今議員さんからありましたように、4 拡事業が平成13年度からスタートしております。

それで、事業の進捗率でありますけれども、現在事業費ペースで63.5%を完了することとなります。あと6年間ありますけれども、今後は送水施設ですけれども、楯ポンプ場、谷沢ポンプ場などのポンプ、さらには計装設備の更新などがあります。それから、老朽管更新事業も取り組んでおるところですけれども、計画では41キロメートルほどの更新、布設がえを計画しております。その工事ですけれども、平成20年度で19.7キロメートルほど完了する見込みであります。進捗率が48.1%となる見込みであります。

それから、耐震管ですけれども、平成19年度から布設がえ等をするものについては、耐震管を全面的に採用するとか、取り入れていくように計画しているところであります。配水管の延長が全体では300とんで5キロメートルほどあります。それで、その間の耐震管を使用しているものが、現在では16.5キロメートルほどになっております。耐震化率になりますけれども、配水管については5.4%となっているようです。

それから、これは平成19年度の数値ですけれども、平成18年度では2.2%でしたけれども、平成19年度の末では5.4%、2.2%ほど伸びております。

これからも、全面的に耐震管を取り入れて整備を進めていかなければと考えております。

以上であります。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 4 拡については63.5%ということで順調な見通しになっているようでありましてけれども、これは老朽管の更新事業については48.1%と、残すところもう6年ほどしかないということで、単純に計算しても5キロメートルぐらいのペースで入れかえをしないといかないということで、この辺のところについてどういうふうを考えているのか、今後の見通し、実際に終わるのかどうか。

それから、耐震については、これはライフラインということで大変大事なところで、特に前あったように、全体的には300キロメートルあるんだけれども、5.4%と非常にこれは低い数字ではないかと

思っております。ですから、当然これは4 拡の方でもやられると思うんですけども、実際的には耐震については新たな計画と申しますか、要するに4 拡とは別に計画を立てて、その上で私はしていく必要があるんだと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思っております。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

那須勝一水道事業所長 老朽管の更新事業ですけれども、これから6年間ほどあります。大体48%、半分ぐらいの進捗状況です。一応計画では16億円ほどの計画になっていきますけれども、残り8億円ほどありますけれども、毎年1億5,000万円ほどずつ事業費を計画しているところです。

それから、耐震管ですけれども、やはり全国の配水管の耐震化率は平成19年度で11%ほどになっているようです。寒河江市でも平成19年度からは積極的に耐震化を進めるということですので、今後も布設がえ、さらには布設をするときには耐震管を入れると、さらには4 拡事業以外の更新事業もあります。その事業に対しても耐震管を採用していきたいと考えております。

以上であります。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 耐震化は、私、ライフラインということで地震があった場合にこれは非常に必要な部分だと思うんです。それで、5.4%、全国11%なんですけど、それでも低いということで、私はこれは計画的にやっていかなければ、非常に計画を要する部分ではないかと思っております。

それで、市長にお伺いしますけれども、配管の耐震化、寒河江市内ではまだ低いということなんですけど、私はこの辺は新たな計画を立ててその上で私は実行すべきだと考えておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 確かに安全・安心というんですか、30年間の間には必ず大地震が来るというふうに言われているわけで、過去の新潟とかいろいろの例を見てもやはり水道水、飲料水の確保というのは大変重要であるし、寒河江市としても御指摘の耐震化の割合が極めてまだ不十分だということでもあります。

確かに、財政状況もあるわけでありまして、安全・安心な市民生活を確保するという観点から、その推進に向けてぜひ努力して、いざというときに備えていかなければならないというふうに思っているところであります。

伊藤忠男議長 議第25号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑ありませんか。那須議員。

那須 稔議員 これ、ブックスタート事業ということで、これはブックスタート事業を推進するための基金条例ということで定められると思うんですが、これは読書というよりも子育てということに絡んでの事業の役割が大きいと思うんですけども、今回のこの事業の内容についてお聞きをしたいと思います。

そして、これは配布対象年齢はどういうふうに考えていらっしゃるのか、それから、配布をする際にどういうふうな配布の方法を考えているのか、それから、配布対象人数をどのようにとらえているのか、それから、どのような本を配布をされるのか、4点お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それではお答えいたします。

このたびのこのブックスタート基金条例につきましては、鈴木一作氏の寄附金をもとに行う事業でございます。

今、御質問にありましたように、単なる読書推進だけでなく、子育て支援の一環ということで教育委員会とまた市長部局が手をとり合いながら進める事業でございます。

この対象者でございますが、その年に生まれた新生児の方、満1歳に満たない方を対象に実施をしていこうということでございます。

そして、配布をする方法につきましては、3カ月児の健診のときにこのブックスタートのパック、絵本2冊と専用の袋を予定しておりますが、これをブックスタートの趣旨を説明しながら配布をしていくということで考えております。

年400名弱、その程度の方になるかと予想しております。実際、3カ月健診には95から98%ぐらいの方が受診いたします。そして、そのとき来られなかった方につきましては、次のときの3カ月健診で、実際その赤ちゃんにつきましては4カ月になるわけですが、また来るようになっておるそうでございます。そんなことで、3カ月健診、そしてその後3回ほどの健診で来られなかった方をフォローしながら配布をしていきたいと考えております。

この趣旨につきまして、今御質問にありましたとおり単なる読書推進、絵本を読んで聞かせて心を育てるといふ、そういう目的もございますけれども、子を持った保護者の方が子供さんとともに絵本を通して触れ合う、家族としてのそういう役割、そういう触れ合いの時間を持つ、そのきっかけをつくる事業ということで進めていくことにしております。

御理解をよろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 今あったように、1歳未満の乳幼児が対象で、3カ月健診の際に配布をするというような説明がありました。

それで、これは3カ月健診、1歳未満ですからほとんどの乳幼児が対象になるかと思っておりますけれども、その辺、実際にどのくらいのパーセントを考えているのか。

それから、実際にこの本は、要するにブックスタートというのは子供をひざに抱いて聞かせるということがブックスタートの始まりですから、どういうふうな本の選定をされるのか。

それから、今回、この基金として500万円ほど鈴木さんからいただいて積み立てをしておりますけれども、今後の事業との絡みでこの500万円をどういうふうに考えていらっしゃるのか、ここをお聞きしたいと思います。

伊藤忠男議長 工藤課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 お答えいたします。

乳幼児の方につきましては、3カ月健診の受診率が95から98%ぐらいということ、そして、そのとき来られなかった方につきましては、次の受診をとということで3回ぐらい対象にしていきますと、ほとんどの方が受診されるということで、まずお渡しできるかと思えます。

あと、本の選定でございますが、本の選定につきましては教育委員会の図書館の方でその作業に当たるということで、そしてこのブックスタート事業をよりよく進めようということで、NPOの団体等もございまして、そういった団体がよい本を割安でということであっせんもしております。そういった部分も利用させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

そして、さらに専用の絵本袋もセットでということでございますが、その専用の絵本袋を持って図書館に、図書館にもまたそういうブックスタート関係の本をそろえておりますので、そういう本を借りに来たときには、「あ、この方は今ブックスタートを行っておる方」と、そういう目印にもなり、図書館側でもフォローできるという意味で、その専用の袋を配布することにしております。

そして、このたび、基金の額が500万円でございます。今年度の予算には80万8,000円ほど計上してございますが、袋の方が大きい単位で注文しますと非常に安くできるということで、袋については3年分を計上しながら、本につきましては400名弱で一方に2冊ということで予定をしております。事業費を積算しますと500万円でちょうど10年分ちょっとに当たる予算でございます。鈴木さんの方からは自分のできる限りブックスタート事業を続けてほしい、それなりの支援も考えているというお言葉をいただいております。このたび500万円でスタートさせていただくものでございます。

伊藤忠男議長 議第30号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑ありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回、管理条例ということで議案出ていますけれども、この一つとして、今、若い人、高校生とか大学とか、そういう方々の支援の一つとしてこの基本料金……(声あり)違うか。

伊藤忠男議長 現在35号を言っているんですよ。

松田 孝議員 んで、終わったんだわ。

伊藤忠男議長 議第36号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第6号及び議第14号から議第24号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号及び議第14号から議第24号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第25号、議第26号、 議題27号、議第37号
厚生経済委員会	議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第28号、 議第30号、議第32号、 議第33号、議第34号、 議題36号、請願第1号
建設文教委員会	議第7号、議第29号、 議第31号、議第35号
予算特別委員会	議第6号、議第14号、 議題15号、議第16号、 議第17号、議第18号、 議題19号、議第20号、 議題21号、議第22号、 議題23号、議第24号

散 会 午前10時28分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 2 1 年 3 月 6 日 (金曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	1 0 番	佐 藤 毅	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
安 彦 浩 市 民 生 活 課 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 長	山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長	荒 木 利 見 教 育 長
兼 子 善 男 病 院 事 務 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
兼 子 良 一 水 振 興 課 委 員 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長
兼 子 良 一 監 事 務 局 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 3 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 6 日（金曜日）

午前 9 時 30 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 30 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき、答弁時間も含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。 一般質問通告書

平成 21 年 3 月 6 日（金）

（第 1 回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	市長のマニフェスト関連について	子育て支援対策について 地域間交流について	7 番 國 井 輝 明	市 長
2	中学校給食の実現について	中学校給食の早期実現への新たな方向性について	6 番 杉 沼 孝 司	市 長 教育委員長

3	市長選挙における マニフェストにつ いて	地域座談会開催について 職員の地域担当制について 高齢者の元気づくり、ミニサロンの開 設について	5番 工藤吉雄	市長
4	生活環境対策につ いて	未整備地域への下水道整備について 高齢者や交通の不便な地域での移動手 段について	12番 松田孝	市長
5	農業振興策につ いて	農業の担い手・後継者育成の具体的な支 援について 集落営農組合の活動と支援について		市長
6	「全国体力・運動 能力・運動習慣調 査（全国体力テス ト）」の結果からの 本市の対応につ いて	全国の小学校5年生と中学校2年生を 対象とした「全国体力・運動能力・運動習 慣調査」を踏まえて、本市の未来を担う子 供たちのための施策をどのように構築し ていくのかについて	3番 石山忠	教育委員長

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号1番について、7番國井輝明議員。

〔7番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 おはようございます。

まずは、佐藤洋樹市長におかれましては、昨年12月の寒河江市長選において御当選されましたことに祝意を述べさせていただくとともに、これからの寒河江市のかじ取り役として、これまで培ってこられました手腕を存分に発揮され、市勢発展に向け御活躍されますことを期待いたすものであります。

また、さきの選挙において、市長は幾つかのマニフェストを掲げ当選されたわけですが、その中の2点について、これと関連するところもあわせてお伺いさせていただきます。

それでは、質問に移らせていただきます。

私は緑政会の一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号1番の、子育て支援対策について質問させていただきます。

山形県の乳幼児医療制度は、乳幼児の健康な発育の支援と、次世代を担う子供を産み育てやすい社会環境を整備するため、医療保健各法による個人負担額相当分を公費負担する制度であることは御案内のとおりであります。制度の対象者はゼロ歳から6歳の就学前の乳幼児であり、かつ子供の扶養の所得が所得制限額以下の場合該当となりますが、第三子以降の乳幼児については、この所得制限を撤廃し、全員が乳幼児医療制度に該当させ、全額無料となっております。

本市においても県の制度に準じて実施してこられたわけですが、市長のマニフェストには、「就学前までの乳幼児医療費を無料にして子育てを支援します(1年以内)」と書かれておりました。県の制度に上乘せした考えであり、皆様に配付されている3月定例議会の予算書にも予算化されており、実施する考えであることは理解しております。

そこで、質問させていただきますが、これまで乳幼児医療の無料化に該当しなかった人数はどの程度いたのか、また財源の配分はどのようになっているのか、実施の時期はいつになるのか、お尋ねいたします。

また、これに関連し質問させていただきますが、厚生労働省が2月24日、社会保障審議会の部会を開き、新保育制度の骨格をまとめたとの記事を2月25日の日本経済新聞で目にいたしました。この制度では、現行の市町村経由でなく、保護者が直接保育所に申し込む仕組みを導入し、保育所間の競争を促して質を高めるほか、保護者の要望にこたえやすく、親がパートで働く子供などにも保育の対象を広げる、公的資金の支援を使って保育所の増加を促すなど子育てをしやすい環境を整備するというものです。

この制度が施行されれば、パート勤務の親の子供も対象になるほか、専業主婦のケースや、保育所などに一時的に子供を預けるサービスも一定量を確保するというのです。本市において保育が必要となる子供の人数はどの程度ふえる見通しか、また施設が足りなくなる等の想定できることはないか、民間保育所との関係などどう考えているのかも含め、今後検討しなければならないことはないのかお尋ねいたします。

さきに述べさせていただいた乳幼児医療の無料化、新保育制度への対応以外でも、新たな子育て支

援対策などお考えもあれば、お答えいただきたいと思います。

次に、地域間交流について質問させていただきます。

これまで本市では、さくらんぼにこだわった政策で交流人口をふやすためにさまざまな取り組みをしてまいりました。チェリーランドの建設、花咲かフェアの開催、通年観光等々数多くあるわけですが、市長におかれましては、新たに仙台圏との交流の促進を目指しておられます。

そもそも交流人口をふやす目的は、寒河江市の情報発信や、寒河江市の魅力を内外の多くの方に知っていただくことと認識しており、このことにより、さらなる交流人口の拡大を図り、本市活性化につながり、ひいては地元商業の活性化や定住人口の増加にもつながるものと考えます。

現在、寒河江市として姉妹都市を結んでいる寒川町であります。こちらとの交流では、地元のライオンズクラブや青年会議所等々の団体でも交流を積極的に進められておられるようであります。地元の青年会議所が寒川町に出向いて交流会を開催した際には、大変な盛況ぶりであり、こちらから持参した食材は完食されたものと聞いております。寒河江の食文化は向こうでも通用することは実証済みであります。

こうした活動をきっかけに、首都圏へも本市のPRができるわけであり、今後も寒川町との関係を密にし、寒河江市を大いにアピールしていけば、本市発展につながるものと私は期待しているところであります。

また、話は変わりますが、昨年地元のサッカークラブチーム、モンテディオ山形がJ1昇格を果たしました。本県での試合開催時には、全国から何万人ものサポーターが来県されるわけですので、このことについても本市として目を向けて取り組まなければならないと私は思います。

さて、市長のマニフェストについてですが、「仙台圏との交流をより活発にするため、仙台寒河江会を創設するとともに、仙山線と左沢線の相互乗り入れを目指します(2年以内)」と書いておられました。また、市長の施政方針説明で、観光のことではありますが「広域的な観光・交流事業の推進につきましては、高速道路で直結する仙台圏域との物的・人的両面での交流を促進するため、「仙台寒河江会」の創設を目指した取り組みを進めます」と述べられておりました。

ここで、本市と他の地域との交流や交流人口をふやすために、三つほど私の考えを述べさせていただきます。これを踏まえて御答弁いただきたく存じます。

一つ目、左沢線と仙台空港を直接結びつけることにより、さらなる交流の増加が見込まれるのではないかと。

二つ目、山形自動車道と東北中央自動車道を結ぶ村田ジャンクションでは、仙台及び福島等へのアクセスは遠回りであるため、直接結ぶ路線が好ましいと思う。

三つ目、東北中央自動車道が整備されることにより、郡山市、福島市との人・物流が本市にとっても大きなメリットがあると考えられると思い、これらは国・県あつての施策と思いますが、本市にとってまちづくりの重要なことであり、仙台圏との交流と一緒に考えて考えるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

さきに述べさせていただきましたが、寒川町との交流として、本市としてはどのようなことを行っているのか。現在、仙台圏との交流はどのようなものがあり、そして公約の実現に向けどこから手をつけ、どのような戦略、結果を望んでおられるのかお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 國井議員から、私のマニフェスト関連について2点、御質問がございましたので順次お答えを申し上げます。

最初に、子育て支援関連でありますけれども、初めに、乳幼児医療の無料化の問題であります、該当しなかった人数についてということでありまして、新たに該当することになる人数ということであろうかと思えます。

現在の乳幼児医療の受給状況を申し上げますと、ゼロ歳から6歳までの乳幼児、市内に2,643人おるわけでありまして。そのうち今の制度で受給しているのは2,571人ということで、このたびの制度改正によって新たに該当することとなるのは、所得制限外と一部負担があった分、合わせておよそ840人程度というふうに試算をしております。

それから、財源はどうかということでありまして、現行制度では県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担していくということになっておるわけでありまして。このたびの改正で市単独事業分でありまして、市の一般財源で措置をするということになるわけでありまして。

それから、実施の時期はいつごろかというお尋ねでございますけれども、給付するシステムの変更に一定時間かかります。それから市民の方々に周知する期間ということを考えていたしまして、7月1日から実施したいというふうに考えているところでございます。

新年度予算では市の単独分については7カ月分を措置しております、医療費。7月からですけれども、2カ月おくれの請求になりますので、9月分からということになりますから、それから3月までということで、新年度予算では7カ月分を予算化させていただいているところであります。そのほかシステム変更経費など合わせて630万円をその分として計上しているということでありまして。

次に、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会の第一次報告についての御質問でございますけれども、御案内のとおり、この部会は次世代育成支援のための具体的な制度設計の検討でありますとか、子育て支援サービスの基盤整備などについて審議をするために、平成19年12月26日に設置されたものであります。昨年3月から次世代育成支援のための新たな制度体系の検討を開始して、昨年5月に基本的な考え方を取りまとめ、本年2月の24日に先ほどお話がありましたけれども、第一次の報告がなされたものでございます。

厚生労働省のホームページでありますとか、新聞報道によりますと、今後の新たな制度設計に向けた中間的な取りまとめとして、これからの保育制度のあり方について、新たな保育の仕組みというものが見られているところであります。保育所への入園については、現在は市町村が親の就労時間などに基づき優先順位をつけて割り振っているわけでありまして、部会報告では、親の申し出を受けた市町村が入園について必要と判断した場合、認定証明書を交付して、保護者はそれを持参して自分の選んだ保育所に直接入園を申し込む仕組みとなるようであります。

議員御指摘のように、保育所間の競争を促して保育の質を高め、また保護者の要望にもこたえやすくするというとらえ方もあるわけでありまして、また一方では、特に民間の保育所では保育所間の競争によるコスト縮減での保育の質の低下でありますとか、保護者には入れる保育所を自分で探す手間が生じる、さらには保育所側には入所者の選考ということで、新たな事務負担が発生するなどという課題も懸念されているわけでありまして。

この制度の施行によりまして、保育が必要となる子供の人数はどの程度ふえるのか、それから施設

が足りなくなることはないかというような御質問でありますけれども、親がパート勤務であったり、専業主婦でも一時的に保育の必要な子供も保育所に入れるということになりますと、今以上に入所できる範囲が広がり、施設が不足することが懸念されるわけであります。

しかしながら、今後においてはこのようなたとえ範囲が広がった場合でも、現在の少子化傾向という中で、実際3歳以上の児童というものについては現在も減少している状況があります。そういったこととか、親がパートや専業主婦の子供がどのくらい入所を希望するかというのは、現時点ではなかなかつかみ切れないというところがあるわけでありますので、現在のところは、総数では現在の入所者数を大きく超えるようなことはないのではないか、というふうに考えているところであります。また、寒河江市では認可外保育施設の受け入れにまだ余裕があるということでありますので、施設が不足するということは予想していないという状況であります。

ただ、市立保育所におきましては低年齢時の入所希望者がふえた場合には、受け入れる体制の整備として、施設の改修が必要になってくるという場合が想定されるということであります。

いずれにいたしましても、少子化対策特別部会では今後も新たな制度体系の具体化に向けて検討を続けていくようでありますので、その動向を注視していかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、乳幼児医療の無料化等のほかに新たな子育て支援の対策はあるのかということでありますけれども、施政方針の中でも申しあげましたけれども、少子化対策の一環として、妊婦健康診査の助成対象回数を現在の5回から、理想の回数と言われております14回に拡大実施することとしております。また、認可外保育施設の保育水準と、その利用者の利便性の向上を図り、より安全・安心な保育の実施というために、国で定めました認可外保育施設の設置基準より高い市の独自の基準といたします認証保育所制度の創設にも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、子育て関連の施策というものを総合的に推進していくための組織の設置というものも進めていきたいというふうに考えております。これまで子育て関連の事業につきましては、健康福祉課内の児童家庭係のほかに乳幼児医療を担当する国保医療係、さらには母子保健を担当する健康指導係というところで分担して実施してきたわけでありますけれども、今日の子育て支援に対する市民の皆さんの要望というものにスピーディーにかつ総合的に対応していくために、21年度から子育てにかかわる事業を集約して所掌する、仮称ではありますけれども「子育て支援室」というものを設置し、少子化対策の一層の推進に取り組んでいく考えであります。

次に、2番目の地域間交流についての御質問でありますので、お答えを申しあげます。

南東北との交流を仙台圏との交流と一緒に考えていくべきではないかというような御質問でありますけれども、御案内のように仙台圏域、100万人の人口を擁し、東北地方各地から買い物客を引きつける東北地方の経済の中心でございます。そして高速道路の整備などによりまして、仙台経済圏が本県の村山地方や福島県北部などと一体となって拡大していると言われていたわけであります。この仙台圏との交流拡大というものを図っていくことによって、南東北にもその効果が波及していくものと考えているわけでありまして、そういった意味で、本市は仙台圏と高速道路で直結しているわけでありますから、そういう交通の利便性、条件が恵まれているということから、まずは仙台圏との交流を促進していきたいという考えであります。

仙台圏との交流がより一層進んで、人や物の流れがさらに活発化していけば、議員がおっしゃるよ

うな左沢線と仙台空港との直結でありますとか、仙台とを直接結ぶ道路の実現にも将来つながっていくのではないかというふうに思っているところであります。

次に、寒川町との交流についての御質問でありますけれども、平成2年11月1日に姉妹都市締結以来、市それから市議会の皆さん、それから民間の各団体の皆さんなど、あらゆる方面での活発な交流が進められてきているわけでありまして、平成2年の寒川町で行われました姉妹都市締結調印式に市長が臨んで以来、平成3年には市長、それから議長一行が寒川町を訪問して、企業等を視察しているわけでありまして、それから平成4年には市の町会長連合会、それから市の少年少女合唱団の訪問、平成5年からは市の職員研修を、これは14年まで継続して実施しているわけでありまして。

また、平成7年には中学生が30名交流事業を行って、平成8年には災害時の支援協定を締結しているということでありまして。さらに、平成10年には「かながわ・ゆめ国体」を市長、議長が視察をし、12年には寒川町の観桜駅伝競走大会に寒河江市招待チームが参加する。さらには平成12年と17年には市の議員の皆様方が訪問するなど、さまざまな交流が進められてきております。

また市民、それから民間団体レベルの交流も活発化しているわけでありまして。寒河江の臥龍ライオンズクラブでは、平成4年に姉妹クラブとしての交流を始めて以来、これまで17年間さまざまな交流事業を実施しているとのことでありまして。毎年恒例となっております年2回の交流事業、昨年6月に本市でのさくらんぼ交流として、さくらんぼ狩りと会員間の交流。それから11月には寒川町の産業祭りへ参加して、山形山菜鴨鍋チャリティー出店を実施し、売上金の一部を町の社会福祉協議会に寄附するということでもあります。

さらに、寒河江の神輿會におきましては、平成4年に寒川町の浜降祭初参加以来、毎年7月の海の日に大型バスで17年間継続して参加しているわけでありまして。寒川の神輿會は、毎年9月の寒河江まつり神輿の祭典に応援みこしとして参加してきていただいておりますし、その中で市役所神輿會との芋煮会などの会員相互の交流を図ってきているという状況であります。

また青年会議所におきましては、恒例となっております11月の寒川町への産業祭への参加、それからその中で寒河江の物産品を販売するということでもあります。そして地元の食材などを持参しての会員間の交流。さらには6月にはさくらんぼ狩りなどの交流ということで、隔年で、1年置きですけども、隔年で相互交流を実施しているなど、さまざまな団体におきまして交流が積極的に行われているという状況にあるわけでありまして。そういう寒川町とのこれまでの交流実績があるということでございます。

さらに、御質問でありますけれども、現在どういう仙台圏域との交流を進めているのかということではありますが、毎年さくらんぼキャンペーンにおきまして、市とJR東日本、それから市の観光協会、それから寒河江市周年観光農業推進協議会、それから寒河江温泉協同組合というところ、それぞれの団体が一緒になりまして仙台駅でのPR、それから新聞社・テレビ局などへの直接訪問をしてテレビ番組などへの参加などを通じてですね、寒河江のさくらんぼのPRを行ってきているわけでありまして。また、寒河江に仙台圏の中学校から参加していただいているということでもあります、田植えやさくらんぼ狩りなどの農業体験でありますとか、そば打ちなどの生活文化体験、それから手づくりアイスなどのグルメ体験とか観光体験など、毎年多くの中学校の方から参加していただいて、好評を博しているという実績があるわけでありまして。そういった仙台圏との交流が、現在これまでも実施されてきているというところであります。

さらにJRの仙山線と左沢線との相互乗り入れということでもありますけれども、現在、さくらんぼ祭り期間中の恒例運行ということで、トロッコ列車、風つ子号列車ということでもあります。これを秋の行楽シーズンに合わせて仙台市から寒河江市へ直接乗り入れる計画を現在JRで検討していただいているところであります。これらにあわせてJRと各観光団体とが一体となって、本市の積極的なPRを進めていきたいということでもあります。

また、新たに神輿の祭典寒河江まつりのPRのために、神輿會と一緒にになりまして、みこしを直接仙台の方に持参をして、仙台市などにおきましてみこし渡御を行うなど、寒河江まつりや本市の観光へ誘客に努めていきたいというふうに今後考えているところであります。

また、現在県が行っております仙台・やまがた交流連携事業、これは広域仙台都市圏、仙台の方にも14の市町村があるわけでもありますけれども、その14市町村、それから県内の村山の14市町村というのが合同で交流連携促進会議というものを持っております。さまざまな交流を進めているわけでもありますけれども、その中の事業の一つであります仙山交流味祭というのを実施しているわけでもあります。これは山形と仙台と両方でそれぞれ実施しているわけでもありますけれども、仙台で実施する際に寒河江の方からも出店をして、本市の特産物のPRができるよう、ぜひ市としてもサポートしていきたいというふうに考えておりますし、また市単独での仙台市での物販なども今後検討をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、お尋ねの仙台寒河江会でございますけれども、寒河江市のサポーターとして、仙台圏へのPRや交流事業をより一層推進していくことを期待して、創設を考えているわけでもあります。まずそのためには、核となります方々の人選を行って準備会を立ち上げていかなければならないというふうに思っているわけでもありますけれども、現在仙台には山形県人会というものがああります。また地元の寒河江高等学校の卒業生の方でつくっておられる仙台長陵会というものも存在しておりますので、そうした会員の方々の指導をいただきながら、その組織づくりの準備に努めていきたいというふうに考えているところであります。

こうした仙台圏との交流、それを活発化していくことによって、本市の産業振興、経済活発化が図られていくというふうに私どもは考えておまして、そういった意味でぜひ寒河江をPRして、定住人口をふやしていきたいと思っておりますし、また新たな寒河江の魅力を発信していければというふうに思っているところでございます。

それから、モンテディオの支援につきましても施政方針の中でも記載させていただきましたとおり、市民の皆さんと一緒にあって応援、バックアップを頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 私の1問目の質問に対しまして丁寧な答弁賜りまして、まことにありがとうございます。大変丁寧な答弁でありまして、詳しい内容まで詳細にわたっての答弁で、本当にありがとうございます。

私もちょっと感じましたのは、正直、乳幼児医療の無料化の件に関しまして、人数的には約840名程度というようなことで、予算も630万ほどだということで、まずは7月1日のスタートということに向けて、市民の皆さんと申しますか、子育てをしている親御さんたちには大変喜ばしいことなのかなというふうには思います。

それで、一つ私もほかの市町村とか国、県の動きでちょっと気になる場所がありまして、この辺7月1日に乳幼児の無料化、就学前までの無料化を進めるということではありますが、この辺の年齢的な引き上げ等は今後お考えではないか、その辺などもお聞かせいただきたいというふうに思います。

あとは保育の関係であります。市長の答弁でもありました認可外の保育にまだあきがあるということで、その辺、保育所と民間の保育所との連携も今後密にさせていただきながら、これからの子育ての支援について、いろいろと政策とかも進めていただければなというふうに思っております。

またいろいろ答弁いただきまして、寒川町との交流というものも、正直私まだ議員になってまだ2年たっておりませんが、寒川町との議員との交流はこれまでさせていただきましたが、私自身も今後寒川町と交流、向こうの方に行かせていただいて、いろいろ勉強させていただきながら、寒川町との交流も密にしながら、向こう首都圏の方からも、こちら寒河江市の方に足をこれからもっと運んでいただき、寒河江市の魅力を寒川町の方々も向こうの方で広げていただければなというふうに期待しているところであります。

大分行政といいますか、市の方では大変な行事もしているということで、また民間としての交流も本当に活発だということで、私は正直、きょうの答弁を聞いて、まずは安心しているところであります。まず、その先に姉妹都市を結んだ寒川町でありますので、仙台圏との交流も当然重要であります。寒川町との交流も今後引き続き促進していただければなというふうに思います。

それで、仙台圏との交流の件につきましても、市長の頭の中と申しますか、ビジョンとして大変素晴らしいことかなというふうに思っています。うまくこの辺の仙台寒河江会の創設に軌道に乗せていただき、寒河江市に足を運んでいただく。まさに交流人口をふやしていただき、寒河江の魅力、また仙台から寒河江に来て、ぜひ寒河江に住んでみたいという、そういった機運も高まればなというふうに正直思っているところであります。

また、先ほど私の思いをちょっと1問目で述べさせていただいた仙台空港を結ぶような路線のことに关しまして、やはりさきに述べていただいた交流が活発になっていかなければ実現はまずちょっと難しいような感じはいたしますが、どうしても南東北という一円での交流を促進するためには、そういった交通ですね。路線また道路というところの整備というのは欠かすことのできないものと思っております。南東北だけでなく、寒河江市の発展にも必ず必要というふうに思っているところであります。

ですので、以上ちょっと私の2問目でお伺いしたい点は、先ほど申しあげました乳幼児医療の年齢

の引き上げ、そういったところのちょっと御答弁をいただきたいなというふうに思って、私の2問目とさせていただきます。よろしくお願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 乳幼児医療費の無料化の引き上げ、私の公約の中で就学前までということですので、公約は実現しなければなりませんので、当初予算において就学前までの事業費について予算化をさせていただいたというところであります。

ただ、御案内のとおり他の周辺自治体も含めてでありますけれども、さらに充実をしていかなければならないというのは当然念頭にあるわけでありまして。そういったことでありますけれども、ただやはり、さらに上昇していくということであると、その必要な経費というものも当然かかってくるわけでありまして、その辺のところは今回まず実施をさせていただいて、その効果なり反応というものを見させていただいて、私これからやろうとしている地域座談会などでも、いろんな声をお聞きした上で、さらに充実について検討をしていかなければならないというふうな大きな課題だという認識を持っているところであります。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 ありがとうございます。

これから検討、しっかりとした検討をしていただき、まさに寒河江市の人口がふえていきつつ、企業などの誘致で寒河江市がだんだん人口がふえてきて、そういった整備というような面で今後必要になってくるのかなというふうに思っております。

今後、市長がますます活躍いただくことを期待するところでありますが、今回私が質問させていただいた内容は、今後の寒河江市の発展に正直欠かすことができないものと私は思っております。そうした中で、本市としては仙台圏との交流はもとより、南東北という観点に立って物事を考えていただき、ますます発展をしていくように活動をしてもらいたいというふうに思います。

本市の魅力を多くの皆様に持っていただいて、本市に足を運んでいただき、「将来寒河江に住んでみたい、寒河江に住んでみよう、そして寒河江に住んでよかった」と言っていただけるようにするためにも、また関連して、子育てしやすい環境の整備というものは大変重要なことであると私は思うのであります。

最後に、今後さらなる交流人口の増加を図り、本市の活性化、そして定住人口の増加につなげ、寒河江市をますます発展させなければなりません。市長におかれましてはその先頭に立ち、今後の活躍を期待するものであるとともに、我々も望むべきところは寒河江市勢の発展でありますので、議員並びに市職員が一丸となって、今後一緒に取り組んでまいらなければならないというふうに思います。

このようなことを申しあげて、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号2番について、6番杉沼孝司議員。

〔6番 杉沼孝司議員 登壇〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

初めに、佐藤市長には昨年12月の厳しい選挙戦を乗り越え、新市長就任まことにおめでとうございます。アメリカのサブプライムローンに端を発した世界経済の悪化による不況は、昨年の後半より世界的な経済不況として我が国にも波及し、また電機製品・自動車の販売不振等により、我が地方都市にまでも一瞬にして押し寄せてまいりました。戦後最悪となる不況に直面し、税収の減少も予想されるところであります。この荒波を佐藤市長にはこれまでの経験を遺憾なく発揮していただき、市民が安心して、明るく暮らせる市政運営を図っていただくことを御期待いたします。

さて、私は緑政会の一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号2番、中学校給食の実現について伺います。

昨年12月の市長選挙において、佐藤市長のマニフェストに「中学校給食を2年以内に実施する」と掲げられましたが、小中学生を持つ保護者、家族を初め多くの市民より「いつからなるんだろう」と熱い期待が寄せられております。しかし、私は「腹減ったのさ飯食うみたいなことはいかねえ。準備が大事だからいましばらく待ってほしい」と、尋ねられた市民の方に理解を求めています。

寒河江市の小学生数は、平成17年に2,621人でありましたが、山形県の推計によりますと、平成27年に2,435人となり、平成17年と比べ、この10年間で7.1%、186人の減少となっております。平成20年の小学生の実数がありますが、これは2,490人で見ますと、平成17年と比べ、3年間で5%、131人の減少となっており、さらに当市の小学生数の見込みでは、平成26年度には2,322人ほどとなり、平成17年と比べ11.4%、299人の減少と、こんなふうになるようであります。

調理場の整ったものに市内の小学校が多く建てかえられた昭和50年代半ば、昭和56年の小学生数は3,551人でありました。平成26年度には34.6%、1,229人の減少となる予想であります。現在の中学生数に匹敵するほどの人数の減少と、少子化による小学生数の減少が猛スピードで進んでいるものと思われれます。

平成20年度の当市の中学生数は1,361人であります。中学校給食の早期実現のためには、自校調理方式、小学校との親子方式、給食センターの設置とか、調理の方法やほかにも調理師の増員、採用、あるいは民間委託とか多くの課題があるものと思います。いずれにしましても、中学校給食を実施するにはかなりの費用がかかるのは目に見えております。

そこで市長にお伺いしたいのは、中学校給食の必要性について、どのような見解をお持ちなのかということであります。中学校給食の早期実現のために、私は小学校給食の自校調理方式を見直しし、数校まとめたミニセンター化等によりコスト削減を図る親子方式とすれば、新たな設備投資を最小限に抑えられ、ローコストによる学校給食が比較的早くできるのではないかと思います。

さらに地産地消と食育を進める上でも、給食材料には主食の米だけでなく、おかずの食材をJAや

生産者組織の協力と理解を得ながら、転作田や遊休農地を活用した契約栽培を検討するなど、子供も父兄も安心して安全な物を食べられるような施策をどのように考えておられるのか、あわせて伺いたいと思います。

次に、教育委員長に伺います。

中学校給食の早期実現について、教育委員会として新たに給食を実施する場合、教育振興計画との整合性をどのように改め、実施していくのか、新たな方向性やその方法について、調査検討は既に始められていることとは思いますが、どのように進めておられるのか伺い、私の第1問といたします。伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 杉沼議員からは中学校の給食について、これも私のマニフェストの大きな柱でありますけれども、中学校の給食についての御質問があったわけであります。

現在の教育振興計画に「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」として、その理念が定められているわけでありまして。これまで教育委員会におきまして、学校給食のあり方については十分検討がなされ、現在の学校給食の方式が実施されてきたものだというふうに認識して、理解しているわけでありまして。

私はこのたびの選挙を通じまして、多くの市民の皆さんから、この中学校給食の早期実施を切望する声を大変強く受けたところであります。現実的には本市を除く県内すべての市町村で中学校給食実施しているか、またはこれから実施を予定しているという、そうした状況もあるわけでありまして。私はまた、本市の将来を見据えながら、少子高齢化対策というものを最重要課題の一つとして取り上げているわけでありまして、子育て支援というものの一環として、この中学校給食というものも位置づけているところであります。

さらに地産地消、先ほど杉沼議員もおっしゃいましたけれども、地産地消の推進により次代を担う子供たちに地域の基幹産業であります農業、それから農産物への関心を高め、ひいては郷土を愛する心、感謝の心をはぐくむという食育の観点などから、そういうことも含めて総合的に判断をさせていただいて、中学校給食、ぜひ早期に実現しなければならないという思いを選挙を通じまして強く感じて、その点を公約に盛り込んだところであります。

先般、教育委員会の方ともさまざまなテーマを話し合う機会があったわけでありましてけれども、その話し合いの中で、この中学校給食の実施に向けて調査検討を要請いたしまして、新年度予算にその調査のための経費というものを計上させていただいたところであります。そうしたこれまでの私の思いを具現化していくための予算を計上したということでありまして。

それから、杉沼議員からは提案として2点あったかと思えます。一つはミニセンター化ということも御提案をいただきました。現在、小学校の給食につきましては各学校の調理室で調理をする自校方式というものをとっているわけでありまして。このたび実施しようとする中学校の給食の実施方法につきましては、今申しあげた自校調理方式のほか、さまざまな方式というものが考えられるわけでありましてけれども、食育の推進、それから配膳等に要する時間等学校の日課との関係など、学校におきまして運営面との関係、さらには施設の整備、運営に要するコストなど多方面からの十分な検討が必要であります。そうした意味で、十分調査検討を教育委員会の方にお願いをし、本市にとって最もふさわ

しい方法で実施できますように検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

杉沼議員御提案の件についても、ぜひ含めて御検討いただければというふうに思っているところであります。

さらに、転作田や遊休農地を活用したJAや生産者組織との契約栽培等のお話もあったわけであり、食材の安全・安心を確保していくためには、いかに各学校が必要とする日に、必要な量を確実に、なおかつ安定して納入できるかということが大変重要になってくるわけであり、その実施に当たりましては、どうした方策が実際可能なのかということも、これも含めて検討していただければというふうに思っているところでございます。教育委員会の方では、食材の購入に当たってはできるだけ地元産のものを購入するように現在も努めているところでありますので、この点も含めてさらなる検討が行われるものだというふうに思っているところであります。

中学校給食の件のみならず、安全・安心な農産物の提供というのは、現在の農業を取り巻くいろいろな課題の中でも大変重要な課題でありますので、市といたしましてもぜひ良質で安全な農産物の提供というものに、ぜひ支援を引き続き行っていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

お答えをいたします。

御案内のとおり、教育振興計画は本市の教育に関する基本的な施策を明らかにするために、平成18年に作成したものであります。平成27年度を目標とするものでありまして、スタートしてから3年が経過しようとしております。

その中で、本市の学校給食につきましては、先ほど市長からも触れられましたけれども、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」という項の中で、この学校給食のことをいろいろと具体的に私どもの考えを説明しているということでもあります。

若干敷衍することになりますけれども、一つには、中学生の時期は心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要な時期であって、家族とのかかわり、自分自身の自立、役割の認識など基礎的な生きる力を学び、実践できる年齢であること。そして2つ目には、これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭・家族であって、愛情やぬくもりを感じながら実践されることが望ましい姿であると、そううたいまして、この理念のもとで学校給食は小学校は自校調理による完全給食、中学校はミルク給食を実施するという基本方針を掲げているところであります。

この方針に基づきまして、小学校の児童については自校調理による完全給食により望ましい食習慣や食・栄養に関する基本的な知識を身につけさせ、家庭科の授業や学校栄養士の指導により安全・安心な食材を選び、献立を組み合わせ調理する能力なども習得させることにより、生涯にわたって自分や家族の健康を保持増進し、豊かにたくましく生きるための基礎を養うことを目指しております。

中学校におきましては、小学校で培った基礎知識や能力を生かし、自分が食べる食事や弁当をときには自分で、あるいは家族と一緒に食材を選び、実際につくってみるなどの体験を積み重ね、生きる力をはぐくんでいくということを目指して、家庭・学校現場と一体となってその具現化に努めてきた

ところであります。また、家庭の事情で弁当を持参できない生徒にも配慮し、だれでも安心して通学できる教育環境整備の方策の一つとして、弁当販売方式の導入を方針に掲げ、平成19年度から実施をしているところであります。

さて、その一方で教育を取り巻く環境は刻々と変化しており、市民の教育や食に対する考え方は年々多様化しております。このため常に情報を収集し、多くの方々の御意見に耳を傾け、次代を担う子供たちにとって最善の方法をとっていくことが教育委員会の使命であり、責務であると考えております。

また、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、先般市長と教育委員との話し合いの機会を得ることができました。市長が公約として掲げた中学校給食の実施について、その趣旨を直接お伺いしたところであり、実施に向けた調査検討の要請を受けたところであります。教育委員会といたしましては、市長が選挙公約として掲げたマニフェスト、そしてその実践に向けた調査検討の要請というものを重く受けとめているところであります。

教育振興計画につきましては、先ほども申しあげましたとおり、平成18年度からスタートしまして、平成21年度は4年目に当たるということで中間点に差しかかっております。また昨年、国の教育振興基本計画も策定された状況もありまして、全体的に中間見直しを行ってまいりたいと考えております。そして、その中で中学校給食の実施についても十分に協議・検討をし、教育振興計画の中に位置づけをしてまいりたいと考えております。

次に、新たな方向性、その方法についての検討状況についてであります。

先ほども申しあげましたが、市長の要請を受けて教育委員会といたしましても教育委員会協議会を開催し、今後の調査検討の進め方について話し合いを行っているところであります。新年度予算におきましても、そのための経費を計上したところであります。

現在、事務局内部におきまして、中学校給食の県内外の情報や資料の収集を行い、準備を進めているところであります。

以上、お答えいたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩とします。

再開は午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時50分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉沼議員。

杉沼孝司議員 第1問に対しまして、市長なり教育委員長の御答弁、大変ありがとうございました。

そこで、第2問でありますけれども、本市の教育方針は中学生の時期は心身の発達が著しく、多情多感で、人間の成長に重要な時期であること、家庭・家族の愛情やぬくもりを感じ、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」ということを基本理念とした教育振興計画のもと、現在まで実践されてきたと思えますが、現在の市民の教育や食に対する考えに一定の理解を示していただき、振興計画の中間見直し等も検討し、市長の選挙公約に掲げた中学校給食を実施に理解を示し、その実施に向け教育委員会協議会等を開催し、今後の調査検討の進め方について話し合いを行ったということは、まことに喜ばしいところであります。

県内でも21年、ことしの4月より実施する予定の中学校が4市町ほどあるようであります。いずれも親子方式であります。近隣、県内の先進事例をよく調査検討して、最良の中学校給食になるよう努力していただきたいというふうに思います。

今後、中学校給食を実施するに当たりましては、その検討委員会等をも立ち上げることがあるかと思えますが、その際には学識経験者のみならず、保護者等をも含め広範囲の中からの人選となるよう十分な配慮をしながら、よりよい検討委員会となるようにすることが涵養と思われまますので、熟慮しながら進めていただきたい。

さらに、このまちの未来を担う子供たちに安全・安心な物を食べてもらうために、今もできるだけ地元産の購入に努められているということではありますが、特に生産者の顔が見える寒河江産食材をより多く利用できるようにするために、そしてまた安定した納入をしてもらうためには、生産費や納入コストへの支援を行政としても実施すべきではないかと思えます。いずれにしましても、中学校給食の実施日のめどがつかましたなら、遅滞なく市民に周知くださるよう希望いたしておきます。生産費や納入コストの支援については市長へ、その他については教育委員長の見解をお伺いいたします。

そして、「子供を産んで育てるにはこのまちだと、子育てのためにはこのまちだ、このまちに住んでみたい、住みたい、住んでよかった」と言われるような中学校給食・小学校給食にさせていただくことを念じ、私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 私の方には安全・安心な食材の提供をしていくためのさまざまな支援、農家、それから生産者団体への支援も必要なのではないかというような御質問であったかと思えますけれども、具体的に御案内のとおり、これからどういう方法で提供できるようなシステムが構築されるか、その食材をどういった形で提供できるようなシステムが構築されるかということは、これからの問題でありますけれども、確かに先ほども申しあげましたけれども、市民、それから特に若い子供たちに安全・安心な地元産の食材を提供して、それを食育という面ではぐくんでいただくということは極めて大事なものであります。

そういった観点からすれば、生産する側にも安心してつくっていただくということも大事な観点かと思えます。そういった意味で、具体的な方式等がだんだん詰まっていく過程の中で、我々としても

検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 杉沼議員の御質問でありますけれども、まず教育全般のことでありましてけれども、やはり教育といいますのは学校教育、そして地域力、地域の教育、そして家庭の教育と三位一体になってこそ子供が健全に育っていくというふうに考えているわけでありまして。その中で、今一番言われておりますのは家庭教育力をいかに回復するかということでありまして。その家庭教育の象徴となりますのが、この食育ということでありまして、また私ども教育委員会には子供の食というものは、親の権利と責任ではないかということもたくさん寄せられているわけでありまして。

そういう中で中学校給食をどうするか、私ども今いろいろと研究、また検討しているわけでありましてけれども、先進地視察等も入れながら、寒河江として最もふさわしい給食というのがどうあるべきか、ぜひ寒河江方式のようなものができれば考えたいものだなというふうには実は委員会で協議をしているということでありまして。

若干具体的なことに関しては、教育長に答えてもらいます。

伊藤忠男議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 今の委員長の答弁を受けてお答えを申し上げたいと思います。

中学校の給食についても、教育振興計画の「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」の中に位置づけながら進めていくことが大事だというふうに考えておりますので、その検討委員会の中で教育委員会の考えを申し上げながら、その方向に行ければなというふうに考えているところであります。市長の公約にもありますので、ぜひその方向に向かっていきたいなというふうに考えているところであります。

中学校の給食につきましても、やっぱり今まで教育委員会が申しあげてきたことも特に大事なわけでありまして。家庭、食育の原点はやっぱり家庭が原点だというふうに思いますので、そのことも大事にししながら、今の食の状況を踏まえて、中学校の給食ということもそれに関連させながら、教育委員会としては進めてまいりたいというように思っています。幅広く多くの人の意見を聞きながら、寒河江にふさわしいいろんな観点から検討させていただいて、寒河江市にふさわしい中学校給食というものを目指せばなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 市長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほどの國井議員の御質問に対する私の答弁の中で、乳幼児医療費の市単独分について、システム変更経費など630万円計上したというふうなことを答弁申し上げましたけれども、正確には650万円の誤りでございました。おわびして訂正申し上げます。

工藤吉雄議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号3番について、5番工藤吉雄議員。

〔5番 工藤吉雄議員 登壇〕

工藤吉雄議員 おはようございます。

最初に、市長就任をされましたこと、まことにおめでとうございます。市長のいすにつかれ、1カ月余の時間になりますが、まだまだ座があったまる間もないほどの忙しさではないかと推察しているところでございます。

さて、平成20年度後半は選挙の期間とも思われるほどの日々だったなと考えています。テレビ画面には連日、オバマアメリカ大統領のニュースが「チェンジ、チェンジ、変革」と大変な盛り上がりを見せていました。

そして私たち市民に直接関係する市長選挙、12月14日告示、12月21日投票、さらに年を越してことし1月8日告示、1月25日まで県知事選挙と、連日新聞紙上に関連ニュースがにぎわいを見せていました。ここでもアメリカではないんですが、「チェンジ」の文字が見えました。そして、新しい県知事が誕生しました。また、この中に多くのマニフェストも発表されていました。

ここで、私はこの市長選挙を通して接してきた多くの市民を代表して、マニフェストの数ある項目の中から3項目について質問します。御答弁よろしく願いいたします。

第一に、「地域座談会を毎週開催して、徹底した現場主義を推進し、地域の声を市政に反映します」とあります。私たちは市長と直接お会いし、じかに話し合う機会を得ることに大きな期待と関心を持っています。その中で、地域自治の運営の難しい事柄や、生活環境の整備の相談をお願いしたりすることもあるかと思えます。

そこで、お尋ねします。地域とはどのような枠組みでの区割りをお考えなのか。そして市民への参加呼びかけなどの手段はどのようにお考えなのか。運営主体は市なのか、地域なのか。内容、相談、お願い、市政に反映する前の陳情の場になりなどはしないかなどなどに、どのように対応するのかを伺います。

第2に、「職員の地域担当制を導入し、町会長と連携を密にして地域課題の解決を図ります」とあります。現在町内会の役職にある方は、このことにも大きな期待と関心を寄せています。地域課題、問題解決の話し合い、職員地域担当者への指導助言の要請、依頼などなど私は前述の項、地域座談会と重複する部分が多々あるような気がするのであります。地域座談会と職員の地域担当制はどのような区別で、仕事の内容の違いを伺います。また、地域担当者となる方の役職、課、係などの構成はどのようにお考えなのかを伺います。

第3に、「高齢者の元気づくりのため、軽スポーツの推進や公民館分館にミニサロンの開設を進めます」とあります。

私、高齢者福祉介護保険サービスについて去年の6月議会において質問させていただいたところがあります。介護予防普及啓発事業の一つで、介護予防生きがい活動事業を地区公民館などで5カ所実施。地域介護予防活動支援事業の一つで、ふれあいサロンを地域分館等で、ことしは24カ所実施され

ております。そのほかさまざまな高齢者対応事業を実施されていて、うれしく思っていたところです。がしかし、施設や器具が必要な体を使う運動となると、市中心部に出かけなければならない現実と、地域分館でのふれあいサロンの実施場所数が少ないなと感じていました。

私はこのマニフェストに関心を持った部分に、「公民館分館にミニサロンを開設云々」がありました。遠くに出かけることに気が重く感じ始めた高齢者には非常にありがたいことです。この選挙の中で、私も公民館分館にミニサロン開設に共感していること、そして数多くのサロンの必要性を力を入れて訴えてきました。多くの市民が大きくうなずき、理解を示してくれました。

現在、寒河江市の公民館分館は60館、ことしさらに1館がふえるようでございます。既に御承知であります市の人口は、平成20年度で4万3,725人、高齢化率25.4%、4人に1人は65歳を超えています。特に私の住まいする西部地域においては30%、34%というふうな地区もあります。年を追うごとに高齢化率が上がっている現状です。さらに特定高齢者の増加も見逃せません。それゆえに、このミニサロンの数多い開設が望まれると強く思います。

そこで、マニフェストの中にあるミニサロンの内容についてですが、どのようなミニサロンをお考えなのか。または、これまでのサロンと同じような場合には簡単な器具・道具を使ったり、あるいは指導者を置いたりするようなお考えはないのでしょうか。さらには21年度において、サロンの増設などはないのでしょうか。

以上、3項目について伺って1問とします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 工藤議員から、私のマニフェストに関して3項目の御質問がありました。順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

最初に、地域座談会の開催についての御質問であります。私は、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」ということを政策の目標に掲げているわけでありましてけれども、その中で、やはり市民の皆さんが市政に直接参画するということは、まちづくりの基本であるということとを常々考えているところであります。そういった意味で、市民の皆さんのところに私の方から積極的に出向いて、ひざを交えて市政の発展をとともに考え、また地域の課題解決と一緒に取り組んでいくということが、極めてこれからの寒河江の発展にとっても大事なことだというふうに思ったところであります。市民の皆さんとの信頼関係を築く上からも、この地域座談会というものを開催したいということとであります。私はそれを毎週開催をしたいということで、公約に掲げているところであります。

1年かけまして、大体市内の全地域を網羅して開催をしたいということとあります。その地域の区割りについては、基本的に先ほど議員からお話がありましたけれども、公民館の分館単位と考えているところであります。現在60の分館があるわけでありまして。ほか分館に属していない町会、30程度あるということとありますが、分館を単位として開催するということとを基本としながらも、近接をする複数の分館や町会もあわせて地域を区割りをしていきたいというふうに今考えているところでございます。毎週開催といいましても、盆や正月、それから当議会が開催中、それからさくらんぼの時期というのはなかなか開催できないということで、現在木曜日を考えているわけでありましてけれども、木曜日以外でも火曜日などの日程も中にはございますけれども、毎週木曜日ということで今日程を調

整しておりますけれども、1年間で44カ所程度開催できるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、市民の皆さんに参加していただかなきゃなりませんので、市民の皆さんへの呼びかけの手段としては、当然のことながら市報で翌月の開催日程をお知らせするという。さらには各町会に案内の回覧をお願いをして、ぜひ多くの市民の皆さんに参加をお願いしたいものだというふうに考えているところでございます。さらに市のホームページなどでもPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

この座談会でありますけれども、当然市が運営・主催をする座談会ということになります。市が運営していくということになりまして、現実的には、もう既に1回開催させていただいておるわけありますけれども、管理職職員が交代で運営する、できるだけ少人数でということに対応していきたいというふうに思いますが、地元の公民館等をお借りして開催するということになりすために、日程の調整でありますとか、物品の借用など地域の皆さんの御協力もお願いしなければならない点もあるかと思っております。

座談会の内容でありますけれども、大体1時間半から2時間程度を予定しているわけありますけれども、私の方から今、市が取り組んでいる大きな施策、方針などについて御説明をさせていただいて、その後に参加していただいた市民の皆さんから地域の課題でありますとか、いろんな御意見を要望も含めてですね、ちょうだいする。ざっくばらんな話し合いをさせていただきたいということで考えているところであります。座談会で出されましたいろいろな要望、それから相談というものでありますけれども、できるだけその場でお答えをするということに努めているわけありますけれども、中には持ち帰って検討を要するというのも、事項もあるわけあります。さらには予算を伴うというようなことで、なかなかその場でお答えできない事項もありますから、持ち帰っているいろいろ検討した上で、さらにその後お答えをするということもきちんと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

できるだけ多くの皆さんからいろんな課題についてお話を伺えればというふうに思っているところであります。

それから、第2点目でありますけれども、職員の地域担当制でありますけれども、これは地域の課題を解決をしていくという方策として、先ほどの座談会とともに公約に掲げたものであるわけあります。この地域担当制については、御案内のように県内でも既に取り組みが進められているという例もあるわけありますけれども、それを見ますと、各自治体内の各地域ごとに職員を担当として割り当てをして、地域への情報の提供と、さらには事務的な支援、地域の課題の把握、それから担当課への伝達などを行っている例が多いようであります。中には地域計画策定の支援も行っているというよう例もあるようであります。

御質問では座談会とこの職員の地域担当制、相当似たような重複する部分があるのではないかとこのように御質問であるわけありますけれども、私が公約に掲げました地域担当制、単に市の情報を提供する、課題の把握をするためということだけではなくて、地域の課題解決に向かって、その職員も含めて地域の区長さん等と地域の方々も含めて、一緒になって地域課題解決に努力をして実行をしていくということがまず基本であります。そのために全地域に機械的に職員を割り当ててということ

は、もちろん考えておりませんが、ある程度対象の地域を選んで、その地域の課題に関係する所属職員を担当させるということを考えております。施政方針でも申しあげましたけれども、手始めに中山間地域を対象にして実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、地域担当となる所属の職員の構成でありますけれども、総合政策課に担当のセクションを置くということを考えておりますが、それと同時に、例えば農林課や建設課など地域課題に関係する課の職員も兼務で配置をして、一緒になってプロジェクトチームとして対応することを考えているところであります。そして、町会長さん等とも十分連携を図りながら、地域の課題解決、さらには地域活性化に向けたプラン策定などを一緒になって行っていくというもので進めていきたいというふうに考えているところであります。

3点目、高齢者の元気づくり、ミニサロンの開設についての御質問であります。

現在高齢化が急速に進展しておりまして、御案内のように本市高齢化率25%を超えているわけでありまして、4人に1人が高齢者ということでありまして。こうした中で、高齢者の皆さんが住みなれた地域で尊厳を保ちながら、いつまでも健康で自分らしく暮らしていくことは、だれもが願っているわけでありまして。

こうした高齢者の皆さんの元気づくりのために、公民館分館などでふれあいサロンというものをこれまで実施してきているわけでありまして。この方法としては、年間を通して自主的な活動に対し、地域で組織した運営委員会に市が委託するという方式がとられているわけでありまして。19年度は22カ所、20年度は24カ所ということでありまして。実績として出ているのは19年度でありまして、1万2,470名の方が参加をしていただいているということでありまして。

事業の内容としては、茶話会を中心として健康講話や軽体操、季節行事や研修旅行など多彩な事業というふうになっているわけでありまして。21年度につきましては、さらに10カ所の新規サロンを開設をして、合計34カ所ということで見込んでいるところでございます。

今後におきましても、高齢者の皆さんが住みなれた地域で、健康で安心した生活が送っていただけますように、地域づくりや生涯生きがいづくりのために、そして、この身近な分館で気軽に参加できるサロンというものの開設について、さらに地域やできるだけ高齢者のニーズに合った内容にしていきたいというふうに考えているところであります。これまでの実績を見ますと、男性の方の参加が非常に少ないというような声も聞こえるところでありまして、特に男性の高齢者の参加を得られるようにいろいろ工夫して、それを支援していきたいというふうに考えているところであります。

さらに、お尋ねのありましたサロンの中で器具や道具を使用したり、指導者を置いたりするような考えがないのかということでありまして、先ほど申しあげましたけれども、サロンの運営というのは自主性を尊重して実施しておりますので、器具などの使用について特に制限はないわけでありまして、自由な発想で実施しているという状況でありますので、その辺はある程度可能ではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、現在の体制の中でそれぞれのサロンに指導者を置くというのは、なかなか難しいのではないかと考えているわけでありまして、例えばタオルやボールなどの身近な物を使った体操でありますとか、介護予防体操などについては市の職員でも対応できるわけでありまして、指導していただくボランティアの方もおりますので、サロンの運営にあわせて講師の派遣、それ

から紹介などを行って、できるだけスムーズな運営ができますように支援していきたいというふうに考えているところでございます。また、サロンの運営委員を対象にした情報交換会でありますとか、活性化研修会などを開催をして、さらにサロンの充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、今後とも高齢者の皆さんの元気づくりのために、多くの市民の皆さんの参加のもとに、このふれあいサロンが開設されますよう鋭意市として努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 質問に対して丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

第1項目に関しまして、分館ごとに近い町会での区割りをされて、くまなく市民と接するというふうなこと、なかなかできないことを一生懸命やろうとする姿というふうに感じております。市長が目標とされている「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」が実践される一つかなというふうな感じがしております。

ところで、答弁にありました44回の回数ですが、私、暦を数えてみましたら、1年間で53週ありました。先ほどの答弁の中でもありましたが、4回の定例会があつて、年末年始があつて、ゴールデンウィークがあつて、お盆があつてと、この辺を引くと非常に日程的に全地区を回るのは、週がなじょしても足りなくなるというふうな気がしているんですが、消化するためにはかなりきつい状況をつくり出すのではないかなというふうなことで、ちょっと気がかりな部分があるんですが、その辺をどういうふうに解決するかなというふうなところ考えているところです。

次に、地域担当制。全地区でやるというふうな意味ではないんですね。私ちょっと誤解をしておりました。重点地域にまず選んでというふうなことで実施されると。特にことしは中山間地というふうなことというふうな部分で、大変私の認識の方が非常に間違っていたというふうなことでおわびしたいわけですが、いずれにしても地域担当制に関しましても、町会というふうな団体を相手にするというので、おのずと特に地域の役員の方々には期待するというふうなことで、地域課題の解決に御努力をお願いしたいというふうなところなんです。

次に、3項目の高齢者福祉を考えたとき、非常に難しい面がいっぱいあるというふうな気がしております。近年65歳以上、大体70歳代ぐらいまでは元気に働いているなど。働いているというか畑仕事なんかに行ったり、いろんな活動をされているなどというふうに感じているんですが、地域にそれぞれ出てみますと、そうでない高齢者も非常に多いと。つえを頼りにというふうな方々も大勢いらっしゃるというふうな意味で、私はそのミニサロンを必要だというふうに言うわけですが、どうしても手足が不自由になった、動かされないというのではなくて、不自由になったけれども動かせる方法というふうなものはないかなというふうな部分、そして遠くに出かけるような気力、気力はあっても現実に行けないというふうな部分の高齢者にも体を動かすような機会を与えてほしいというふうな意味で、ミニサロンの内容を伺ったわけでございます。

私ちょっと気になりましたのは、いろんな企画をなさる団体に補助を差し上げているんですというふうなくだりなんです。自主団体というふうな、実施する団体の方も非常に内容について不案内、あるいは男子高齢者なんかにも興味を引くというような部分の内容。こうしたものを行政でマニュアル的なものというか、メニューを数点というか、そういうものを提示しながら運営体への指導といたしますか、そういうようなものをお考えではないでしょうかを2問にしまして、お願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ミニサロンの実際の内容というものを、もう少し市民の皆さんに周知をすべきではないのか、さらには具体的なことをメニュー化して、さらに参加しやすくすべきではないのか。さらには元気回復のための、若干不自由な方も参加をして元気を回復できるようなそういうメニューを取り

入れたらいいんじゃないかという御質問かと思えますけれども、我々としても先ほど申しましたけれども、男性の高齢者の方が大変利用がまいちだと、少ないというふうなところもあって、できるだけそういった方が参加しやすいような、さらに工藤議員おっしゃるようなそういう立場の人も参加しやすいようなものをできる限り考えながら、その運営の主体の方にも提示をしながら、ぜひこういうことを取り上げて実施してみたらいいんじゃないかというようなことを提案していきたいというふうに思います。

そうした意味で、できる限り箇所数もふやしていくわけでありますので、そういったPRというんですかね、ぜひ参加しやすい内容にしてPRも十分図りながら充実をしていければなというふうに考えているところであります。

伊藤忠男議長 工藤議員。

工藤吉雄議員 ありがとうございます。

それから、先ほどちょっと地域座談会の件で、市長あんまり無理ねえなだがつすというふうな部分、ちょっと漏れたような気がしますけれども、ちょっとその辺、「おれの体だけ、おれがわかる」というふうな意味なのかどうかわかりませんが、その辺もうちょっとあわせてお願いしたいと思えますけれども、ありがとうございます。

いずれにしても地域座談会、職員の地域担当制、高齢者問題、いずれの問題に関しましても、たどり着くところはそれぞれの地域での市民生活の安全・安心かなというふうなものを感じております。つきましては、市民の住みやすいというふうな満足度を少しでも高めていただけるような市政を実行してもらうことを希望して、質問を終わりにしたいと思えます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 地域座談会、44カ所大変なのではないかと御心配いただいて申しわけないんですけれども、確かに一応基本的は木曜日ということで予定をしておりますけれども、木曜日だけを実施をしていくと44回にはならないようであります。

そういった意味で、一部火曜日ということをお願いしましたがけれども、できる限り市民の皆さんといるんなお話をさせていただきたいということで公約に掲げたわけでありますので、大変こちらの方でも大変なのではないかということでありますが、できる限りフランクにといいますかね、かみしもを着ないで、リラックスしてというんですかね、ざっくばらんな忌憚のないお話し合いをさせていただくような軽い演出なども加えて、参加していただければというふうに思っているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号4番、5番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている多くの市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。

佐藤市長は、さきの市長選挙で多くの課題に直面している寒河江市政の現状を踏まえ、市民の皆さんが明るく、安心して元気で暮らせるよう確かな未来づくりのために「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という基本目標を示し、その具体的な施策として、就学前までの医療費無料化など幾つかのマニフェストを公約として掲げ、当選されました。ところで、佐藤市長が選挙公約に掲げたものだけが市政の課題ではないことは、市長自身がよく御存じのことと思います。

私たち日本共産党市議団は市長に就任される際、緊急予算要望書を提出し、市民本位の市政に尽力されるよう要請しています。今後議会内外の場で山積する市民の市政への願いを取り上げてまいりますので、真摯に受けとめて検討して下さるようお願いをしておきます。

さて、今回以下の政策課題について市長の見解を伺いたいと思います。

第1に、全市下水道の早期実現の問題についてであります。

下水道は快適な生活環境を確保するとともに、水の環境システムを守るために重要な役割を果たしてきています。生活・住宅様式の変化や時代の要請に応じてこの役割も多様化してきております。身近な生活環境の向上に対する市民の関心や要請も高まっており、市内全域の整備促進に向けた対策が求められています。

本市の下水道事業普及率は、平成20年3月現在74.4%で、水洗化率は82.7%になっています。ところが、住宅が点在する地域の下水道整備は供用開始から25年も経過しているにもかかわらず、おくれおくれで進まないことで、住民から地域格差を解消するように求められています。

下水道基本計画では、平成27年度までに計画区域の1,800ヘクタールを整備する計画となっています。うち事業認可区域1,160ヘクタールについては完成は平成23年としていましたが、突然18年度に特環での整備を休止。高松地区を初めその周辺部の整備のおくれが大変気になるところですが、未整備地域への下水道整備計画について佐藤市長の見解を伺いたいと思います。

第2に、高齢者や交通の不便な地域での移動手段の対応について伺います。

以前、寒河江市は振興計画を策定するときや、下水道に踏み切るときなど市政の進むべき方向を決定づける場合や大きな決断を要する際は、市民の意向調査や意識調査、アンケート調査を実施してきました。しかし、第5次寒河江市振興計画策定の際には、各地区座談会や各層座談会を開いて意向を聞いただけで終わっています。そのために、市民から要望が強い高齢者や交通不便な地域での移動手段について全く触れられておらず、高齢者からは実態に沿った移動手段を望む声や交通の不便な地域の実態を初め、他市町との対比や事業の選択のまずさも指摘されています。

私はこうした現状を踏まえて、これまでスクールバスの混乗や、市内循環バスなどを運行するよう

に求めてきました。ところが、福祉バスや循環バスの運行については、公共的な交通網が整備されていることで利用者も見込めず、費用対効果も劣るとしての結論でありました。また、他市町で実施しているスクールバスへの混乗については、安全性に欠けることや児童生徒の教育活動に支障を来すなどの理由で実施されませんでした。最近の議会では、山形県も推進しているデマンド交通システムの導入なども検討するように求めてきました。その中で、高齢者の実態や求めるニーズの調査を実施するとしていましたが、この問題についても老人クラブ連合会を通じて意見を聞いただけで「導入しない」と一方的に結論づけました。

私は市民のニーズ調査を行うのであれば、対象となる地域の全住民や全世帯に意向調査やアンケート調査を実施し、集約した上で検討し、判断すべきであると思います。

そこで伺いますが、佐藤市長は今回の市長選挙で市内の隅々まで回られ、住民と対話されてこれたと思いますが、高齢者の願いや交通の不便な地域の方々の実態について、どのように受けとめられたのか伺いたしたいと思います。また、今後の市内の交通網のあり方について、佐藤市長はどのような認識を持っておられるのか伺いたしたいと思います。加えて、高齢者などの移動手段としてデマンド型交通システム導入に向けて意向調査とアンケート調査を実施すべきと考えますが、見解を伺いたしたいと思います。

第3に、地域の農業振興をどのようなビジョンを持って育成し、組織支援を図っていくのかについて伺います。

今、農業の衰退が地域全体の衰退につながっていることを痛感させられています。農業の生産を増やすことは、自給率の向上と地域の食品・サービス業を活発にする大きな波及効果があります。そのため、地域の創意工夫と農産物の価格保証・所得保証によって安心して生産できる農業にしていくことがどうしても必要であります。農地で何をつくり、どう売っていくのか、効率的な土地利用をどのように実現していくのか、これらの農業ビジョンを農業者とともに早期につくる必要があります。

その中で国の補助金先細りし、助成対象の農業者が絞り込まれていく中で、農業の担い手・後継者の育成はますます困難になってきています。他の自治体では農業を基幹産業と位置づけ、国の施策を待たず、独自に新規就農者への支援事業を立ち上げ、所得保証として奨励金を交付し、就農者を育成している自治体もあります。本市ではこれらの事例を参考にして、新規就農者や担い手の育成を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたしたいと思います。

次に、寒河江市は国の政策転換を踏まえて、「元気でいきいきした集落営農」を旗印に、集落営農組織化と将来に向けた法人化への育成を基本にして施策に取り組んできました。その成果として、本市では既に18の集落営農組合が設立され、1,088人が参加しています。他市町村の状況と比較すると、多くの組織体となっています。

しかし、現下の社会情勢によって、農業経営環境が圧迫されており、生産意欲にも悪影響が懸念されてきています。また、かつて経験したことのないような大きな方向転換で、組織化が図られてきた集落営農組合も、新しい仕組みもまだまだ不透明で、動きが鈍いと言わざるを得ない状況であります。

組合員からも、「結成し2年目で精算も済んだが、結果的に米中心の品目横断的経営安定対策の対応でしかないことと、平均年齢も70歳近い中で、担い手確保も困難になっており、新たな課題を抱え

ている。また農機具や肥料などを含め、資材・燃油の高騰で費用がかさみ、補助金がついても利益はほとんど出ない状況になっている。それに組織からの離脱者も出てきているなど、先行きが不安だ」と言っています。このような状況が例外であるならば幸いです。佐藤市長は集落営農組織の現状をどのように把握、把握されているのか伺いたいと思います。

また、国は余りにも不人気からこれまでの制度の名称を変更し、「水田・畑作経営所得安定対策」としましたが、結局過去の実績を柱とした制度であり、生産拡大は望めず、当然として食料自給率を引き上げることはできません。

2日の市政運営の中で、佐藤市長は農産物のブランド化推進事業を創設し、農業の飛躍的發展を目指していますが、これも販売戦略として大変大事な課題の一つであります。しかし、その前段として農家が求めているのは、集落営農の中で米や指定作物以外の農産物・特産物の生産活動に対する個別的な支援であります。その土地に見合う農産物を育てることが農家の生産意欲につながってくるものと思います。そのために具体的な支援が必要と考えますが、この件について御見解を伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時零分といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 松田議員の御質問についてお答えをしたいと思います。大きく3点あったと思いますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、下水道事業の今後の進め方について申し上げたいと思います。

現在の寒河江市の下水道の整備につきましては、基本的な計画であります全体計画では、田代・幸生地区を除く地域、公共で1,249ヘクタール、特環で551ヘクタールの合計1,800ヘクタールを計画区域としているわけでありまして、そのうち、具体的な事業実施計画であります事業認可計画では、平成23年度を目標に公共1,067ヘクタール、特環93ヘクタールの合計1,160ヘクタールの区域の整備を行うこととして、現在も整備を進めているところでありますけれども、議員御指摘のような進捗状況になっているわけでありまして。

御質問の未整備地域の整備につきましては、今後においても全体計画を踏まえて整備を進めてまいりたいと考えておりますが、具体的な整備の進め方については平成22年度において、全体計画の一部変更も含め、24年度からの新たな事業認可計画の策定を予定しておりますので、その中で財政状況を十分勘案しながら、具体的な整備内容やスケジュール等を詰めてまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者や交通の不便な地域での移動手段についての御質問であります。

高齢者の移動手段の願いや交通の不便な地域の方々の実態について、どのように受けとめているのかという御質問であります。私は市内各地域において市民の皆さんと対話をさせていただく機会に恵まれたわけでありましてけれども、その中では、現在は自分が自家用車を運転したり、また家族の人から運転をしてもらうので対応できてはいるが、将来自家用車での移動ができなくなったり、また移動することが難しくなるというようなことで、心配する声があったというふうに受けとめているところであります。

私は寒河江市の交通網について、周辺の市や町と比較して、どちらかといえば公共交通網が恵まれているのではないかというふうに思っているところであります。JR左沢線のほか、民間や公営の路線バスが幹線道路ごとに放射状に運行されているわけでありまして。各地域の市民の皆さんが通学や通勤、通院、それから買い物などでこうした公共交通機関を利用できる環境にあるものと思っているところであります。

しかしながら、一部の地域では路線バスが運行されておらずに、その地域の方々の移動手段としては自家用車が普及していることから、御本人の運転、あるいは家族の方々の運転による場合で対応するということがほとんどであるわけでありまして。その他タクシーの利用もあるというふうに思っているところでございます。

今後の交通網のあり方ということについても質問がございましたけれども、高齢化社会さらに進んでいくことが確実であります。そうした中で、高齢者の方々の移動手段として現在のこうした比較的恵まれております公共交通網を維持していくということが重要でありますので、そのための必要な支

援を継続して実施していくということが大事かと思っているわけであります。また、路線バスが運行されておられない地域におきましては、現在は自家用車が主な移動手段となっているわけでありますけれども、運転免許の返上でありますとか、高齢者の世帯の増加などによりまして、自家用車による移動ができない世帯というものが増加する。あるいはそうした中で市独自のバスの運行を望む声が高まっていくということが考えられるのではないかというふうに認識しているところであります。

次に、デマンド型交通システム導入に向けた意向調査についての御質問がございました。私は子供からお年寄りまで、みんなが安心して暮らせるまちづくりというものを政策目標の一つに掲げて、市民の皆様の声をしっかりと受けとめ、市政に反映し、「寒河江に生まれてよかった、寒河江に住んでよかった、そしてぜひ寒河江で暮らしたい」と言われるまちづくりを進めていくわけであります。そうした中で、さまざまな機会をとらえて市民の皆さんの御意見をお伺いして、それを施策に反映していきたいというふうに考えているわけであります。

先ほどから答弁の中にもありましたが、地域座談会というのも、その一つの方策であります。デマンド型交通システム導入の件に限らず、現在バスが通ってない地域において、将来の交通手段について私の方からも話題を出して、地域の皆さんからの御意見をお聞きしたいというふうに考えているところでございます。

お尋ねのデマンド型交通システム導入に向けたアンケート調査につきましては、その座談会などに参加した市民の皆様の声なども踏まえて対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、農業振興策について2点御質問がありました。順次お答えを申し上げます。

初めに、新規就農者や担い手の育成についての御質問であります。農業は本市の基幹産業でございます。今後とも持続、発展させていくためには新規就農者の確保、それから担い手の育成、大変重要な課題でございます。

まず、新規就農者への支援ということですが、県の担い手支援センターでは就農希望者に対して就農相談や他産業従事者・学生を対象にした農業短期体験プログラム事業と実践農業研修事業、また新規就農者に対してはニューファーマー経営安定加速事業による施設設置費と機械購入費の助成などの支援を行っているわけであります。また、県におきましては無利子の就農支援資金融資制度を創設いたしまして、就農前の農業大学校や先進農家での就学研修のための就農研修資金、就農時における住居移転費等の就農準備資金や、経営開始時の施設整備及び機械購入のための資金等を段階的に貸し付けし、支援を行っているところであります。

さらに、西村山農業技術普及課におきましては、新規就農者に対する農業経営実践講座を開設し、栽培技術や経営指導を行うとともに、常時営農相談に応ずるなどきめ細かな対応をしているところでございます。

このように就農支援に関しましては、就農準備、農作物の栽培及び農業経営など多方面にわたるわけでありまして、市といたしましてはこれらの情報を提供するとともに、県の担い手支援センターを中心として、西村山農業技術普及課、農業委員会、JAさがえ西村山等と連携をして支援を行っているところでございます。

次に、担い手の育成・支援でございますが、県の担い手支援センターにおきましては、経営相談や経営セミナーの開催及び税理士による経営診断を行うとともに、西村山管内の市、町及びJAなど農

業団体で構成する広域農業活性化センターでは、国のアクションサポート事業導入をして、認定農業者や営農組合の経営改善及び法人化に向けた取り組みなどを総合的に支援しているわけであります。

本市におきましては、認定農業者等リーダーとなる担い手への農地の面的利用集積促進を農用地利用改善組合と一体となって支援しているところであります。また、団塊世代の定年退職者やUターン者を新たな担い手としてとらえ、本市農業の一翼を担っていただくため、情報提供や就農、技術、経営など総合的に就農を支援する「シニア担い手新規就農支援組織」を新たに設立してまいっているところがございます。

次に、集落営農組織の現状をどのように把握しているのかという御質問でございます。各集落営農組合では、売れる米づくりの生産拡大及び市水田農業推進協議会と連携し、重点作物であります転作大豆の生産拡大に取り組んでいるわけであります。平成19年度には米価の下落もあり、各組合の水稻・大豆生産者は国からの収入減少影響緩和交付金、6,200万円の交付を受け、所得の減収が補てんされてきたところであります。

さらに、生産コスト面におきましては、肥料など生産資材の共同購入による経費削減に努めるなど、経営体制の確立に向けた取り組みを進めてきております。

本市におきましては、市独自の支援事業として平成19年度から各集落営農組合へ水田経営所得安定対策推進事業費補助金を交付し、活動支援を行ってきたところがございます。また、営農活動2年目を迎え、集落営農が抱えております担い手不足、さらには農地の効率的利用、生産コストの削減、売れる米づくり、新たな農業収入確保などの諸課題を共有化し、法人化に向けた取り組みなど、地域営農体制づくりを支援するために、各集落営農組合のリーダーを対象にして、昨年11月26日から12月10日にかけて、JAさがえ西村山の各所において、集落営農塾を9回開催をし、話し合いを行ってきたところであります。

このような中で、集落営農組合が地域農業の担い手として発展していくためには、地域の特性や地理的要件など地域の実態を踏まえて、組合が定める集落農業ビジョンに基づく組合員みずからの話し合いや取り組みが重要であるというふうにご考えているところであります。このため、今後におきましても広域農業活性化センター、JAさがえ西村山、そして県、市など関係機関が一体となり集落営農組合の育成強化に向けた活動を支援していかなければならないというふうにご考えているところであります。

最後に、集落営農の中で米や指定作物以外の農産物・特産物の生産活動に対する具体的支援についてという御質問でありますけれども、集落営農組合における地域の特性を生かした新規作物の導入でありますとか、直売・加工分野の開拓などによる多角経営の実現は、経営基盤の強化につながるものと考えているところがございます。

現在転作作物については、市の水田農業ビジョンで大豆、枝豆、ネギ、アスパラガス、啓翁桜を転作の最重点作物として、野菜については特例作物として位置づけまして、水田農業構造改善交付金を交付して、生産拡大に取り組んでいるところであります。また、近年は新たな作物として、ナス、ツルムラサキ、ワサビ菜、トマト等の野菜栽培が行われてきているわけであります。これらに対します支援については、本年度においては平塩直売組合と醍醐野菜倶楽部が県の補助事業であります集落への参加型園芸緊急拡大推進事業によりまして、共同利用ハウスの整備を行っているわけであります。

整備後におきましては、お母さん方を中心にして平塩直売所では産直施設での周年販売を行うため、ツルムラサキ、ハウレンソウ、アスパラ菜、小松菜などの多品目野菜を、醍醐野菜倶楽部ではツルムラサキを栽培し、収益性の高い野菜として生産拡大を図っていくこととしております。

また、集落営農組合において、新規導入作物の選定や試験栽培及び直売所開設などの要望があれば、国の担い手アクションサポート事業を活用した取り組みについて広域営農活性化センター、JAさがえ西村山等と連携をしながら、積極的に支援を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問に対して答弁ありがとうございました。非常にわかりやすい答弁で納得していますけれども、少しつけ加えていきたいと思えます。

下水道整備については、具体的には22年度計画を立ち上げて、24年度から実施に向けた方向づけをしていくということですが、現状やっぱり急いでしてもらわないと、今の合併浄化槽は大体7年ぐらいがめどで設置されているものですから、白岩地区なんかは10年以上たっている世帯が多くなっています。そうすると維持費が非常に高くてね、今困っている状態もあるんで、その辺の取り組みをまず実現性に向けて頑張っていたきたいと思えます。

それから、デマンド交通というか、高齢者に配慮した移動手段についてですが、確かに我々若い世代は交通網については余り不便さを感じないから、やっぱり実態として私自身も余り不便な認識は持っていないんですけども、高齢者や、あるいは子供たちがいざ寒河江のまちに来る場合なんか非常に大変な状況を聞いています。そしてやっぱり核家族化が進んでいる中で、特にそういう面で不便になっている方が非常に多くなっています。ですから、これは周辺部の農村部だけでなく、全体的に時間的なロスとかいろいろ考えると、絶対やっぱりある程度の循環バスのものを配置してもらわないと、非常に困るという意見が非常に多いんです。それで、市長は地域座談会で十分こういう話をテーマとしても立てて、そして住民に諮っていくということですから、十分その辺の実態をつかんでもらって検討していただきたいなと思っているんです。

ただ、地域座談会というのは一定の年代層というか、そういう役目を持った人、役員とかね、そういう人が主流になるのね。座談会に参加した私のこれまでの経験を見ますと。ですから、なかなか末端の意見というのは吸い上げることが非常に難しい面もあります。ですから、もしこういう具体的な説明に当たる場合ですと、このデマンド型交通の対策事業なんかは、調査費なんかも県あたりなんかでも補てんするような施策もありますので、十分こういうのも使っている意向調査、アンケート調査を具体的に進める一つの方法もあるんじゃないかと私は思います。

ですからその辺、地域座談会を踏まえてそういう具体的な話になった場合、そのアンケートとか意向調査を十分対応していただきたいと思えます。そして、なるべく早くこの交通システムの進め方を実現されるようお願いしたいと思えます。

そして、高齢者は特に年金暮らしで移動手段に金かかって、病院代より高くてつよような状態ではあってならないと思えますよね。ですから、市立病院なんかに通っても、タクシー利用者はいますけれども、非常に実態として大変だと病院に行く回数まで減らしている方もおります。ですから、そういうところにも十分配慮した進め方をお願いしたいと思えますけれども、この辺について市長のいろんな個人的な考えもありましようけれども、寒河江市の全体の構想として、もう少し真剣に取り組んでいただくようお願いしたいんですけれども、その辺について市長の意見をお聞きしたいと思えます。

それから、農業振興策ですが、新規就農者とか担い手支援については、まず十分活性化センターやあるいは農協、あるいは普及所あたりで、いろんな取り組みをしているのは私も実感としてわかります。ただしかし、それがついていけないんですね。企画は大した、いろんな施策はあるんですけども、実態としてそういう後継者というか、それを使っているいろんな施設整備の補助金とか、ある

いは就農研修のための支援金とか、いろいろありますけれども、それに向かって進むという意識の人が非常に少ない。それはどういうことかという、やっぱり施策が農家に徹底してなくて、全然内容がわからない、そういう方が多いんですね。

ですから、こういう補助金とか何かを活用すると、どうしてもいろんな制約を受けて、結果的に保証人をつけなきゃいけないとか、経営計画をきちんと立てて、返済まできちんとしていくというような、そういう難題がいろいろ重なってくるんですね、見てるとね。だから面倒くさいから、もう借りないでという方も非常に多くなっています。だから、こういう説明する場所、具体的に希望があれば市役所の窓口の農林課でそういう相談窓口をきちんと設けて、まずは市民の声を、農家の声を聞くという姿勢を持たないと、なかなか農協だけの相手では非常に難しい面があると思います。

実際、寒河江の活性化センターがどこにあるかという人は、わからない人はいっぱいいるんですね、実際ね。ですから、そういうようなために担い手支援対策というか、相談室みたいなのをきちんと設けて、そこで国・県の施策をいろんな形で説明する、そういう担当部署が私は必要だと思います。今、農林課というとか何か独自の事業を立ち上げる機関とかね、建設課というとか農林建設みたいな兼ね合いで、そういう人が関係者が行って、一般の農家がそこに足を運んでいないという実態が見えますので、その辺の取り組みをしていただきたいと思いますけれども、その辺について市長の再度見解を伺いたいと思います。

あと集落組織なんですけれども、2年目終了して、いろいろ経過を聞きますと、さっき言った一つのいろんな実態が出てまいっております。というのは、やっぱり農協の職員たちも経営安定対策の補助金をもらうだけで、それで十分だという指導のあり方が最近目立ってきています。実態としては法人化に向けてではなくて、ただ補助金をもらうための一つの手段になってきている。だからそこらの説明をきちんとしないと、もうそのままずると5年で終わってしまうということなんですね。

だから去年11月あたり、地域でリーダーを集めてやりましたけれども、ああいう話し合いを重ねていくことも一つの私は方法だと思います。あの会議にも私も参加して、いろんな意見を述べましたけれども、やはり農家の実態というのはなかなか聞こえてこない。現実的に何やってたかというのがわからないんですね、もう。そして農家自身が一匹狼みたいなもので、「あの人がやるんだったら、やらない」とか、必ずそういう問題が吹き出してきて、土地の集約なんかもなかなか進まない。あるいは直まき栽培なんかも、なかなか進まないというのはそういう問題にあるんです。だから、そこらの指導のあり方とかね、きちんとその辺も農林課としてやるべきことをやっていただきたいと思います。

ですから、こういう中で集団的でなくて、小規模の野菜づくりとかそういうところにもいろんな補助金を出して、さっき言いましたよね、平塩地区のハウス栽培なんかは非常にいいことだと思います。直売できてね、周年栽培できるという、その意気込みだけでも生産意欲につながっていくんですね。やっぱりああした直売所に、内輪の話ですけれども、70歳ぐらいの農家の人が年収60万ぐらい販売しているというような実態も聞いてます。ですから、そういうのに向けた、もう少し大規模農家中心ではなくて、もう少し施策を末端に落としもらって、農家の水準を上げてもらいたいんですね。意欲、水準と意欲ね。そういう取り組みが私は必要だと思いますので、その辺の取り組みも、もし市長の考えがありましたらお願いしたいと思います。

それと、この今米そのものの価格というのは非常に安くなっているんですけども、実際山形県産の米というのは高いと思っている人が多いんでしょうけれども、実態として山形県の米が18年度で35円なんですね、価格が。一番高い米が兵庫県なんですよ、1万6,000円を超えているんです、18年度で。だからそういう状況の中で、やっぱりどうしても山形県の米は流通経費が非常に大きくかかって、その分価格に反映されなくて、農家は大変な状況になっているんです。

だから生産コストを下げることもそうですけれども、流通コストを下げる一つの手段というか、直接販売方式が本当は一番いいんですけども、そういう方向に向けた取り組みも一つは私も必要だと思うんです、戦力的に。なるべく米そのものを早く販売する手段、結局早場米産地のところなんかは、もう倉庫も要らない。庭先で販売して終わるとというのが主流なんですね。そうすると高い米がどんどん売れていく時代なんです。ですから、その辺の取り組みも改めてやっぱり検討する必要な時期に来ているのではないかと思います。

あと、この農産物のブランド化は佐藤市長も事業の推進をしていますけれども、確かにこれも私は必要です。しかし依然として、どういうものをその地域で栽培していくか、これが非常に今農家もどうしたらいいかなと意欲に欠けているところがあるんです。ですから、この前もちょっと新聞で、鶴岡市でだだちゃ豆ですね、あれちょっとお盆前あたりに出荷する取り組みが出てましたけれども、やっぱり自分たちだけでなく、いろんな山大とかそういう農業試験場とか具体的に中に入ってもらって、その地域の産物を話し合いして進めていく一つの手段もあると思うんです。だからそういうことをしないと、今、実際「えだまめサミット」が来年度実施しますけれども、実際枝豆の価格がどんどん下がって農家は困っているんです。だからそういう面で、別な方法でやっぱり新たな品種改良、あるいは時期的に早く生産できるような体制をして、1人でも早く販売する。そういうことの営農指導も私は必要だと思うんです。

ですから、そういう連携するシステム、その構築のために行政としてそういう形で動いてもらわないと、なかなか農家自身がそういう方向に進んでいけないので、その辺の進め方について市長のお考えがあれば、お伺いして第2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 ちょっと質問が多岐にわたっておりますので、抜けたらまた後でお答えをしたいと思います。下水道の整備につきましては、市民の皆さんもやはり早く、できるだけ早くというのは当然のお気持ちだろうというふうに思います。私どももそういった声を十分受けとめながら整備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。現在、22年度において新たな見直しをして計画をつくるということですので、きちんとした計画をつくって、さらに整備をしていく努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、デマンド型バスを含めた循環バスの設置というんですかね、取り組みについてもそろそろ考えてみたらどうかというお尋ねであります。先ほども申しましたけれども、やはり市民の皆さんの地域によって、そういった声のあるところ、強いところもあるわけありますので、ぜひ市民の皆さんの声をお聞きしたいというふうに思います。もちろん、地域座談会の声がすべてだとはもちろん思っておりませんが、一つの市民の皆さんの声としてお聞きをして、そういった地域の方々のニーズを反映しながら対応を検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、新規就農、あるいは担い手の支援についてもう少しわかりやすく相談できる窓口的な体制を整えて支援していったらどうかということでもあります。我々としても、できるだけそういったさまざまなメニューもあるわけで、よく見れば使い勝手のいい事業なども国・県の事業としてもあるわけですので、できる限りわかりやすく御説明するなり、窓口をわかりやすくして、そういった要望にこたえていきたいというふうに考えているところであります。

それから、集落営農の関係で申し上げますと、確かに農林課の方でいろいろ努力をしているわけがありますので、さまざまな事業を抱えながらでありますけれども、大変極めてこれからの寒河江の農政にとっては大事な取り組みでありますので、市の農林課中心になって頑張っていくということで御理解を賜ればというふうに思っているところであります。

それから、米の価格が低落している、特に山形県産米の価格が全国的にも非常に低いというような御指摘でありますので、その辺はこれから「つや姫」も2年後でありますけれども、新しい新品種でありますから、そうした今までのいろんな経験を踏まえて販売戦略等も県、それから農協団体等も踏まえてきちんと対応を考えていかなければならないというふうに思いますし、市としてもそうした中の一員として取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、新しい品種とか園芸作物、万般にわたって、だだちゃ豆の例を引かれましたがけれども、私も公約の中にもよく見ていただくと書いてあるわけがありますけれども、特に寒河江は御案内のとおり前の園芸試験場という県の試験研究機関が市内にあるわけがありますから、そういった土地の利を生かしてですね、県の試験研究機関、あるいは大学あたりとも今後いろんな面で協力し合いながら技術の開発、新技術とか新品種、取り組んで、やはり産地間競争に打ち勝つ手法をいろいろ多方面で考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。私も、早速県の元の園芸試験場の方に出向きまして、いろんな協議の場を設定したいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 松田議員に申し上げます。当局の答弁の時間も考慮した質問にしてください。

松田 孝議員 じゃあ、1点だけ。

ちょっとさっき言い忘れたんですけども、新規就農者に対して自治体独自で取り組んでいるプロジェクトみたいなのがインターネットで検索したら非常に出てきたんですけど、本気でやっぱり農業を応援するのであれば、やっぱりある程度、年間に1人でも2人でも就農者を育てていく、そういう施策も私は必要だと思うんです。やっぱり寒河江も基幹産業で位置づけていて、後継者が育たないというような悩みを抱えていて、その対策全然考えないというのはちょっと問題あるんでないかなと思って、その辺で何か方法ないかなと思ったら、越前市で取り組んでいる就農者に対して所得保証する制度も設けているんですね。これは月15万、だんだん段階的に減らしていくんですけども、3年計画で育てていく。そういう取り組みもやっぱりこの時期、きちんと確立する。やっぱり施設整備だけでは生活できないからね。設備投資したから、あとは自分ですぐ回収できるという状況でないし、その分も踏まえて、ある一定の所得保証というのも今後一つの私は検討課題だと思いますけれども、この辺について佐藤市長の見解を伺い、質問を終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 新規就農者に対する所得保証というんですかね、ある一定期間に一定の補助を出して

取り組んでいただくというための越前市でやっておられるというところでありますけれども、私どもはいろんな先ほどおっしゃいましたように、さまざまな段階でいろんな就農支援に対しては国・県合わせて取り組んでいるというところであります。全体的に見ると、県全体として取り組むというのが、寒河江市だけが新規就農者だけがふえるということには決してならないような気もいたします。県全体としてそういった積極的な取り組みというものがやはり大事ではないかというふうに思っているところがございます。早速越前市の例もいろいろ調べて、研究していきたいというふうに思っているところであります。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号6番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 まず初めに、佐藤洋樹市長の御就任をお喜びを申しあげ、4万4,000市民の幸せのために御尽力なされることを御期待申しあげます。

次代を担う子供たちが豊かな未来を築くために、さらに本市の宝である子供たちの健やかな成長を願う多くの市民とともに、御質問と御提案を申しあげますので、教育委員長の御答弁をよろしく願います。

通告番号6番、「全国体力・運動能力・運動習慣調査（全国体力テスト）」の結果からの本市の対応についてお伺いいたします。

文部科学省は1月の21日、全国の国公私立に通う小学校5年生と中学2年生を対象に、平成20年4月から7月末まで実施した初めての「全国体力・運動能力・運動習慣調査（全国体力テスト）」の結果を公表いたしました。この調査は、50メートル走、ハンドボール投げなど8種目をテストすると同時に、生活習慣などに関するアンケートを行ったものです。

その結果によりますと、体育の授業以外の運動量が1週間に60分未満だった児童生徒は、小学5年生男子が全体の11%、中学2年生男子は9%に対し、小学5年生女子は23%、中学2年女子は31%の結果に、文科省は「男子は体育系の部活をし、女子はしないという傾向は鮮明に出た。将来の健康にもかわる問題で、何らかの対策が必要」と危機感を示していると報道されています。

テストは各種目10点で、80点満点で評価し、中学2年生男子は千葉、福井、秋田の順で、本県は15位、中学2年女子は千葉、福井、茨城が上位、本県は9位となっています。一方、小学5年生は男女とも福井、秋田、新潟の順で、本県は20位、女子16位となっています。

小学校、中学校とも上位の福井、秋田県は全国学力テストでも毎年トップクラスの成績をおさめています。福井県や秋田県は毎朝朝食を食べる率が全国で上位を占めていることもアンケートでわかりました。規則正しい生活が文武両道に結びつくことが裏づけされた形になっています。

特に小学生が男女とも体力テストで全国1位になった福井県を初め、秋田県、新潟県などの上位県は男女とも朝御飯を毎日食べる子の割合がほとんど90%を超えていたとのことで、秋田・福井両県教委では、生活習慣に気をつけた効果が大きい、基本的な生活習慣を身につけていることが体力向上につながったと分析しているようです。

また、睡眠時間についても調査したところ、よく食べて、よく寝る子は太らないが、食べないで寝ない子は肥満度が高い傾向がうかがえ、文科省では週に60分未満しか運動しない子が全体の31%を占めた中学2年生女子については、体力低下ばかりでなく、肥満の懸念もあると見えています。

運動で体を動かすことは、子供たちが社会性を身につける意味でも重要なのに、この数字は危機的と指摘する識者もいます。この調査では、運動時間が多いほど能力も高いという傾向が出ているようですが、女子の場合、運動や生活習慣など小学校時代の過ごし方が、その後の能力に大きな影響を与えていることをあらわしていると分析しています。小学校時代に体を動かす楽しさを覚える機会がな

いため、中学校に行ってもスポーツをしない、女子児童向けのクラブなどが少ないなど、女子にとっての受け皿が少ないことも課題に挙げられています。

そこでお伺いいたします。寒河江市においても県の水準と同様の傾向を示していると思いますが、この厳しい状況をどのように認識しておられるのか、そして、この状況への対応策をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

さらに、本市においては基本的な生活習慣を身につけるために、各学校において「早寝・早起き・朝御飯」の実践に取り組みられておられますことは的を射た取り組みを進めておられると思いますが、現段階における成果、評価及び今後の課題、その対策についてお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

御案内のとおり、このただいまありました「全国体力・運動能力・運動習慣調査」は、近年の子供の体力低下に対応し、子供の体力向上に生かす目的で、今年度2008年度より実施されております。

本市におきましては、文部科学省からの実施の通知が急であったことと、現場の学校への説明が時間的にできなかつたということも踏まえまして、小学校・中学校ともに1校ずつのサンプル協力にとどめて参加しております。したがって、このたびのデータは本市全体の傾向を見るには適していないものと認識しておりますけれども、これまでの各校の状況を踏まえるときに、おおむね県の状況に準じるものと考えております。

県では、体格は全国トップクラスであるが、体力が伴っていないと言われて久しい中、山形の子供元気づくり事業を初め、さまざまな取り組みを通して教科体育の充実はもちろんのこと、スポーツの振興・普及及び競技力の向上を図ってまいりました。このたびの結果である小学5年男子の20位、女子の16位、中学2年男子の15位、女子の9位という内容は、これまでの対応が実を結んだものと一定の評価をしているようであります。本市といたしましても、県の課題を受けながら「スポーツに親しみ心身の健康を育むまちづくり」を推進すべく、学校体育及び社会体育の両面で強化を図っているところであります。

体力向上のための対応策としましては、各学校で教科体育の充実を図ると同時に、始業前や中間休みのマラソンの実施、課題となる運動能力を高めるための体操の開発など、1学校1取り組みの推進を実施してまいりました。また、取り組みの効果を上げるためにも、各学校ごとにスポーツテストを実施し、実態把握と体力向上のための方策を検討してまいりました。そして学校ごとの課題を明らかにして、全校で取り組んできた成果が出てきている報告もいただいているところであります。

また、中学校での運動系部活動への加入率は大変高く、平成19年度の統計では、本市の男子の加入率が92.1%、女子の加入率が73.1%であり、中学生の体育授業以外の運動量は十分に確保されていると考えております。しかし、今申しあげましたように、男子と女子との格差が20ポイント近くもあると、男女の格差の課題は残っております。

社会体育面の取り組みといたしまして、義務教育に関係することとしては、第一にスポーツ少年団活動が挙げられると思います。議員も御承知のとおり、山形県の小学生のスポーツ少年団加入率は全国第2位を長年キープしておりまして、30%強の加入率となっております。このことは小学生のおお

よそ3人に1人がスポーツ少年団に加入しているということでもあります。

本市においても、おおよそ県の状況に準じておりますが、今年度の団員登録数は778名であり、これは昨年度に比べ31名増加しております。少子化が進む中、団員数の増加が見られたことは各少年団自体の努力の結果はもちろんでありますが、子供たちのスポーツに対する欲求の増大が見られたのではないかと期待もしているところであります。しかも、小学校上学年における加入率67.2%ということでありまして、実に3人に2人がスポーツ少年団に加入しているということになります。しかしながら、男子に比べ女子の加入率が約半分であるという実態は本市も例外ではなく、小学校期における女子児童の運動量を確保することは大きな課題の一つであります。

また、スポーツ少年団やスポーツクラブに所属している児童と、所属していない児童との運動量に大きな隔たりが出てきておりまして、そのことが運動能力の二極化を進行させているということも大きな課題の一つであります。

以上の成果や課題を踏まえるときに、今後子供たちの体力を一層向上させるためには、これまで述べてきました取り組みを継続すると同時に、体を使ったさまざまな遊びの生活化が必要であると考えております。そして、今後とも小学校の女子の運動量の確保を課題に据えながら、教科体育の充実を図りつつ、体を使った遊びが生活化につながるよう指導を継続してまいりたいと考えております。

次に、本市の「早寝・早起き・朝御飯」の取り組みであります。このことは市の教育振興計画の中についても基本的な生活習慣の確立に向けて、その重要な柱として取り上げております。市内の各校においては、それぞれ年数回の強調週間を設定し、その中で起床時刻・就寝時刻・朝食の摂取について調査を行っております。加えまして、強調週間と関連させながら、バランスのよい食事の重要性と必要性、朝食摂取と学習効果の相乗性といった食育、さらに学習効果を高める睡眠の重要性といった保健分野とも関連づけながら指導を強化しているところでございます。

御質問の成果と課題についてであります。学校でのこれまでの取り組みは着実に児童生徒及び保護者への意識づけに効果を上げておりまして、望ましい数字の伸びにつながっております。しかしながら、なかなか改善に向かわない児童生徒がいるのも事実でございます。今後とも基本的な生活習慣の確立に向けた指導を継続するとともに、課題のある児童生徒については家庭と連絡を密にしながら保護者の理解と協力を求めつつ、粘り強く指導してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

佐藤市長の平成21年度市政運営の要旨の中で、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのため、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」と目標を掲げておられます。次代を担う子供たちに確かな学力をつけることは学校教育の大きな使命であります。本年4月からは新学習指導要領の移行措置がスタートします。この移行措置への対応を初め、学習環境の整備を進める中で学力の向上を図ってまいりますとも述べておられます。

第1問でも申しあげましたように、学力の向上と体力の向上は不可分の関係にあると思います。「早寝・早起き・朝御飯」の取り組みを実践し、効果を検証する中で基本的な生活習慣を身につけ、学力向上の基礎となる体力の向上に努めることが今こそ強く求められている施策であると思います。

本市においては全国で上位の加入率を誇っているスポーツ少年団や中学校部活動を初め、総合型地域スポーツクラブ・アスポートさがえ、スポーツ愛好者が運営する諸スポーツクラブ、それに有料のクラブなどによって児童生徒の体力向上に努められていますが、特に小学校の女子について、活動割合はまだまだ十分とは言えません。外で遊ぶ子供たちがほとんど見えない、家の中でゲーム遊びをする方が楽しいなどといった現在の子供たちに、私たちが幼いころ暗くなるまで泥んこになりながら自然の中を駆け回っていたときと同じようなことはできないかもしれませんが、何とか外に連れ出し、伸び伸びと活動できる環境を整えるべきだと思います。特にスポーツ活動にこだわらず、体を動かすことによる喜びや爽快感を体感する条件を整えてほしいと思います。

そこで、一つの御提案を申しあげますが、小学校や中学校の校庭の芝生化を進めてはいかがかということです。近年、教育上の効果や環境保全上の効果、地域スポーツ活動の活性化など、さまざまな目的から校庭芝生化が普及してきております。校庭芝生化は1995年度より文部科学省の補助事業にも取り上げられておりますが、数字的には全国主要都市のアンケートによりますと、2006年5月1日現在、公立学校3万6,863校のうち、芝生の運動場整備状況は小学校で3.39%、中学校で3.1%、高等学校で7.1%、全体で3.72%と決して高くない数字であります。こういう数字が出されております。

校庭芝生化に対する都道府県の助成制度は、東京都・大阪府・群馬県・兵庫県の4県で実施しています。課題としては、財政面での余裕がなく芝生化を実施する際の費用、特に維持管理費などを課題とする意見が多く、また維持管理体制という点で一部の教職員などに負担がかかってしまうケースもあり、地域を巻き込んだ体制づくりが必要になってくるという指摘が目立ったようですが、文科省では子供のスポーツ環境を充実させる、あるいは充実するためにグラウンドの芝生化について維持管理、活用などの円滑な実施のためのシステム構築及び啓発などを実施する、緑のグラウンド維持活用推進事業を進めています。

文科省では、校庭芝生化には次のような効果があるとしています。一つは教育上の効果として、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらす。環境教育の生きた教材として活用できる。2つ目は環境保全上の効果として、強風時における砂塵の飛散防止、降雨時における土砂の流出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制。3つ目として、地域のスポーツ活動の活性化として、幼児から高齢者までのさまざまなスポーツを安全かつ快適に実施できる。そのほか子供たちが活発になり、屋外で

遊ぶようになることや芝刈りなどを手伝うことにより、情操教育にもなるというメリットがあります。

先ほど芝生の植栽や維持管理費について大きな課題になっていることを述べましたが、芝生化を進めるために新たな方法が紹介されています。鳥取方式と呼ばれているもので、ポット苗という形式で夏芝、あるいはティフトンの苗を生徒たちの手で、約50センチ間隔に校庭に植えていくと1カ月程度で芝生が広がるというもので、安価で簡単にでき、雑草も芝生の一部とみなし、一般の芝生維持管理料は平方メートル当たり2,000円から3,000円とされていますが、この方式では芝刈り機が常備されていれば、年間費用は1平方メートル当たり50円程度ということです。植えつけ作業なども地域の皆さんを巻き込んだイベントとして開催することにより、地域住民の学校教育への関心を高めることができるというものです。

以上のような方法は、校庭の芝生化のみならず、実施計画で示されており最上川寒河江緑地の芝生広場や市営陸上競技場にも活用できるものと思いますが、いかがでしょうか。当面、公共施設、特に学校の耐震化を進めなければならないなど厳しい財政状況下にあることは十分承知しておりますが、本市の財産である子供たちのために、校庭などの芝生化を文部科学省の事業を初め、toto（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金）などを活用し、種々検討する中でぜひ取り組み計画を進められることを願ひまして、第2問といたします。

伊藤忠男議長 大沼委員長。

大沼保義教育委員長 ただいま議員から御指摘のありました教育環境整備、まことに重要なことと考えております。

大変具体的な問題もございますので、教育長より答弁させていただきます。

伊藤忠男議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 それでは、お答えをいたします。

議員がおっしゃいますように、子供たちが外に出て伸び伸びと活動できる環境の整備というのは大変重要なことであるというふうに考えております。先ほどの委員長の答弁でもありましたように、体を使った遊びの生活化・日常化ということについては重要なことでもあります。

そのためには、学校での教育活動において、さまざまな体験活動を仕組みながら、子供たちの発見・感動を喚起しつつ、体を動かすことへの喜びにつなげていくことが大事であるというふうに考えております。また、子供たちが活動できる環境整備の一つとして、体育経営上のエリアサービス、つまり子供たちが活動する場所・空間の整備、そして活動するための場の工夫なども大変大事なことであります。

議員から提案されましたグラウンドの芝生化もその一つであるというふうに考えております。本市では、醍醐小学校において採用済みであります。その状況を見ますと、学校での教育活動の幅を広げるとともに、学校のみならず地域の人々の憩いの場所として広く活用されているというふうにとらえております。

しかしながら、議員が御指摘のように、芝の維持として継続的な施肥、肥料やりですね。それから散水、それから除草、エアレーション、地中へ空気を挿入しなければいけないということもあるんだそうであります。それから目土による整地など、いろんな面で管理面での負担がかかっているのも事実であります。

こうした中で芝生の植栽及び維持管理の軽減化を図ることができれば、いろいろなところへの活用も可能になり、議員御指摘のようなさまざまな効果を期待できるものと考えます。

また、ただいま話にありましたポット苗に代表されるティフトンという芝があるんだそうであります。関東以西での暖地型の芝生でありまして、東北地方などの寒冷地には不適であるといった課題もあるようであります。現在、醍醐小学校での芝には高麗芝、野芝の2種類が採用されております。採用に当たっては6種類の芝をテスト植栽し、最終的に今申しあげました2種類を選定したという経緯がございます。醍醐小学校での取り組みを十分に検証しつつ、課題と効果による有益生に配慮しながら、子供たちの教育環境のあり方、地域におけるスポーツ振興の進化、地域の活性化など総合的な視点に立って、今後とも研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

本市の未来を担う子供たちのための施策構築について御質問と御提案を申しあげましたが、校庭の芝生化のための鳥取方式などは、まだまだ研究、取り組みを進めている段階とも伺っております。一つの方式と考え方だと御理解いただきたいと思います。

今後、国や県における施策・事業を初め諸制度の活用策などを研究なされて、早い段階で子供たちの教育環境の整備、地域におけるスポーツの振興、地域の活性化などの事業計画策定・実施に取り組まれることを御要望申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時08分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成 21 年 3 月 10 日 (火曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (18 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	10 番	佐 藤 毅	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 委 員 長
丹 野 敏 晴 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
安 彦 浩 市 民 生 活 課 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
兼 子 善 男 病 院 事 務 長	荒 木 利 見 教 育 長
工 藤 恒 雄 学 涯 学 習 課 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
兼 子 良 一 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 指 導 推 進 室 長
	清 野 健 監 査 委 員 長
	清 野 健 農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 4 号

第 1 回 定 例 会

平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火 曜 日)

午 前 9 時 3 0 分 開 議

再 開

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午 前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、3 月 6 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火)

(第 1 回 定 例 会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	市政執行の基本姿勢について	「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標の具現化に向けたルールの必要性とまちづくり基本条例（自治基本条例）の制定について。	16 番 川 越 孝 男	市 長
8	住民監査請求について	「フローラ・SAGAEテナント料未収金の欠損処理」に対する住民監査請求の監査結果について		市 長 監 査 委 員

9	景気・雇用対策について	本市の景気・雇用の情勢と激変への対策について 工業団地への企業誘致と第4次拡張事業の計画の見通しについて 寒河江市の製品の宣伝、売り込みについて 農業における景気対策について	9番 鴨田俊廣	市長
10	中学校給食の実施について	中学校給食の早期実施について	15番	市長
11	子育て支援について	検討委員会の設置について 乳幼児医療の無料化について 定員オーバーとなっている保育所の増設について 認証保育所制度について 父子家庭の医療費無料化について	佐藤陽子	教育委員長 市長
12	教育行政について	私立高校生への学費補助の拡充について		教育委員長
13	少子化対策について	少子化対策推進の取り組みとして子育て宣言をすることについて 子どもすこやかプランの前期計画の進捗と後期計画への取り組みについて 病児・病後児保育の取り組みについて	17番 那須稔	市長
14	衛生行政について	妊婦健康診査について 産前・産後歯科健診診査の導入について 小学生の入院費の公費助成について		市長

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号7番、8番について、16番川越議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。私は、通告している課題について市長並びに監査委員に質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

私が議員として市政に参画して18年になります。この間、何とか改善したいと思い努力しても、解決されていない大きな課題があります。その一つは、市長と職員組合との関係です。それぞれの立場を認めあった上での信頼関係であります。二つは、みんなの意見を聞いて少数意見や反対の声にももっと耳を傾けて市政を進めてほしいという願いがかなえられていないことであります。

そのような中、昨年12月の市長選挙で「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンに、「市民との対話を大切に、賛成・反対含め多様な意見を聞いた上で、長として判断したい。その結果については、理由をも含めて明らかにしたい」とする佐藤洋樹氏の姿勢を評価し、私の所属する社民党は推薦をし、多くの政党、団体、企業、そして市民の皆さんと一緒に選挙戦を戦ってまいりました。市長選挙では、相手陣営も含め果敢な政策論争が展開され、市有権者に選択の機会を保障できたことは、市民の市政参加の一步であり、喜ばしいことであります。佐藤洋樹市長を誕生させてくださった多くの市民の皆さんの御奮闘に、深甚なる敬意を表するものであります。

同時に、出馬を決意された佐藤市長の決断を評価し、今後市民の暮らしが大事にされ、かつ着実に向上し、市民が主体の民主的な寒河江市づくりのかじ取りとして大いに活躍されることを期待をし、改めて市長就任をお祝い申し上げます。

私は、当局と議会あるいは議員との関係というのは、互いの信頼の上にそれぞれの役割を理解し、尊重し合うことによって築かれるものと思っています。当局と議会や議員は、一定の距離と緊張感を保ちながら互いに切磋琢磨し合う仲でこそ、市民の信頼、市勢の発展も図られるものと信じています。したがって私は、議員として当然のことではありますが、一案件ごとに市民の立場に立って是々非々の立場で臨んでいること、市長並びに同僚議員や市民の皆さんにも御理解をいただきたいと思えます。

通告番号7番、市政執行の基本姿勢について「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標の具現化に向けたルール必要性と自治基本条例の制定について伺います。

私たち市民は、自治体という地方政府、国という中央政府、それから国際機構という国際政府の三つの政府との関係において生きているわけであります。今、自治基本条例が必要とされている背景には、一つは地方分権によって自治体の自己決定、自己責任という時代に入っております。したがって、それに耐えられるようなしっかりした自治体運営と政策活動のルールづくりが求められているのであります。

二つには、政策活動に必要な資源の減少と少子高齢化に伴う市民ニーズの多様化と増大、このギャップをいかに調整するか、そのためのルールが必要になっていることです。ところが、自治体でルールをつくるためには、その規範となるものがありません。国際連合には国連憲章という基本法があります。また、国には憲法という基本法があります。このもとに、法律がつくられています。したがっ

て、自治体にも条例をつくるための基本法があるべきであり、その基本法が自治体基本条例ということとあります。

自治体基本条例の内容は、団体自治としての市と国や県とのかかわりのほかに、住民自治のもととなる市民と市民の信託を受けた議会、同じく市民の信託を受けた市長と職員、及び市民相互間の関係ルールを定めたものであります。これが、市民主権の市政をつくる規範となるのであります。

これまでの先駆的自治体の多くは、首長の個性的な指導力によって進められてきました。ところが、客観的に幾らすぐれたまちづくりを行っていても、首長の個人的な力量に依存する分、自治システムの整備がおろそかになる危険性があります。今寒河江市が直面している中学校給食問題などは、まさに今の寒河江市勢の現状を映している鏡のように思えてなりません。市民と議会と市長及び職員、そして教育委員会との関係の問題だと思えます。寒河江市の政策システムの改善や政策法務の力量が問われているものだと思います。

したがって私は、佐藤市長の公約を具現化するためには自治基本条例が必要と考えますが、その必要性和条例制定についての佐藤市長の所見をお伺いいたします。

次に、通告番号8、「フローラ・SAGAEテナント料未収金の欠損問題」に対する住民監査請求の監査結果について伺います。昨年9月議会で、2007年度の寒河江市一般会計決算の承認案件は賛成多数で承認されましたが、私はフローラ・SAGAEのテナント料にかかわる未収金434万993円の不能欠損処理は問題であり、反対をしました。

問題点は、一つは連帯保証人に有限会社Aの代表取締役本人が個人の立場で名前を連ねていること。二つには、市の損失を防ぐために契約に敷金条項があるにもかかわらず、適切な運用をしないために未納額がふえていること。三つには、447万1,997円の未収金について、償還契約書を交わしているのに全く回収されず、行政として極めて無責任な対応であること。四つには、契約書などの数字や計算が誤っているなど、適正を欠く極めてずさんなものになっていることから、市民の方々の声を聞いた上で行政の公正・公平の原則と公の利益を守る立場から、フローラ・SAGAEのテナントに関する未収金のうち、有限会社Aにかかわる滞納額の増加や滞納金の未回収及び不能欠損処理は適正を欠く不当な処理であり、欠損分を補てんすることを求めて昨年11月28日住民監査を行ったのであります。

監査請求に当たって、「板挟みにあって職員に犠牲者が出ると悪いので、再考してほしい」との助言もありました。しかし、私は職員の個人攻撃をする考えは毛頭ありませんし、5年前から指摘しているにもかかわらず行政の自浄作用も働かず、監査委員の監査でも正されず、議会の決算審査でも多数で認定されてしまったために、一市民として問題点の是正も含め欠損分の補てんを求め、監査請求をしたのであります。個人攻撃でないことについては、請求書提出時や陳述の際にも申しあげてきました。それにも増して驚いたのは、「議員や市民が市政を批判すると、職員に犠牲者が出る」などということがあるとすれば、これこそ看過することはできません。自由に相互批判ができてこそ、民主的な市政がつけられるということ、全体で理解すべきであると痛感をいたしました。

住民監査請求に対する監査結果が、平成21年1月15日付で届きました。結論は、「請求人の主張には理由がないので、本請求は却下する」と言いつつも、市長に対する要望として、一つ、情報収集の強化と徹底。二つ、滞納整理行動基準の策定、三つ、適切な情報管理。四つ、テナント契約における保証人の確保。五つ、適正な事務手続の5項目が記されています。

今回の監査で、事務手続の不備を見つけても指摘でもなく要望となっています。監査結果の公表についても、市報には2月5日付の7ページの下、欄外に横1行、「市職員措置請求がありました。監査結果の公表について、市ホームページ『市政情報・監査委員』に掲載しています」というもので、内容についてはこれまで市報に掲載されていたものがホームページに変更され、市民に対する公開度は著しく低下、後退をしています。これでは、市民から「身内に甘い監査」との指摘は避けられず、時代に逆行していると言わなければなりません。

そこで、4点について伺います。

一つは、5年前から再三の指摘を受けている中で、多額の不能欠損処理となったことに対する行政の結果責任はないのか伺います。二つには、監査結果の公表はホームページによる公表に加え、従来やっていた市報への掲載もすべきと思うが、見解を伺います。三つには、今回の監査結果を見ると、市長に対し5項目の要望がなされています。5年前から監査委員が同席する決算特別委員会の中でも指摘されていたわけで、この間の監査委員自体の対応も含め、その結果についてはどのように考えておられるのか、以上3点については監査委員の見解を伺います。

そして、市長には、前市長よりこの監査結果について引き継ぎがされているとすれば、どのような引き継ぎを受けているのか。また、こういった実態を聞いての市長の感想と、こういった事態を起こさないためにはどうすべきと思っておられるのか市長の見解を伺って、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいまの川越議員からの御質問、大きく2点あるわけでありまして。市政執行の基本姿勢についてということと、住民監査請求についての御質問であります。順次お答えを申し上げます。

私は、施政方針におきまして市政を担うに当たり、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりのために、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という目標のもとに、市民の皆さんと一緒に頑張って活力にあふれ魅力ある寒河江市を創造するため、全力で取り組む覚悟であることを表明させていただきました。

市民の皆さんと一緒に頑張ってまちづくりを進めていくというためには、市民の皆さんの市政への積極的な参画ということが基本になるわけでありまして。そういった意味で、私は市民の皆さんのもとに積極的に私の方から出向いて、ひざを交えて市政の発展をともに考え、また地域の課題解決と一緒に取り組むことが重要であるというふうに考えたところであります。そうした意味で、地域座談会の開催というものを公約に掲げ、既に開催をして実行しているところであります。

また、そうした市民の参画と参加というものでありますけれども、例えば最上川緑地整備について、21年度はグラウンドと芝生広場を整備するというところで申し上げておるわけでありまして、その整備の内容や活用につきましてこれまでの庁内だけの検討組織だけではなくて、地元の方々でありますとかスポーツ関係者の方々など市民の皆さんを交えた検討組織を立ち上げて、十分検討していくようにということで指示させていただいたところであります。

こうして、いろいろな場面を通じて市民の皆さんの御意見を十分聞いて事を進めていくということを中心に念頭に置いて、開かれた市政運営というものを進めていきたいというふうに考えているところであります。

御質問の住民自治基本条例というものでありますけれども、これは平成13年4月に北海道のニセコ町で施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」というものが最初であるというふうに聞いています。自治基本条例は、まちづくりの基本原則でありますとか行政の基本ルールというものをもとに定められたものとして、自治体の憲法と言われるところでありますけれども、一般的に情報の共有でありますとか住民参加、協働について、また情報の公開、市民それから議会、首長、行政の役割と責任などが規定されているというところであります。

一方、こうした自治基本条例に規定するようなことは、憲法や地方自治法などがもう既に書いてあるんじゃないかというようなこと、また既に個別の条例において規定されている事項もありますことから、あえて制定する必要はないのではないかというような考えもあるわけでありまして。規定の内容が比較的抽象的になったり、また訓示的な内容になったり、宣言的な規程になってしまうというような懸念もあるわけでありまして。さらに、現行の法制度では憲法と法律の関係のように自治基本条例に反する条例は無効であるというような規定を定めることはできませんで、自治基本条例と個別条例は法規としては同位である、同じレベルであるということで、自治基本条例が最高法規性というものに対して疑念があるというようなことも言われているわけでありまして。

御質問は、自治基本条例を寒河江市として制定すべきではないのかというようなことであります。私は、先ほども申しあげましたけれども、まちづくりに対して市民の皆さんが広範囲に参加をしていただき、市民の皆さんの考えを十分に把握し、市民の皆さんと一緒に進めていくということを申しあげているわけであります。そういった意味で、市民へのさまざまな情報の提供、それから共有、市民の皆さんに対する説明というものも、もちろん大事にしていきたいというふうに考えております。こうした市民の皆さんと一体となったまちづくりを進めるに当たって、自治基本条例による確固たるルールというものを定めた方がいいのか、またそれとももう少し緩やかなフレキシブルな方がいいのか、また自治基本条例がある場合、それからない場合、実際のまちづくりにどういう差が出るのかどうか。条例の制定によって市民の皆さんのかわり、参加がどのように変わっていくのか、さらにはこうした条例の制定に対する市民の皆さんのニーズはどのようなかということ、現段階ではまだ不明な点も大変多いわけでありますので、そのために実際既に条例を制定している自治体の実態というものを十分調査しながら、研究していく必要があるのではないかと考えているところであります。

県内の状況を見ますと、市レベルでは長井市で平成18年の3月に施行されているほか、数町で制定されているわけであります。まだ基本条例の制定が数少ないという状況で、日の浅い条例であるわけであります。私としては、その効果というものを十分調査、検証させていただいて、市民の皆さんの声などもお聞きしながら、研究をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、住民監査請求についてのお尋ねであります。住民監査請求の件について、前市長からどのように引き継いでいるのかという御質問でありますけれども、率直に申しあげますと、このことについては前市長からの直接的な引き継ぎというものは特にございませんでしたが、監査委員でありますとか担当課から業務のレクチャーの中で、この件についてはつぶさに状況を報告を受けているところであります。

私としても、この住民監査の結果につきましては真摯に受けとめ、その中で監査委員からの要望ありました5項目については職員にも既に周知してあるわけでありますけれども、日常の事務執行において十分留意するよう、より徹底させていきたいというふうに考えているところであります。

具体的に申しあげますと、要望の第1点「情報収集の強化と徹底」ということでありますけれども、滞納が発生した場合には直ちに直接本人からの聞き取りを行って、滞納に至る情報収集を行うとともに、迅速で徹底した債権管理に努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

第2点の「滞納整理行動基準の策定」ということでありますが、例えばこの機会にフローラ・S A G A Eに関する業務マニュアルというものを作成して、事務手続の不備が出ないように対処しているところでございます。

さらに、3点の「適切な情報管理」については、個人情報保護条例に十分配慮しながらも、このたびの件を踏まえて私債権の管理についてその適正化を一層図っていかなければならないものというふうに考えているところであります。

第4点目にありました「テナント契約における保証人の確保」につきましても、契約時に第三者の

連帯保証人がつけられない場合、民間の保証会社を紹介しているところでありまして、債務保証の確保に一層努めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

最後の5点目「正確な事務手続」につきましては、法令や条例、規則等に沿った正確な事務処理が行われますように指導をさらに徹底していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上の対策等をというものを講じたところでありますが、このたびの住民監査請求の結果を踏まえて、改めて今後適正な債権の管理に一層努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

〔片桐久志代表監査委員 登壇〕

片桐久志代表監査委員 さきの住民監査請求の監査結果を踏まえまして、3点について御質問がありましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、行政の結果責任はないのかというふうな御質問にお答えを申し上げます。

この件につきましては、昨年11月28日に川越孝男氏御本人から前市長に対し住民監査請求、いわゆる寒河江市職員措置請求がなされ、監査の結果をことし1月15日付で請求人に通知するとともに、市公告式条例に基づきまして市内8カ所の掲示場と市ホームページで公表したところでございます。

監査に当たりましては、請求人の陳述、今回の請求内容に係る業務にかかわった担当職員からの聞き取り調査、学識経験者として市の顧問弁護士からの意見聴取及び債務者の家族からの調査、聞き取りを実施するとともに、関係書類、関係法令、行政実例などの調査に基づき監査結果を決定したところでございます。

今回の監査を通して感じたことは、手続や未収金の収納対策の甘さがあったことは否めないところでありますが、フローラ・SAGAE撤退後の債務者の生活実態を見ますと、福祉サービスの需給や刑事・民事に係る諸事案もあり、法人についても実質倒産していることから、滞納している建物貸付料などの納付は困難であったと思われ、不能欠損処理はやむを得ない事務処理手続であると判断されましたので、市長に対し欠損分の補てんを求めた当該住民監査請求につきましては、市に損害を生じさせたと思われる違法または不当にこれらを怠る事実は認められない旨の監査結果を決定したところであります。

しかしながら、寒河江市にはフローラ・SAGAEの建物貸付料のほかにも、税、保育料、使用料など多くの未収金がありますので、今後債権管理を甘さを指摘されないよう、このたびの住民監査請求をきっかけとして市の財務事務全般について適正な事務処理がなされるよう、5項目について要望いたしましたところであります。この要望につきましては真摯に受けとめていただき、各課長を通じて全職員に周知されておりますが、このことは反省を踏まえてなされたものと思っております。

次に、監査結果の公表の方法についてお答えを申し上げます。御質問の公表の件につきましては、地方自治法第242条第4項に「住民監査請求の結果を公表しなければならない」規定が定められています。ただし、具体的な公表の方法、期間については定められてはいませんが、公表の定義といたしましては公告式条例による方法による掲示場への掲示や、官報への掲載などにより周知できればよいこととなっております。当市では、このたびの住民監査請求の結果の公表は、市公告式条例による掲示場による掲示と、ホームページによる公表を行ったところであります。

ここ数年の県内の市及び県の住民監査公表状況を調査してみますと、住民監査請求のあった四つの市が公告式条例に基づく掲示場での掲示による公表をしており、それとあわせてその4市のうち山形市と寒河江市がホームページで公表しているところであります。市報で公表している市はないようであります。また県においても、県公告式条例に基づき県公報、公の報でございます、県公報とホームページにより公表しているようであります。このことから、ホームページによる公表はIT社会における時代の趨勢によるものと認識をいたしております。

監査公表につきましては、今後とも公告式条例に基づく掲示場での掲示とホームページにより公表をしてみたいと考えております。

次に、監査委員の結果責任というふうな御質問もございました。御質問の建物の貸付料等に係る収納事務につきましては、監査委員といたしましては担当課の定例監査や決算審査の折に、書類審査や聞き取りにより監査事務を行ってまいったところであります。

当該未収金についての指導事項といたしましては、これまで「中心市街地活性化センター建物貸付料において、未収金が時効にならないよう早期回収に努力されたいこと」や、「建物の賃貸借契約の連帯保証人は、未収金の発生することも前提として、選定する際は考慮されたい」など、具体的に指導してきた経過がございます。しかしながら、当該未収金については不能欠損処理となったわけでありませう。

監査委員といたしましては、このたびの住民監査請求調査の実施を踏まえて、今後なお一層債権管理の実態や具体的な収納対策についても力点を置いて監査業務を遂行するとともに、課題となっている事案については随時監査を実施するなどの対応策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目に答弁をいただきましたので、すべての項目について答弁いただいたわけですが、現状を踏まえ、もう少し深めておきたいというふうに思いますので、再質問をさせていただきたいと思います。

それで、自治基本条例の関係でありますけれども、この関係についてはこれまでも一般質問で提案をしたり、お尋ねをしてきた経過があるわけでありまして、そのときと答弁はほとんど一緒ですけれども、今回変わったのは実態を調査してみたい、研究してみたい、市民の声も聞いてみたいという部分が、これまでの答弁より違ってきます。

ただ、私1問目でも申しあげましたし、市長自身行政経験長いわけでありまして、地方分権が法的になってまだ日が浅いわけ、2000年。もちろん、明治以降ずっと国と地方の関係は上下、主従の関係が続いてきておりまして、新憲法の中でも主権在民、そして地方自治がうたわれています。しかしながら、さきの地方分権が法的に成立するまでは、国と市町村の関係は主従の関係であったわけでありまして。

したがって、佐藤市長も行政経験長いわけでありまして、制度が変わってからの部分というのは非常に浅い。そして、先ほどの二セコ町も平成1年の4月に条例が制定されているわけでありまして、それ以降どんどんふえているんですね、今ね。そして、その必要性は先ほども申しあげました。何で必要になってきたのかという部分、繰り返しません。

そこで、私は二セコ町も視察を当時してきました、会派で。二セコ町のやつは自治基本条例の中で、これから研究されるというふうに思いますけれども、二つのスタイルがあるわけですね。一つは、この条例をもう市長の方で提案する際に行政だけの部分、議会を外した形の中での自治条例と、それから両方、議会も市長部局といいますが全体的なものを網羅した自治基本条例と、二つのスタイルがあります。個人情報保護条例は情報公開条例もそうですけれども、山形県の情報公開条例などは議会は議会、知事の方は知事の方、こういうスタイル。寒河江市の場合には情報公開条例は全部一緒になっていますけれども、こういう二つのスタイルがあるわけでありまして。それであと栗山町、これは議会独自で議会側の基本条例を全国で先駆けてつくった北海道の自治体でありますけれども、ここも私も議員での視察研修もしてまいりました。

あと、寒河江市が姉妹都市を締結している寒川町、ここも網羅した形の中で自治基本条例をつくっているわけでありまして。したがって、そういうことも含めてぜひ勉強会を、調査研究をしたいというわけでありまして、早急にやっていただきたいということと、あと基本的な部分は憲法や自治法で定められているということなんですけれども、そうでないんですね。ない部分があるわけですから、基本条例をつくってほしいという提案をしているんです。本当に網羅されているのかどうか、この勉強、研究の中で明らかになるというふうに思いますので、ぜひ具体的に勉強会を立ち上げていただきたいということ、いつころなされるのかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、住民監査請求の監査結果についてのお尋ねをいたしました。そして、監査委員は行政の結果責任についてはやむを得ないことではないというふうな見解をされました。その理由としては、法に違反するようなことがないと、違法なことがないので結果責任は求められない、というふうにお

っしやられたわけでありませうけれども。

そこで私は、違法なことがあれば警察の範疇になるのではないかというふうに思うわけです。行政の監査というのは、警察問題でないけれども、行政のやっている中で正常に行われていればこのような問題は起こらないと思うんです、起こらないと。結果的に不納欠損しなければならぬ、そして先ほど市営住宅なりあるいは保育料なども一緒に出されましたけれども、私はそういうものと商売するためのテナント、これの部分とはおのずから行政としても違った意味で見る必要があるのではないかというふうに基本的に私は思っています。そして、結果責任に対してはやっぱり是正も指導などもできる。その中でやった責任が問われないというふうなことであるならば、いかがなものかというふうに思うんです。改めて、その点についての見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、結果の公表の関係でありますけれども、よそのことを出されました。しかし、もう今の時代、地方分権で自己決定、自己責任の時代なんです。寒河江市はどうするか、寒河江市の監査委員がどうするかというような問題。もちろん、監査委員ですから1人でありません。2人いらっしやるわけがありますし、合議制です。ところが、寒河江市でのこれまでの住民監査請求は、市報で公表してきておる。これまではしてきておったんです。それが、後退なんだ。情報というのは、積極的な情報公開というのが今求められている自治体のあるべき姿、とるべき姿だというように私は思う。

そういうふうなことからすれば、「県内がそうですから、今後そのようにします」などというのは、非常に時代に逆行しているのではないかということ、1問目でも申しあげましたけれども、再度申しあげてこの点についての監査委員の考え方は改めてほしい。もちろん、今ここでは合議制ですので、2人での結果は先ほどの1問目の答弁だと思いますけれども、今後そのことについても議場で指摘があったということを受けとめていただいて、検討をしていただきたいということ強く申しあげておきます。

それから、また戻りますけれども、自治基本条例の関係です。二セコに行ったときに……。

伊藤忠男議長 川越議員、答弁を含めて……。

川越孝男議員 町長に直接説明を受けました。そうしたときに、今佐藤市長が言ったと同じように、私は住民の声を聞いて、そしてそういう手続を皆踏んでやっていくんだということ、町長でなくて職員の皆さんが「今何も問題ないんだべ。こういうふうにおらの町長はやってるぞ、ほれ」というふうなことで、職員は基本条例制定には慎重であった。

しかし、「長がかわった場合、必ずしもそういうことが次の人にも同じようなやり方をしてもらえ」という保証がないんです。したがって、いいやり方はきちっと条例化をすることによって、その自治体の基本的な運営というのがつくられるんです。したがって、私はきょう提案をして議会の同意も得て実現したんです」という町長のお話を聞きました。

したがって、寒河江市で今グラウンドワークという手法、これは全国にもあるいは全県にも誇っている手法でありますけれども、このこと一つをとっても懐いてもかわるんですね、制度としてできていないわけにありますから。そういうものを本当にいいのであるならば、きちっと長がかわってもそういう手法は、あり方が引き継がれるような形をすべきだというふうなことを、私は痛感をしています。

そして、山形県内では非常におくれているというふうなお話がありました。全くだと思えます。こ

れは、山形県も含めて県は県のことでもありますから、県自体でそういうことを積極的に果敢に研究をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。そうしないというと、長が交代するごとに非常にさまざまな問題が派生をするという、こういうことであっては県民やあるいは市民にとって、主権者である住民にとって不幸なことだなというふうに思いますので、そういう意味もあって提案をさせていただいておりますので、ぜひ御検討をいただきたい。

ということで、何点かについての2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まちづくりの基本条例の件でお尋ねでございます。私も、基本的には国、地方、対等な関係だというふうに思っているところでありまして、特に寒河江については先ほど川越議員が述べられたように、さまざまな形で住民参加の機運、というか実績でありますけれども、そういうまちづくりの活動というものが盛んに行われている市の一つではないかというふうに自負しているところでもあります。そうした市民主体の活動というものを積極的に推進していくということは、私にとりましても一つの市政の大きな支えであります。

そういった意味で、この条例につきましても先ほど答弁申しあげましたとおり、ぜひ勉強、研究していきたいというふうに思っております。4月に入りまして、新しい体制というものを踏まえて、できるだけ早い時期に研究を始めたいというふうに思っているところでございます。以上であります。伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

片桐久志代表監査委員 それでは、2点についてお答えを申しあげたいと思います。

最初に、行政の責任についての問いがありましたけれども、私は最初の質問のところには要望事項を申しあげたところでありますが、これについては真摯に受けとめていただき、そして各課長を通じて職員の方に周知していただいたというふうなことは、これまでのいろいろな事務を通して、至らない点もあったというふうなことを重く受けとめて、反省を踏まえてなされたものと思っております、こんなふうに答弁を申しあげたところでございます。

あと監査を通じては、先ほども申しあげましたようにこの要望事項を整理するに至った経過の中では、担当課の方にも聞き取りのほかいろいろな面で御指導申しあげているというふうなことは、先ほどの答弁の中にはなかったんですがそういうようなことも御指摘は担当課にはさせていただいております。

それから、仕事をする上で長は職員の指揮監督権というふうなものもあるわけでございますね。それから、職員には地方公務員法による職務専念の義務とか、服務規定に盛り込まれております「誠実、公正かつ能率的な職務の遂行」が求められるというようなことがうたわれておるわけでございますので、長も職員もお互い信頼関係に基づいて事務処理をしてきたんだというふうに思っております。

しかしながら、結果的にはこのような事態になったわけございまして、やはり先ほど申しあげましたように監査の結果を踏まえて、やはり反省すべき点があったなというふうなことから、監査の方で要望を出したことについては迅速に各課長、そして職員の方に周知して下さったなというふうに思っておるところでございます。

それから公表でございますが、確かに平成8年のときの住民監査請求のときは、寒河江市報でも監査結果を載せておったようでございます。このたびの公表の方法については、先ほど御答弁申しあげたとおりでございますけれども、またさらにこういう監査の事務を進めるに当たっての監査のマニュアルというふうなものがありまして、これによりまして「公表については市公報」、公の報です、寒河江市報ではございません。「市公報に登載するなど、当該市の公告式条例に定める例に行う」と、こんなふうにマニュアルではなっておりますので、先ほど申しあげたことと今御答弁申しあげたことをあわせまして、監査委員側としては議会選出の鈴木議員と合議をいたしまして、このような公表

の方法を決定したというふうなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 最後の部分、監査委員の公表については1問目に答弁あったんで、わかるんです。それを受けて、従来は寒河江市の場合住民監査請求の場合には市報でも公表していたと。そして、そういう問題というのは積極的な公開をし合う中で住民の理解が得られるものというふうに、私は信じていますので、したがって、その今回の部分はわかりましたけれども、次に向けて検討していただきたい。合議制ですから、もちろんここで回答は出てこないと思いますけれども、出されたことについて受けとめてほしいということをして2問で申しあげたんです。そのこの部分の回答がないんです。したがって、改めてこの部分については強く申しあげながら、見解だけお聞かせをいただきたい。

あと、自治基本条例については、そういうふうなことで4月から早い時期に勉強会を立ち上げたいというふうなことでありますので、このことについて市民の声も聞いて対応していきたいというようなことでありますので、職員だけでなく市民なども参加してそういうふうな勉強ができるというふうなことであれば、もちろん議会などもみんなかかわってこのものというのはつくり上げなければならない課題でありますので、その際にはそういった方々も入れて勉強できるようなことをしてほしいというふうに思いますけれども。このことについて、市長見解などあれば、あるいは考え方があればお聞かせをいただいて、私の質問をこれで終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 いろいろ研究していきたいということで、多くの市民の皆さんの声なども、先ほど答弁しましたけれども、座談会などでもお聞きしながら、そういった声を踏まえて適切に対応していきたいというふうに思っているところであります。

伊藤忠男議長 片桐代表監査委員。

片桐久志代表監査委員 やはり、私ども監査の事務を進めるに当たっては、自治法とかいろいろな規則に基づいて手法を決定しなければならないわけでございます。ですから、このたびも先ほど来申しあげたような方法で公表させていただいたわけでございますが、議員は「今回の件は今回の件として、今後」というふうなことでございますので、これについては先ほど申しあげたようなことを基本としつつも、「御検討していただきたい」というふうなことでございますので、それはそれとして受けとめさせていただきたいと思います。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号9番について、9番鴨田俊廣議員。

〔9番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、またこの課題に関心のある市民の意見をもとに、また市長の公約及び平成21年度の施政方針に沿ってこの質問をいたします。よろしく願いをいたします。

さて、佐藤新市長には御当選、また御就任、まことにおめでとうございませう。お祝いを申し上げるところでございます。この不安定の世の中、また困難な世の中で、これから寒河江市の市政を担っていただける、その御努力に改めて敬意を表する次第でございます。

それでは、通告番号9番、景気・雇用対策について質問をいたします。

昨年9月の米国のリーマンショックを震源とする金融経済危機が、現在急速に世界を覆っており、このため金融の急激な収縮、実態経済におけるGDPの急降下が起こっており、企業業績の大幅な悪化に伴う急速な雇用の不安につながっております。これが、百年に一度の経済危機、深刻な景気後退局面との認識で、世界じゅうがその対策で奔走中であることは御案内のとおりかと思っております。

昨年の10月から12月の四半期の経済成長率はマイナス3%以下、年率でマイナス12.7%と伝えられており、今期決算では日本を代表するような企業や有名企業が軒並みの赤字の予想であり、これまで日本経済の牽引者である自動車産業は昨今急激に失速し、景気全体に大きな影を落としております。特に、トヨタ自動車は今年度営業赤字が4,000億円以上と予想され、昨年比で2兆数千億円の利益ダウンとの報道もあり、大きな衝撃となっております。

このような経済環境の中、各大企業においては生産調整が起り、雇用の削減・調整、いわゆるリストラが本格化してまいりました。まずは非正規雇用者の解雇、給料の削減、そして正規雇用者の調整・削減に進んでいる模様であります。ことし1月の全国段階の雇用情勢では、有効求人倍率で0.67、本県では昨年2月に比べて半減となる0.45であります。

製造業を中心とした企業のリストラは、ことし3月までで全国で非正規雇用で15万8,000人、正規雇用で1万人ほどになっているとの報道もあります。地方の中小企業、下請企業の経営環境は、今後さらに厳しくなっていくものと予想され、当然本市の製造業の経営環境も厳しくなってくるものと思っております。また、各自自治体の財政再建に伴う公共事業の削減や、農産物の価格低下による収入減が原因での消費行動の悪さなどもあって、地域経済の足を一段と引っ張っているようであります。当然、本市でも雇用の不安、リストラの不安が大きく増しており、景気・雇用情勢が急激に変化していることは想像にかたくないと思われまふ。

市長は、「まずは景気対策だ」とおっしゃっております。そこでお伺いいたしますが、最近の本市全体の景気の動向や雇用情勢はどのようになっているのか、そして景気、雇用の急激な変化、悪化に対しどのように取り組んでいるのか、今後どのようにやっていくのか、お示しいただきたいと思ひます。

ところで、市長は工業団地の企業誘致に取り組み、雇用の促進を図るとしてはありますが、現在のつる

べ落としのような不況により誘致に大きな問題点、心配点が出たものと思っております。今後の企業誘致はどのように進めていくのか、また工業団地の第4次拡張事業についてのこれからの見通し、展望もあわせてお伺いいたします。

日本経済は、貿易立国、輸出立国という方針もあり、外需頼みの経済だと言われてきました。経済危機の中、世界的にも工業製品の買い控えが起こっているため、先進国の中で日本の景気後退が特に著しいと言われております。このような中で、昨今少しでもいいからと、内需の拡大が叫ばれてきているところであります。

本市でも、これらに沿って今こそさらなる地産地消の推進を図り、農商工連携による本市産品の宣伝、売り込み、並びに新製品の開発への積極的な働きかけ、例えば情報の提供、また開発に対する補助なども大きな景気対策と考えます。これらに対する市長の見解と、市長の公約でもあるトップセールスについての考え方などもあわせてお伺いいたします。

最後になりますが、農業についての景気対策についてお伺いいたします。

本市の農業形態は、水田農業を基礎として果樹や施設園芸、そして観光農業などを組み合わせた複合農業として元気に発展してきた経緯があります。このような農業をしてきたことにより、本市農業の活性化が図られてきたものと思っております。そして、これを寒河江型農業と称して推進してまいりました。

本市における製造業が不振になったとき、せめて内需産業でもある農業が元気でいてもらいたいと思うのは、当然であります。そのためには、この寒河江型農業の維持、推進が今後とも必要であると思っております。このような寒河江型農業の推進について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

現在、この寒河江型農業にも悩みが生じてきております。施設の老朽化や生産価格の不安定であります。この中で、特にさくらんぼ雨よけハウスについて申しあげてみたいと思います。

さくらんぼ雨よけハウスへの投資は昭和50年代から進んで、60年代、また平成初期に急速に建てられるようになりました。そのため、現在さびついて老朽化したものが数多く見られるようになっております。さくらんぼ雨よけハウスの老朽化は、そのままにしておくに近い将来さくらんぼ生産に大きな影響が出てくるものと思っております。さくらんぼハウスの老朽化は、さびによる耐久不足が生じ、ポリ張り作業などには非常に大きな危険が伴ってきて、最後にはそのポリ張りが放棄されてきて、さくらんぼの生産の不安定の要因となってまいります。さくらんぼの生産が少なくなった場合は本市の経済、本市の元気に少なからず影響が出てくるものと思っております。

平成17年現在、本市には約300ヘクタールの雨よけハウスがあり、30ないし40ヘクタールのハウス建てかえが急がれているとされております。そして、毎年10ヘクタール以上のハウス耐久年数が過ぎていくものと予想されております。ハウスの建てかえは、建設企業への支援にもつながるものと思っております。

ところで、本市ではさくらんぼと言えば佐藤錦であります。寒河江型農業の基幹作物であり、さくらんぼの中で植栽率が6割以上あり、本市、本県のブランドとなっている佐藤錦の現状について触れてみたいと思います。

佐藤錦の生産は、今三つの不安が押し寄せております。一つは後継者不足の高齢化、二つ目は地球

温暖化やミツバチの減少が起因と考えられている結実不良、そして三つ目は先ほど申しあげた雨よけハウスの老朽化であります。佐藤錦の生産維持には、一つでも不安を解消することが早急に求められております。あえて言えば、佐藤錦の安定的な生産維持が、本市さくらんぼ生産の主体であり、本市経済の元気に大いにつながるといふことでもあります。したがって、佐藤錦の結実不良対策や耐久年数の過ぎた雨よけハウスの更新に補助することは、今回の農業用の景気対策の主体、大宗であると位置づけているところであります。

佐藤錦を意識してのこの対策は、三つの側面があります。一つ目は、早急に求められる農業への景気対策であり、二つ目は本市全体に対する大きな経済対策であり、三つ目は日本一さくらんぼの里の維持、発展を図ることと想っております。以上のような側面がありますので、これはぜひ実行すべき対策だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 鴨田議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。本市の景気・雇用対策について4点ほどございましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、市全体の景気・雇用情勢とその対応ということであります。本市におきましても、アメリカ発の金融危機から始まった世界同時的な景気後退を受けて、自動車、電機産業などの製造業を中心に減産態勢に入るなど、景気・雇用情勢は大変厳しい状況であります。

市におきましては、雇用動向調査として市内100社に対し、これまで2回アンケート調査や聞き取りを実施したところであります。1回目は昨年12月22日時点で調査を行いまして、73社から回答がございました。それによりますと、調査対象の昨年8月からことしの3月31日までの従業員の減員予定数は273人ということでございます。また、2回目の調査をことしの2月1日時点で行ったところでありますが、83社から回答がありました。3月末までは288人の減員、4月以降については58人ということで、合計して346人の減員を予定しているという調査結果が出ているところでございます。また、一方4月以降の求人予定につきましては、56人を新たに雇用するという回答も一緒に得ているところでございます。

市内の企業につきましては、部品製造工場が多いということから受注量が大幅に減少して、製造ラインの稼働率も大幅にダウンしているわけでありまして。雇用情勢も悪化している状況にあるわけでありまして。特に、昨年末には派遣社員の大規模解雇があり、ことしに入り契約社員の失業というものが多くなっているわけでありまして。企業にとりまして、大変厳しい経営環境でありますけれども、雇用をつなぐための支援制度であります国の中小企業緊急雇用安定助成金制度の活用でありますとか、ワークシェアリングなどの導入による雇用の維持・確保の努力も続けられているところでございます。

また、外需関連企業では、その技術をほかの製品開発に向けるなどの多角化を図って、販路を国内向けにシフトするほか、熟練技術による製品の差別化でこの不況を乗り切ろうとしている会社もあるわけでございます。そういった企業の状況になっているということでございます。

次に、失業者の状況ということでありますけれども、寒河江公共職業安定所の調べによりますと、有効求人倍率は昨年12月の0.50倍から1月には0.31倍と、急激に悪化しているわけでありまして。月間有効求人者数657人に対して、求職者数2,131人という状況であります。寒河江公共職業安定所では、管内の各事業所に対して1人でも多くの求人募集を出していただくようということで、要請をしている状況でございます。

こうした厳しい景気・雇用情勢にありまして、本市といたしましては関係機関、団体の代表者からなる雇用対策本部会議というものを、第1回目でありまして1月9日に開催をして、情報交換を通じて本市の景気・雇用対策を講じているわけでありまして。また、来る3月16日にも第2回の雇用対策本部会議の開催を予定しているところでございます。

市の具体的な景気・雇用対策につきましては、さきの2月20日の第1回臨時会におきまして一般会計補正予算を御可決いただいたわけでありまして、その中で約7億円については定額給付金事業、ま

た生活対策臨時交付金事業として2億3,800万円ということであり、これにつきましては、生活関連道路の整備でありますとか、市民体育館の改修などの発注、さらにはプレミアム付商品券発行事業に充てるといことで、国・県との連携による景気浮揚、雇用創出を図っていくことにしているところでもあります。

また、国の第2次補正予算に伴いまして、新たに地域内のニーズがあり雇用継続が見込まれる事業のうち、地域求職者などを雇い入れて安定的に雇用機会を創出をいたしますと雇用再生特別交付金事業でありますとか、緊急的に一時的なつなぎ就業の機会を提供する緊急雇用創出事業についても、これから3年間で約1億7,500万円の事業が寒河江市に配分になるという見込みでございます。二つの事業を合わせまして、約100人の新規雇用が見込まれるところでございます。

また、市の臨時職員につきましては2月に9人を緊急雇用いたしました、4月以降におきましても緊急雇用について継続して実施してまいりたいということで、今考えているところでございます。さらに、失業された方のための雇用相談窓口の設置でありますとか、雇用動向調査のさらなる継続、また市内中小企業の経営安定に向けた融資制度の周知、さらにはハローワーク開催の就職面談会のPRなど、雇用の安定に向けて関係機関と連携を図りながら、一丸となって対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、寒河江中央工業団地の第4次拡張事業計画に係る、現在の状況という御質問でございます。市の中央工業団地は、現在団地面積約152ヘクタールに及んでいるわけであり、残っている分譲可能面積は、約8ヘクタールというふうになっているわけであり、こうした状況の中で、各企業の工場再編や災害に対するリスク分散などの動きによる新たな工業用地の需用にこたえていくとともに、地域住民の市民の皆さんの雇用の場の確保と寒河江市の産業振興のために、第5次振興計画に基づきまして新たにテープ工業の南西側約22ヘクタールを第4次拡張分として造成すべく、これまで計画を進めてきたところであります。

御案内のとおり、計画地につきましては農業振興地域の農用地区域でありましたが、これまでと同様に農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地として、農用地区域から除外することについて、東北農政局との事前協議を進めてきたところであります。国営かんがい排水事業の受益地でありましたことから難航しておりましたが、昨年12月に事前協議が調い、12月下旬に第3次から第4次に拡張する農工計画の変更告示をして、ことしの1月には約22ヘクタールの農振除外について県知事の同意を得て告示をしたところであります。

その間、市土地開発公社に拡張整備を依頼をいたしまして、平成20年昨年10月に、地権者に対して第4次拡張事業に対する説明会を開催し、計画の概要、今後の予定、土地の価格等について提示をして、地権者の皆様の協力をいただいてことしの1月に用地売買契約を行ったところでございます。その後、農地転用及び開発許可の申請を行って、去る2月23日に許可をいただいたところであります。

これは、企業側の立地決定から工場建設、操業開始に至るまでのスケジュールにできるだけスムーズに沿えるように準備を進めているもので、造成については企業ごとに誘致のめどが立った時点で始める予定であります。

今後の企業誘致の見通しということでございますけれども、この第4次拡張分の企業誘致の状況につきましては、昨年秋以降の御案内のとおり世界的な景気後退の波が日本国内にも及び、企業誘致活

動にも大変な厳しさがあるわけでありますが、現在は数社と立地について話をさせていただいているところでもあります。今後とも、寒河江市の優秀で豊富な人材、さらには地理的立地条件のよさとあわせて、企業立地促進法に基づく固定資産税課税減免等の優遇措置、さらには県がこのたび大幅な充実を予定しております企業立地促進補助制度等をアピールをし、できるだけ早期に立地が進むよう、積極的な誘致活動を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございますけれども、地産地消の推進を図り、農工商連携による本市産品の宣伝、売り込みということについての考えはどうかという御質問でございます。

初めに、特産品ということについてお話を申しあげますが、本市には寒河江に寒河江市物産連絡協議会、御案内かと思いますが協議会がございます。みそ、しょうゆ、木工品、ハチみつ、鯉のぼり等々製造して販売をする業種15人の会員で構成されているわけでもあります。この協議会、毎年恒例となっております社団法人山形県観光物産協会が実施いたします山形県の観光と物産展に出店をしているわけでもあります。東京の日本橋、新宿、大阪、名古屋などの全国屈指の大手デパートで開催する年間で10回程度の観光と物産展に出店し、その季節に合った本市の農産物を中心にした旬の味覚、地場産品、話題商品等を全国に紹介・宣伝し、本市の特産品の販路拡大に大きく寄与しているところでございます。

また、新技術の開発、新商品ということで御質問もございました。去る1月20日行われましたアメリカのオバマ大統領の就任式の際、御夫人のミシェル夫人が身につけておられた黄色のニットカーディガン、本市の繊維会社で開発されたモヘア糸が使用されたということで、大変話題になったわけがあります。世界的なブランド社の二ナ・リッチなどが関心を寄せたことによりまして認知度が高まり、寒河江市の新たなブランドを世界に発信することができたというふうに思っているところでございます。

また、財団法人食品産業センターが主催する今年度の優良ふるさと食品中央コンクールにおきまして、市内の大手食品加工会社が開発したロールケーキが見事農林水産省の総合食料局長賞に輝いたわけでもあります。これは、従来製品化が困難でありましたラ・フランスの果実のパウダーを使用して、その香りを生かしていること、またクリームにパウダーを加えて果実も入れ込んで、独特の食感が味わえるということで高く評価されて受賞に至ったそうでございます。こうしたことにつきましては本市の地産地消、さらには農工商連携の宣伝、売り込みを先駆けてそういうことをやっていたという明るい話題でありまして、大変喜ばしいことだというふうに認識しているところでございます。

また、観光農業につきましては寒河江市周年観光農業推進協議会において事務局のJAさがえ西村山、そして生産者、寒河江温泉協同組合、株式会社チェリーランドさがえ、市など、関係機関、関係団体が連携を強化して全国ブランドのさくらんぼを初めとする各種果物狩りなど、本市が誇ります周年観光農業について全国に向けてキャンペーンを展開している状況でございます。平成20年度につきましては、10月から1月にかけて東京などの首都圏が3回、西日本が1回、東北が1回、北関東が1回、北陸が1回等々、合計で8回にわたり東北から九州まで全国各地にさくらんぼ狩りの予約など、安全・安心な寒河江ブランドのセールスキャンペーンを実施していただいているところでございます。

一方、農産物の消費拡大につきましては、関係機関と十分連携しながら積極的に運動を展開してい

るところでございます。特に西村山1市4町及び県の農業技術普及課、JAさがえ西村山でさがえ西村山農産物安全・安心推進会議というものを設置しているわけでありまして。その会議におきまして、生産者と行政が毎年直接京浜地域に出向き、消費宣伝活動を実施しているところでございます。

また、御案内の新たなブランドとして、市の方でも奨励しております紅秀峰の新規販路と消費拡大を図るために、平成19年度から市長、それからJAさがえ西村山の組合長、それから生産者がみずから阪神地域の消費地に出向きます、いわゆるトップセールスを行っているわけでありまして。来年度につきましても実施していくということで、大阪の幼稚園などで園児や保護者を対象に宣伝活動を新たに行っていきたいというふうに考えているところでございます。こうしたように、今さまざまな対策を講じているところでございます。

これまでも地産地消、さらには消費拡大、販路拡大の推進を図るために、県内外に向けて寒河江の特産品、それから農産物のPR、情報発信をし、ブランド化の推進というものに努めているわけでありましてけれども、特に現在の厳しい経済状況のもとであります、地域の基幹産業であります農林水産業、地域経済の中核をなす中小企業との連携というものが大変大事である、重要であると認識しております。今後とも、農工商連携による本市特産品の新たな開発、宣伝、売り込みを積極的に展開をし、寒河江市の経済の活性化に一層努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後でございますけれども、農業における景気対策についての御質問でございます。

まず、寒河江型農業の振興についての見解ということでございますけれども、御案内のとおり寒河江市の農業1戸当たりの経営耕地面積は1ヘクタール未満ということで、小規模であるわけでありまして、仙台市へ約1時間の地理的優位性を十分積極的に生かしながら、水稻と果樹を基本に野菜、花卉等を加えた複合経営を主体として、さくらんぼや全国有数のバラなどブランド力の向上と高付加価値化を図る寒河江型農業を積極的に推進し、地域の主産地の地位を確立してきたわけでありまして。

しかしながら、御案内のとおり農業をめぐる情勢、担い手不足や高齢化ということで生産構造の脆弱化、さらには産地間競争の激化など、日々非常に厳しい現実と直面しているわけでありまして。また、国におきましては食料・農業・農村政策審議会に新たな計画策定を諮問し、減反政策の見直しなども含む大がかりな変革作業が開始されたということでございます。

このような状況の中で、寒河江の元気ある農業を振興していくというためには、認定農業者、さらには集落営農組織を中心に農業を職業として選択し得る、魅力とやりがいのある産業として確立していくことが重要でございます。そのため、魅力ある担い手の育成、集落営農組合の法人化に向けた取り組みを、関係機関とともに支援していかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、新たに農産物ブランド化推進事業というものを、新年度創設をいたします。さくらんぼ、バラ、エダマメなどのブランド化を一層推進していくとともに、観光面にも結びつく重層的な取り組みの中で、さらなる寒河江型農業の振興を図り、元気のある寒河江の農業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、佐藤錦の2年続きの結実不良に対する対策という御質問であります。御案内のとおり、本市のシンボルでありますさくらんぼにつきましては、農業はもとより観光振興においても重要な資源でございます。寒河江市の財産であるというふうに思っているところでございます。しかしながら、基

幹品種であります佐藤錦については2年続きの作柄不良となっているわけであり、JAさがえ西村山への生食の出荷量では、19年は489トン、20年は494トンと、平成10年から18年までの平均650トンを大きく下回っているわけであり、こうした状況に対応していくためにJAさがえ西村山では、さくらんぼ産地危機突破中間検討会というものを開催をいたしましたし、JAさがえ西村山と県の西村山農業技術普及課が「ならせるさくらんぼづくりプロジェクトチーム」というものを組織をし、作柄不良の要因や対策を検討して、その結果を研修会等を通じて農家の方々にお知らせしているところでございます。市といたしましても、引き続き関係機関と連携のもとに、栽培管理等の情報提供を行うとともに、新年度予算のポリネーション導入補助を増額するなど、積極的な対応を努めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、老朽化した雨よけハウス更新についての御質問でございます。さくらんぼの雨よけハウスにつきましては、先ほど鴨田議員の御質問にもありましたが、高品質で安定的な収穫確保を目的に、昭和50年代から国・県並びに市単独の補助金を積極的に導入をして設置をしてきたところでございます。このことによりまして、現在では本市のさくらんぼ栽培面積の約80%に設置をされまして、降雨による裂果被害防止が図られ、高品質で安定的なさくらんぼ生産体制を確立し、主産地の地位と農家収入の向上につながったものと考えているところでございます。

更新に対する補助ということでございますけれども、これまで実施してきました雨よけハウス施設設置に対する補助事業と申しますのは、すべて露地栽培から雨よけ施設整備により高品質の生産を目指した農家に限って行ってきた、新たな栽培手法確立に対する支援というものであったというふうに理解しているところでございます。現在行っている紅秀峰の雨よけハウス設置補助につきましても、新たなブランド品の確立支援という観点に立って、意欲があり栽培の継続が可能な、確実な農家に限って補助を行っているというものでございます。

御案内のとおり、県では気象変動に左右されにくい技術として開発された、長期被覆による作柄安定施設栽培を早急に普及させるために、さくらんぼ産地活性化緊急対策事業を創設をいたしまして、21年度予算に3億円余計上しているところでございます。内容を見ますと、ただ単なる従来型の雨よけ施設更新というのは対象外でありまして、長期被覆、低樹高化5.5メートル以下、それから園地の受粉樹が3割以上というのが導入条件のようでありまして、風害防止用のネットや冠水設備が必要な機能向上タイプと、屋根の被覆部分を1メートル程度長くし、巻き上げ装置など昇温防止装置が必要なフル装備タイプという二つのタイプがあって、一步前に進む施設導入を目的としているということでございます。しかしながら、詳細につきましては現在検討中ということでございます。

市といたしましても、先ほどお答えしましたとおり結実対策に効果が期待できる事業であるというふうに思っておりますので、積極的に導入を図っていきたいというふうに考えております。内容を十分見きわめながら、今後市の対応についても検討していかなければならないものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 非常に御丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

第2問に移りたいと思います。

この不況、全世界にまたがっているということで、とにかくアメリカの景気が上向かないと何ともならないというふうな報道が今なされているわけでございます。グローバル化というふうな欠点がある、この不況に一拳に理解ができたというような、私は感じがしているところでございます。非常にグローバル化がいいのか悪いのか、ちょっと悩んでいるところでございます。

今、雇用に向けての市の取り組みということで、詳しくあったところでございます。前は273人で今回は288人というふうな雇用に対する調整というふうな話でございます。4月以降で58人、それでも求人が56人も来ているということで、もっと雇用情勢が悪くなっているのかなというふうなことで気をもんでいたんですけども、意外とトータル的にはそんなでもないということで、一安心したところでございます。今後ともますますまだ景気の動向が心配なところでございますので、これの対策を引き続きお願いしたいというところでございます。とにかく、この間決まった2月の地域活性化、生活対策臨時交付金事業ですか、これの円滑な執行を期待しているところでございます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

次に、中央工業団地の企業誘致でございますけれども、今第3次では8ヘクタールほど残っているということでございます。実はこの面でも早く埋めてもらいたいなと。それでもまだ、数社ほど今引き合いが来ているということで、これもひとつ安心していただいております。第4次は22ヘクタールということで、土地代だけでも大体10億円近くになると、全体で26億円ほどの事業になるとお伺いしております。非常に大きな事業でございます。これからこのような不況の時代でございますけれども、スムーズな事業完遂ということを期待しているところでございます。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

市長のトップセールスということでもありました。一つ一つ、これからも先ほど述べられた景気とか、また繊維産業とかに私も期待を寄せられ、引き合いが来ているというような話をお伺いしたところで。ひとつ、これからもこういうことをピックアップしながら、市長よろしくトップセールスをして、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかに、本市の非常に全国的にもシェアが高いというような草履とか、そんなものがあります。そして、木質ペレットの出荷額なんていうのも、この間ちょっと聞いてきたんでございましたけれども、対前年比ことしになって50%ほど伸びているというふうな話でございました。これは、本市でも県でも若干のペレットストーブの補助ということで推進した経緯がございますけれども、全国的に原油の値上がりとかで注目されて伸びてきているということで、こっちの方も市長に頭に入れていただきながら、ひとつ推進をお願いしたいなと思っているところでございます。ひとつ、このようなところで頑張っていたらいいなと思っているところでございます。その辺、市長は先ほど頑張るとあれだけれども、大阪ばかりでなく、ほかに何かありましたら、もしもつけ加えるところがありましたら、ひとつお願いしたいと思います。

あとは、寒河江型農業に対する意見で、これからも推進していきたいということでございます。安

堵いたしました。ひとつ、本市の独特なといいますか、少ない面積の中でそれなりに収益が上げられる一つの形態だということで、ほかの自治体とか農業関係者から見ると、非常にうらやましがられているというような面もございます。さっき言ったように、弱体化とかさまざまそういうことも出てきましたので、ひとつ強化の面をお願いしたいと思っているところでございます。

さくらんぼの雨よけハウスの老朽化に対する補助ということが、これは私2回目の質問で、19年の9月に1回質問したところでした。そのとき、前の市長さんは理解を示してくれたところでしたけれども、やっぱり予算の都合ということで途中で消えちゃったというようなところで、非常に残念に思っていたところでした。今回少しいい話が聞けるのかなと思っていたところでしたけれども、新しい事業ということに関連するというふうな話でございます。ひとつさくらんぼ、特に佐藤錦は本市のさっき言っていた財産ということで今後とも頑張っていかなきゃならない品目だなと。したがって、最初だけしました、ということだと今度はちょっと続かなくなるのかなという心配がある。さっき言った結実不良というふうなこともあわせて、ひとつ百年に一度の不況ということでもあります。やっぱり、従来にとらわれない考え方も導入しながら、これに対して対策をお願いしたいわけでございます。その辺のこと、市長にひとつ御見解を伺いまして、第2問といたします。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 お答えを申し上げます。

雇用対策につきましては先ほど御説明申しあげましたけれども、景気がもう底をついたという状況ではありませんので、いろいろ状況を見ながらさらなる対策を講じていかなければならない場合は、きちっと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

企業誘致につきましても、雇用の安定、市民の所得の向上という意味で大変重要な施策でありますので、引き続き頑張りたいというふうに思っているところでございます。

さらに、木質ペレットにつきましても、環境問題等、それから昨今の石油の価格の変動等を踏まえて大変需要が伸びているということは当然だというふうに思いますし、我々としても環境対策、さらには地域地場産業の振興という面からも支援していきたいというふうに思っているところでございます。

最後に、寒河江型農業。確かに先ほど御説明申しあげましたけれども、寒河江はそういった意味で、さくらんぼを中心としながら米、また花卉、園芸ということで非常に重層的な農業生産構造になっているということであります。こうした寒河江型農業というものを、さらに発展させていくということは、私の使命だというふうに思います。まず農業が元気にならなければ、寒河江は元気になっていかないという認識でありますので、一層頑張っていく所存であります。

最後の一番肝心な御質問であります。雨よけハウスの支援ということでもあります。先ほど御説明申しあげましたけれども、県の新しい予算、制度というものが打ち出されております。まだ詳細が不明なところはあります。そういった新しい制度を活用して、ぜひそれを市内のいろいろなところに普及して活用していくということが、やはりぜひ同じ財政状況の中でそういったことも必要であります。ぜひ、県の制度というものを注視しながら、内容を見きわめた上で市として対応というものを決めていかなければならない、対応を考えていかなければならないというふうに、今のところ思っているところでございます。

そうした意味で、ぜひさくらんぼの生産の充実、確保というのは、やはり後継者の問題でありますとか産地間競争が激化しているわけでもありますので、新たな視線に立った攻めの農業という視点もやはり重要であるというふうに思っているところでございまして、そうした県の一步前に進む農業を目指した施策というものを十分活用しながら、寒河江の農業の発展に努力してまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 ぜひひとつ頑張ってくださいと思います。

時間もございませんので、ちょっと質問をいたします。先ほど申しあげましたとおり、市長の行動はこれから皆景気対策につながるのかなというふうに期待しているところでございます。そして、これからは不況に強いまちづくりということも大切だなと思っているところでございます。これについて、ひとつ御見解がございましたらお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 不況に強いまちづくりということでありますけれども、農業の振興というのはいろいろな経済活動、産業活動の中では比較的そういう景気の動向の影響を受けにくい産業の部門の一つなのかなというふうに私は思っているわけであります。そうした意味で、これまで寒河江が農業の振興都市として発展してきたわけでありまして、先ほど鴨田議員も認識しておられましたけれども、全体的に景気が思ったほど悪化している状況が数字としては見えないというようなお話がございましたけれども、農業が下支えしているというようなところは確かにあるかと思えます。

そうした意味で、ある程度不況に強い産業形態をいろいろな角度から支援していくということは、やはり市としても必要なことだと思いますので、農業に限らずいろいろな面で下支えしながら、景気の動向というものに影響を受けにくい体質、構造というものをつくっていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番、11番、12番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、佐藤洋樹市長への初めての質問をさせていただきます。

市長が選挙戦の中で訴えられた市政運営の要旨にも掲げられた五つの目標のうち、第1の目標である子供からお年寄りまで、みんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」の具現化は、自治体の役割の中心に据えなければならぬ最も重要な柱であると思います。市民の声に真摯に耳を傾け、これらの課題を推進されることに期待をしながら、質問に移らせていただきます。

初めに、通告番号1番、中学校給食の実施について質問いたします。

このテーマの質問は、3月6日の一般質問で杉沼孝司議員が取り上げており、市長並びに教育委員長の答弁を得ております。私が通告した質問の趣旨も同様でありますので、杉沼議員の質問をさらに補足する意味で質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中学校給食に対する要望は、子を持つ父母や児童生徒、多くの市民の長い間の悲願でした。母親たちの署名運動や、議会請願、たび重なる議会質問など、18年にも及ぶ長い道のりをたどってきました。その間、未実施だった他市町では次々と中学校給食が実施され、昨年末で実施もされず予定もされていないのは、山形県では寒河江市だけとなってしまっていました。

昨年12月の市長選では、皆さん御存じのように市長候補の両氏とも中学校給食の実施を公約に掲げられました。市長選後、私は多くの市民から「今度こそ給食、実現するね。できるだけ早く実施してくれるように頑張るね」といった声をかけられました。待ちに待った給食が今度こそ実現されるといった期待感が、市民の中に広がっています。

佐藤市長は、公約どおり平成21年度市政運営の要旨に「中学校給食については、教育委員会に対しその実現に向けて調査検討を要請し、多方面から実施方法を検討していきたい」と、給食実施の考えを述べておられます。中学校給食については、食育の一環としてさまざまな観点から検討する必要があるかと思いますが、県内では最後となった中学校給食ですから、実施済みの他市町のすぐれた例に学び、寒河江市の小学校給食と同様に他市町に誇れるようなより豊かな給食を実施すべきと思います。そのために、市民の幅広い意見をくみ上げて調査検討していくことが求められます。

そこで、市長に伺います。子を持つ保護者を中心に、「2年などと言わず、できるだけ早く実施してほしい」という意見が出されています。こうした父母の要望にこたえるためにも、いつごろをめどに実施していく考えか伺います。二つ目として、教育委員会へはどのような調査検討を要請されたのか、伺います。

次に、教育委員長に伺います。3月6日の杉沼議員の質問に、「教育振興計画との整合性をどうするのか」との問いがありました。教育委員長は、「寒河江市教育委員会は平成18年から平成27年度を目標に寒河江市教育振興計画を策定し、食育の中で中学校に対してはミルク給食を実施するとしている。さらに、平成19年度より弁当販売方式を実施している。しかし、教育環境の変化や市長のマニフ

エストを重く受けとめ、教育振興計画の策定から4年目に当たることし、全体的な中間見直しをし、十分論議検討した上で振興計画に盛り込んでいく」と言っておられます。いつまでをめどに見直しを図り、振興計画に盛り込んでいく考えか伺います。

それと同時に、実施に向けた検討も平衡として進めていく必要があると思います。中学校給食を待ち望んでいる親たちが一同に願っていることは、「子供たちにできたての温かい給食を食べさせたい」ということです。さらに、安全で安心な地元食材を使ったおいしい給食を望んでいます。財政事情も考慮しながら、調理場をどうするかなど課題は山ほどあると思います。が、父母の要望や生徒たちの声、学校現場や栄養士、調理師、生産者や市民の声など、幅広く多様な意見を聞きながら検討をする検討委員会をできるだけ早く設置して、これらの課題の検討に入るべきと思いますが、検討委員会の設置について教育委員長はどのように考えておられるのか。設置の時期や委員の選任などはどのように考えておられるのか、伺います。

次に、通告番号2番、子育て支援について伺います。

の乳幼児医療の無料化についてであります。私が通告した内容と同じ内容の質問が、3月6日の國井輝明議員の質問、子育て支援対策についての中で取り上げられ、答弁を得ておりますので、重複を避けるために割愛させていただきます。

定員オーバーとなっている保育所の増設について伺います。近年、乳幼児を保育所などへ預けて仕事に出る女性がふえています。女性の社会進出などという言葉は格好よく聞こえますが、経済情勢が厳しい中、子供を預けてでも働きに出なければならない若い共働き世帯がふえ、またシングルマザーの増大も保育所の需要を大きくしていると思われ。各保育所では、定員を一定割合オーバーして入所を希望する乳幼児を受け入れています。子供たちにとっては狭い施設やグラウンドでの保育は、決してよい環境とは言えない状況です。子供たちがゆったりと落ちついた環境の中で過ごせるように、施設の増設や環境整備を行う必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

また、乳児保育についてはたかまつ保育所の定数5名だけであり、乳児保育を希望しても受け入れられない状況になっています。乳児保育の定数をふやすことについて、どのように考えられるか伺います。

次に、認証保育制度について伺います。市長は、市政運営の要旨の中で認可外保育施設に対する市独自の認証保育制度の創設に取り組んでいくと述べておられます。国の保育制度としては確立しておらず、東京都では保育所待機児の増大とゼロ歳から3歳児保育の需用の増大を緩和するためとして、民間に任せる形で東京都独自の認証基準を設けて民間企業の参入を求め、利用者のニーズに合ったさまざまな形態の保育を提供しているようです。しかし、この認証保育制度にはさまざまな問題も指摘されていて、「子供たちの健全な成長を保障すべき公的責任を放棄することにつながるのではないか」といった指摘や、「コストダウンの競争によって、保育の質が低下する」といった心配の声も出ています。寒河江市独自の認証保育制度を創設しようとする目的は何なのか。どのような基準にしようとしているのか、伺います。

次に、父子家庭への医療費の無料化について伺います。母子家庭に対しては、母子福祉制度として母親と18歳未満の子供に対して医療費の無料化が実施されていますが、父子家庭に対しての制度はありません。母子家庭の場合は、一般的に所得が低いということで設けられたようですが、最近父子

家庭もふえており、近年の経済状況から母子と同様低所得者がふえている状況にあります。しかし、父子家庭に対する支援は重視されておりません。母子家庭同様、父子家庭に対しても医療費の無料化を実施すべきと考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

次に、通告番号3番、教育行政について伺います。私立高校生に対する学費補助の拡充について伺います。教育の機会均等が当然の権利としてだれもが行使できる現在、中学卒業生のほぼ全員が高校へ進学しています。平成20年3月に、寒河江市の三つの中学校を卒業した生徒は463人、そのうち460人は高校に進学しています。そのうち、私立の高校に進学した生徒は164人、35.6%となっています。

公立にせよ私立にせよ、生徒たちはそれぞれに目的や目標を持って自分の進路を選ぶわけです。しかし、公立に比べ私立の学費やその他の費用は格段に高く、家計への負担は大変なものです。寒河江市でも、私立高校に通う生徒の学費補助の制度がありますが、保護者の所得制限が厳し過ぎることもあって、この制度を利用する生徒の数は余り多くはありません。しかし、経済状況が一段と厳しさを増していることもあって、19年度、20年度の利用者は少しずつふえてきています。昨年からことしにかけての未曾有の大不況は大量の失業者を出し、家庭の経済的な理由により授業料を払えずにやむなく退学という生徒の数が、さらにふえることが予測されます。

私は、これまでも私立高校生への学費補助の額の引き上げと該当枠の拡大を求めてきました。現在実施されている要項は、被保護世帯、市民税非課税世帯に年額3万円、市民税所得割課税2万円以下の世帯へ年額2万円の補助となっています。この学費補助制度は、平成5年につくられてから該当範囲を広げたり額の引き上げなど、少しずつ改正されてはきていますが、利用している生徒は寒河江市から私学に通っている1年生から3年生までの約500人の生徒の5%から7%にすぎません。昨今の異常な経済不況の中、生徒たちが家庭の経済的な理由により勉学の道を閉ざされることのないように、できる限り支援をしていくべきと考えます。額の引き上げ、該当枠の緩和について、教育委員長の考えをお伺いいたします。

以上、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時零分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 佐藤暘子議員の御質問にお答えを申し上げます。中学校給食の実施、それから子育て支援ということで、2項目についてお答えを申し上げます。

まず、中学校の給食につきましてであります。先般の一般質問において杉沼議員の御質問にもお答えしたところでありますけれども、市民の皆さんとのさまざまなお話、対話の中でその早期実施を求める声が大変多くあったわけであり。また、私は寒河江の将来を見据えたときに、少子高齢化対策というものが最重要課題の一つであるというふうに認識しておりまして、その中でも特に子育て支援は重点的に取り組まなければならない課題だというふうに思っているところでございます。

子育て支援対策としては、親御さんの負担の軽減を図っていくことが、施策の大きな柱の一つであるわけであり。市民の皆さんが給食の早期実施を求める声とあわせて、また地産地消による農業の振興、食育の観点などから、中学校の給食をできるだけ早期に実施すべきであるというふうに考えたところでございます。

公約の中で、マニフェストの中で中学校給食を2年以内の実施するとしたところでありますけれども、これは中学校給食についてこれまで教育委員会において十分な検討がなされた上で現在の姿になっているわけであり。改めて中学校の給食を検討していただくということについては、ある程度のやはり時間が必要なのではないか。また、その中学校の給食の実施方法についてはいろいろな方法が考えられるというわけであり。どの方式を採用するかという検討も十分必要であること、さらにはどのような方法を採用するにしても、中学校施設の改修というものが伴うことが想定されるということから、実施まで2年程度のやはり時間を要するのではないかということで、マニフェストに掲げさせていただいたところであります。

先般、教育委員会の方ともさまざまなテーマについてお話し合いをさせていただいたわけであり。その中で中学校給食の実施に向けた調査検討というものを、私の方から要請させていただいたところでありますけれども、先般の教育委員長の御答弁にもありましたけれども、教育委員会におかれましては私が実施に向けた調査検討を要請したことについて大変重く受けとめていただいて、中学校給食の実施について十分に検討し、中間見直しを行う教育振興計画の中に位置づけをしていくという方針でありますので、できるだけ早い検討をお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

中学校給食を、いつごろをめどに実施していくのかという御質問でありましたけれども、先日教育委員会に対して要請をしたという段階でありますので、私がお答えできるような状況にはまだ至っていないというふうに思っているわけであり。教育委員会におかれましては私がマニフェストに掲げた2年以内の実施を目指して検討していただけるものと思っているところでございます。

次に、教育委員会に対してどのような調査検討を要請したのかという御質問でございますけれども、教育委員会に要請した際にもお話し申し上げましたけれども、その実施方法につきましては自校調理

方式、親子調理方式、センター方式、さらには民間委託方式など、いろいろな方法があるわけであり、他の自治体の例を見てもいろいろあるわけでありますので、安全性それから当然経済性、さらには学校運営面との関係、私は先ほど申しあげましたとおり地産地消、それから食育の観点など、多方面からの十分な検討が必要かと思えます。そうした検討を十分していただいて、寒河江市に最もふさわしい方法について調査検討していただきたいということで、先般のお話し合いの中で要請をさせていただいたところでございます。

次に、子育て支援関係についての御質問、何点かございましたので、順次お答えを申しあげたいと思えます。

まず、定員オーバーになっている保育所の増設についての御質問でございましたが、認可保育所については面積、さらには人的要件など国の基準を満たしていくということになれば、定員を超えても入所させることができるというふうになっているのは、御案内のとおりであります。また、定員に係る基準につきましても、過去3年間常に定員を超え、かつ各年度の年間平均入所率が120%以上の状態である場合には、定員を見直すということになっているわけであります。

しかしながら、寒河江市内の保育所につきましては現在、その基準を超えるような状況にはなっておられないわけでありまして、今のところ定員を見直す必要はないものと考えているところであります。これまでも定員を超える場合であっても、施設の増設でありますとか定員をふやすというようなことをしないで、施設の改修ということによって対応した経緯があるわけであります。今後とも、受け入れ態勢の整備に当たっては国の基準に沿って対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。先ほど、佐藤議員の御質問にもありましたけれども、いずれにいたしましても安全・安心を基本に、次代を担う子供たちがいきいきと保育所で過ごせるように対応を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、乳児保育の定数増について御質問がございました。乳児保育につきましては、現在市立たかまつ保育所のほか市内の各認可外保育所で実施をしているわけであります。たかまつ保育所の定員は5名ということであり、現在満員になっているわけでありますが、認可外保育所の方は受け入れに余裕がある状況でございます。こうした状況は、乳児に限らず低年齢児についても同じような傾向がございまして、全体としてはまだ余裕があるという状況になってございます。

寒河江市の乳幼児保育につきましては、これまでも市立保育所と民間の認可外保育所が一体となって実施をしてきたわけでありますが、現状ではうまくすみ分けている状況になっておりますので、当分の間は乳児保育の定数につきましてはこのままで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、認証保育所制度についての御質問がございました。施政方針でも申しあげましたが、平成21年度において認可外保育施設に対する市独自の認証保育所制度の創設に取り組んでいくことにしてございます。この制度は、認可外保育施設の保育水準とその利用者の利便性の向上を図って、より安全・安心な保育の実施のために国で定めた認可外保育施設の設置基準より高い市独自の基準を定めようとするものでございます。制度創設のメリットといたしましては、保育水準の底上げや安全性の向上によって施設としては信用度が高まり、イメージアップにもつながっていくものと考えているところでございます。

県内では、既に四つの市でこの認証保育所制度を導入しているわけでありまして、その状況を見ますと、認証基準は乳児の受け入れ態勢というものを基準にしているところが主でありまして、入所児童数、職員の有資格者数、開所日数、そして入所時間などについて基準を設けているようでございます。また、財政的な支援につきましても市独自で補助制度を創設しているところや、また市が認証するのみとなっているところなど、さまざまでございます。こうした状況を踏まえまして、21年度中の制度創設に向けて、財政支援でありますとか認証基準などについて鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この認証保育所制度の導入が、公的責任の放棄につながるのではないかというような御指摘でございますが、先ほど申しあげましたように創設の目的が認可外保育施設の保育水準の向上とその利用者の利便性の向上を図ること、そしてより安全・安心な保育を実施していただくことにあるわけでありまして、また、市が責任を持って認証していくという制度でありますので、公的責任の放棄につながるというようなことは、全くないものと認識しているところであります。

次に、父子家庭の医療費の無料化について御質問がございました。御案内のとおり、父子家庭は母子家庭に比べまして世帯収入が高いということ、それから行政サービスのニーズも経済的支援が中心となる母子家庭とは異なって、家事や子育て相談などのニーズが多いという、これまでの傾向があったわけでございます。そのため、所得補償的な意味合いのある医療費助成は父子家庭には行われてこなかったものであったというふうに認識しているところでございます。

県内におきまして、父子家庭医療制度を実施している自治体もあるわけでありまして、その支給要件として母子家庭医療と同様に所得税非課税の要件があるようでありまして、受給者はわずかであると聞いているところでございます。

しかし御案内のとおり、非正規雇用の増加でありますとかワークシェアリングの実施などにより男性の労働事情が変化をし、経済的に恵まれない父子家庭も出てきているのは確かであります。市といたしましても、今後十分検討していかなければならない課題の一つであるというふうには考えているところでございます。ただ、母子家庭それから父子家庭に対する支援というものは、基本的には自立のための支援でありますので、経済支援に限定せずにニーズに合った支援策を講じていくことがやはり大切ではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

初めに、教育振興計画について「いつまでを目途に見直しを図り、中学校給食をその中に盛り込んでいくのか」という御質問にお答えをいたします。

振興計画につきましては、平成21年度以内に全体的な見直しを行います。その際、食育の推進は私たちが生きていく上で最も重要な基盤であり、食の原点とも言える命をはぐくむ家庭の役割、これもまた大変重要な課題であります。このような理念を十分に踏まえながら、中学校給食を教育振興計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の設置についての考え方についてお答えをいたします。御案内のとおり、学校給食の実施方法については先ほど市長の答弁にもありましたとおり、多種多様な方法・方式が考えられますので、学校を初め関係団体など多くの方々の意見を聞いてまいりたいと考えております。それらの意見を参考にしながら、調理方式や衛生管理面、食育及び地産地消推進の観点、学校の日課等学校運営との関係、さらには施設設備の整備や運営に要する経費面などについて、十分に調査検討を行ってまいります。加えまして、食育という視点も考慮しつつ、幅広い観点から本市にとって最もふさわしい方法を選択しなければならないと考えております。このため、教育振興計画の全体的な見直しについて協議する検討委員会を設置するとともに、他方において中学校給食についての専門部会のようなそういった組織を検討してまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の設置の時期や委員の選任についてお答えをいたします。教育振興計画の全体的な見直しを行う検討委員会の委員につきましては、平成18年に計画を策定した折と同じように、市内の関係機関・団体の代表者等を選任したいと考えております。また中学校給食の、先ほど申しあげた仮称ではありますが専門部会につきましては、検討委員会の一部の方も含め、学校関係者や栄養士、調理師、PTA関係者などで組織をしたいと考えております。設置の時期につきましては、各所属団体の役員選出等の日程を勘案しながら、新年度のできるだけ早い時期に行いたいと考えております。

引き続きまして、教育行政についてお答えをいたします。

私立高等学校生徒学費補助制度についてであります。私立高等学校や専修学校に通う生徒の学用品等、就学に必要な費用の一部を補助し、保護者負担の軽減を図るため、平成5年から実施しております。議員御指摘のとおり、この制度の発足当初は生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対し、一律2万円を交付という内容でありましたが、要件の緩和及び補助金額の引き上げ等所要の改正を行いながら、現在の生活保護世帯及び市民税非課税世帯に対し3万円、市民税所得割額が2万円以下の世帯に対し2万円を交付という内容に至っております。最近の実施状況を見ますと、平成18年度の該当者は17名、19年度が24名、20年度が25名となっており、微増傾向にあります。

私立高校生徒の学費に対する補助制度について、県内の他市の状況を調査したところ、本市以外では8市で実施しており、4市では実施していませんでした。また、西村山地域の4町では、いずれも実施していませんでした。交付額については、酒田市の生活保護世帯に対し年額6万円、市民税が均等割のみの世帯に対し年額3万6,000円交付という例や、山形市の市民税所得割額3万円以下の世

帯に対し年額3万5,000円交付という例を除いては、いずれも2万円から3万円となっております。また、交付の要件につきましては、市民税の所得割課税世帯にまで緩和しているのは本市は山形市のみであり、そのほかの市ではいずれも市民税均等割のみの課税世帯までで打ち切っております。このように、本市の制度内容は県内でも他市と比較しまして遜色のないものであると考えております。

このようなことから、補助金額の引き上げ及び交付要件の緩和につきましては、現段階では考えていないというところであります。なお、今後とも制度のPR、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。2問の質問に入る前に、午前中の私の一般質問の中で、通告番号10、11、12とすべきところを1、2、3と誤りましたことをおわびをして、訂正をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2問に入らせていただきます。

最初は中学校給食についてですが、市長にお尋ねをしたいと思います。市長は、給食についてはどのような形と考えていらっしゃるのか。完全給食、それからおかずだけの補食給食というのがありますけれども、学校給食法で給食と呼んでおりますのは、主食と副食を同時に提供する給食であります。おかずだけというのは補食給食ということで、学校給食法の方では給食という定義の中には入ってないと言われておりますけれども、私たちはこれまで温かいごはんともにおかずも同時に子供たちに食べさせたいということで完全給食を望んできたわけですが、市長はどのような給食を望ましいというふうにお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから、教育委員長にお尋ねをしたいと思います。教育振興計画の中で、全体的な見直しを図っていくというふうなことがありました。私たちは、もちろん給食が実施されることを非常に喜んでおりますけれども、実施されるのであれば何でもいいということではないというふうに思います。

といいますのは、これまで10数年来教育委員会は「完全給食は実施しない、ミルク給食で十分だ」というふうなことを言ってきたわけですね。そのことによって、市民にも大変大きな影響を与えてきたと私たちは思っております。それで、今回振興計画を見直しするというのであれば、やはりこれまでの考え方が間違っていたのかということですね。そして、やっぱり「これまでと考え方は変わりが無いのだ」というふうにおっしゃるのかなんですが、やはりそういう整合性を持たないで、あいまいな形でといいますかそういうふうなことになってしまうと、やはり市民の中には非常に「何なんだ。教育委員会はどうなんだ」というふうな不信感を抱かせてしまうのではないかという感じがいたすわけです。ですから、そのことをきちっと理解いただけるような内容の説明をしなければ、教育委員会の態度というのが問われるのではないかと私は思うんですが、教育委員長はその点いかがお考えかお尋ねをしたいと思います。

それから、定員オーバーとなっている保育所の増設についてであります。120%以上でなければこれは定数の見直しもしないというようなことでありますけれども、やはり寒河江市の場合は105%くらいになっておりますね。ですけれども、これは国が認めている基準ではありますけれども、本来の定数よりはオーバーをしていると。設置するときには定数100名という乳幼児の基準に合致したような、施設であれそういうものをつくっているというふうに思うんですが、それを超えた範囲の中で今は運営をされていると。そういうことは、好ましいことではないというふうに思います。

寒河江市の場合は、各学区ごとに保育所がずっと設置をされてきました。それで、今一番空白になっているのが中部小学区を中心とした地域であろうというふうに思うわけですが、子供たちが本当に余裕を持って過ごすことができるように、これから保育所の整備計画というようなものを策定しながら、保育所の増設あるいは改修というものも進めていく必要があるのではないかとこのように思います。その点どのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

それから、認証保育制度についてですが、認証保育制度は子供たちが安心して保育施設の水準の向上とか安心・安全、そして信用度のアップのために寒河江市が一定の基準を設けてこれを導入していくというふうなことでありましたけれども、やっぱりそういうふうにするためにはそれなりの設備やら保育士さんの増員やら、そういうものもなければそれはできないというふうに思いますので、それに伴ったやはり市独自の補助というものも必要になるというふうに思います。

天童市なんかですと、その基準を満たした認証保育施設に対しては、1カ月2万円ほどの補助を出しているということがあります。そういうことも考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、無認可の保育所に対して寒河江市が定員オーバーになった分といいますか、乳児の場合なんかは無認可の保育所をお願いをしているというような状況があると思うんですけども、無認可の保育所は国からのそういう補助なんかありませんし、県とか市あたりからも本当にわずかな補助金をもらいながら、その施設の自助努力で運営をしているわけです。ですから、保育士さんたちの給料ですとかそういう待遇の面なんかでも非常に公立との差がありますし、また預けている保護者たちも公立の場合ですと所得に応じて段階的な保育料があるわけですけども、無認可にお願いするというふうになりますと一律同じ額を支払わなければいけない。ですから2人以上、もしくは3人くらいの子供さんを預けるといいうふうになりますと、とても経済的に負担がかかると。公立の場合ですと、2人以上になると2人目が半額になるとかそういう制度があるわけですね。ですから、やはり無認可保育所に対してもそういう子供さんたちを預けやすい保育料、また施設に対しても補助金を出すとか、そういう手当が必要ではないかというふうに思うわけです。

ある無認可の保育所の経営者から、「公立では2人目になると保育料が半額になると言われて、せっかく預かっていた方が公立に入るは」と言って、うちの施設からいなくなってしまったのよ。何とか無認可に対しても2人目以上は半額にするとかそういう補助というものを出してもらえないかというような話があったんですが、そういうこともやはり子育て支援という形で市の方で考えていくべきではないかというふうに思います。その点について、お伺いをしたいと思います。

それから、父子家庭に対してですけども、父子家庭の場合は母子家庭に比べて非常にさまざまな面でまだ認められていないというか、そういう制度がないわけですね。東根市では、市民税所得割額が23万5,000円以下の父子家庭に対しては医療費の無料化を行っている、このようなこともあるわけです。今後のこれは課題かというふうに思いますけれども、そういう点も参考にされて、ぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

それから、私学助成の学費補助の問題ですけども、該当している生徒たちが非常に少ないということです。19年度の受給者は24人です。それで、3万円いただいている人が7人、2万円の方が17人。3万円というのは、先ほど教育委員長がおっしゃいましたけれども、保護世帯また非課税の世帯ということで、もともと該当する方が余りいないという段階なんですね。そこで、この3万円を支給していただく枠の引き上げ、市民税均等割、課税まで引き上げることはできないかということです。

といいますのは、例えば20年度の受給者25人いるんですけども、この25人全員が3万円の該当になったとしても75万円です。20年度と21年度の予算が75万円組まれているわけですけども、これが使われていないと、そういう状態でありますので、ぜひこれは均等割世帯まで該当させるような考え方をとっていただきたいと、このように思うわけです。

もう一つ、補助金の支給時期なんですけれども、この交付規定の中では補助金の申請締め切りが7月末までということで、この補助を締め切った後で支給をするのが10月までというふうに、非常に地域といいますか申請してから交付されるまでの期間が長いわけですね。これ申請した段階で該当するか非該当かということは当然わかるわけですので、受け付けた順に交付をしていくというふうな見直しをしていただきたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 初めに、中学校給食を実施する場合といいたいでしょうか、給食の形態はどういうふうイメージしているのかということでもありますけれども、私は当然完全給食ということで実施をしたいというふうに思っているところでございます。

それから、子育て支援について何点が御質問ありましたけれども、基本的にはやはり私のマニフェストの中でも最重要課題の一つでありますので、子育てしやすい環境整備というものには全力を挙げていきたいというふうに思います。ただ、やはり財政的な事情等もあります。さらには、その範囲というものも広範囲でありますので、全部が全部というわけにもいきませんので、優先順位をつけながらやはり実施をして充実をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、保育所の整備でありますとか認可外保育施設の充実などについても、やはり状況を見ながら適切な対応をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから認証制度につきましては、先ほど答弁でも申しあげましたけれども、制度創設する段階でいろいろな基準の設け方とか、財政的な支援のあり方なども含めて検討していくということにしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

父子家庭についても、ぜひこういう経済状況の中です。そういう要望も大変多いというふうなことをお聞きしているところでありますので、状況を見ながら対応を考えていかなければならないのかなということで、今いるところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えをしたいと思います。

まず、教育のこの間杉沼議員にもお答えをしたところでありますけれども、私も教育委員会の一つの基本的な考えといたしまして、まず家庭というものが教育の原点であろうと。そして、すべての教育の出発点は家庭にあるというふうに考えております。そのことを振興計画の中にもうたっております。そして、子供にとっての家庭というのは、やはり基本的なしつけとか生きていく上での決まり事とか、あるいは相手に対する思いやりとか、また社会人として立派に生きていくための力をつけるのが、やはり家庭であろうと、まず基本には思っています。また、親にとっての家庭というものは、やはり親というのは子供の最高の責任者であり、また権利でもある。そして最終の責任者でもあると。それが、家庭の中での親の役割であろうというふうにもまた考えているわけです。

そういう視点から見ますと、最近の風潮としまして、残念ながら家庭の教育というよりは学校任せの教育というものが非常に多くなっているのではないかと。学校の中でいじめとか不登校とかというものをいろいろと見てみますと、すべてとは申しませんが、かなりの分野で家庭の教育力の低下によって子供が必ずしも健全に育っていないということが散見されるという中にあります。

そういうさまざまな視点から考えてみますと、私たちが生きていく上で最も大切な食、それはやはり家庭が原点にあるだろうと、そういうことで子どもは親が子供を育てるという基本的なところに立てば、親が食を考えるのが一番大事なことであるということを一貫して議論し、結論づけて、その中で中学校の場合は自分でも一緒になって食事もつくれるんだと、そういう年になっているんだと。じゃあ、親が忙しいんだったら自分でつくればいいんじゃないかと、それくらいの自活力を持たなきゃ

いかんじゃないかと、何もかにも学校任せでいいのかというような議論の中で、給食は要らないということを一貫して教育委員会の主張として申しあげてきたということであります。

ただ、市長のこのたびの選挙のマニフェストで市長が当選されたということもありますし、また相手方の候補の方も私の記憶ではたしか給食は反対の方だったと思うんでありますけれども、その方も給食賛成の方でマニフェストに書かれたということを見ますと、一つはやはり時代的な環境ということもあるのかなど。やはり、そういうことで私どもこの間の杉沼議員にも「市長の公約を重く受けとめる」と、大変抽象的ではありますけれども、やはり多くの市民がそのマニフェストというものを評価して市長が当選されたということでありましょうから、やはり私どもとしてもそれは重く受けとめるということで、今回のような振興計画の見直しと給食の実施の方向で検討するということを決めたということであります。

ただ、前回の答弁でも申しあげましたし、きょうも申しあげましたけれども、先ほどから申しあげているやはり教育の原点が家庭であると。やはり、子供を育てるのは食であると、この基本だけはぜひこの給食の中にも取り入れていきたいということで、この間ちょっと私は寒河江方式はないだろうかということをお願いしたわけでありまして、そんなことで新年度早々に先進地視察も考えておりますし、また先ほどから申しあげておるようにさまざまな方の意見を聞きながら、議員のおっしゃったようにたしかに寒河江市が最後ということでありまして、今までのいい点、悪い点もいろいろとある意味では参考にできる立場でもありますから、他市に負けられないような食育にプラスになるような給食を、ぜひ考えていきたいと思っていますところですので、以上です。

あと、ほかの質問については担当課長の方から、私学の支援の話。じゃあ、それ担当課長。

伊藤忠男議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 じゃあ、私から2点についてお答え申し上げたいと思います。

最初に、私立高校の学費の補助を市民税の均等割まで引き上げられないかということでございますが、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。

次に、学費補助金の交付を早くできないかということにつきましては、先ほど議員からお話がありましたように、10月までに補助金を交付することになってございますが、私どもではできるだけ早くということで、9月下旬までに交付しているのが現状です。これを、7月分の申請を分けて、そしてできるだけ早く6月分については早目というようなことを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 教育委員長のお答えもわかりました。しかしながら、食事が家庭の基本であるというふうなことは、これまでも私たちもそれを否定するものではありません。しかしながら、やはり教育委員会のきちっとした、根底となる考え方がないと、給食に当たりましてはきちっとした給食ができないのではないかと心配があるわけです。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番、14番について、17番那須稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 佐藤市長、御就任大変におめでとうございます。4万4,000寒河江市民のために、御尽力いただくことを御期待をいたします。

私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、少子化対策についてお伺いをいたします。

平成19年、山形県において将来推計人口が出され、今世紀半ばの県の未来像が浮かび上がってきております。これは国勢調査をもとに行った推計値で、人口減少が加速度的に進むことが示されています。その中で本市の2055年の人口は、平成17年の国勢調査での4万3,625人から約3万2,000人と推計し、大きく減少。高齢化率については24.8%から35.2%へと増加し、小学生の数についても2,621人から1,666人へと減少するなど、まさに超少子高齢社会が到来することが予想されます。

女性が一生のうちに産む子供の数を示した本市における合計特殊出生率は、平成17年は1.62と前年よりも減少、平成18年には1.50と大きく減少、平成19年は1.57と幾分上昇するなど、上下する傾向にあります。また県の平均は、平成19年には1.42と、ここ数年減少傾向にあります。本市においては県平均より高い数値を示していますが、長期的に人口を維持できる水準の2.07よりはるかに低く、人口減少、少子化の促進へとつながっております。

最大の要因は、出生率の低迷であります。人口減少をとめる最優先課題が出生率回復であり、何よりも安心して出産・子育てができる社会を築くことが求められております。本市においては、平成19年に「寒河江子どもプラン」を作成、平成17年からは「子どもすこやかプラン」を策定し、少子化対策を推進しており、今後の少子化対策に期待が持たれるところです。

このことを踏まえながら、お伺いいたします。一つには、少子化対策推進の取り組みとして子育て宣言をすることについてお伺いいたします。

本市においては、子育て支援についての基本的な方向を定めた「子どもすこやかプラン」によって、これまで母子手帳の交付など母子保健事業に取り組み、母と子の健康づくりとともに、子供を安心して産み育てられる環境づくりを目指して取り組んできております。そういう中であって、子供たちの笑顔があふれ、安心して子供を産み育てられる地域づくりのため、より一層社会全体で少子化対策の推進が行われるよう啓発を行うことが求められています。子供は、親の宝であると同時に、地域や社会の宝です。少子化対策に取り組む強い決意を表明し、行政、市民一体となって子育て環境の整備に取り組み、少子化の流れに歯どめをかけることが望まれています。

そこでお伺いいたします。一つには、少子化対策の推進の取り組みとして、寒河江の子供たちの明るい未来のため、子供、子育て家庭、地域などのみんなの力で支えることなどによる子育て宣言を行ってはいかがなものか、お伺いをいたします。

二つには、今現在健康福祉課で少子化対策を進めているわけですが、少子化対策については総合的

な取り組みが求められています。少子化対策がより推進できる組織の編成について、どのような考えをお持ちなのか。また、子供支援とか少子化などの名称の入った課や係などの設置について、どのような考えをお持ちなのかをお伺いいたします。このことについては、3月6日の一般質問の答弁にもありましたが、改めてお伺いをいたします。

二つには、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗と、後期計画への取り組みについてお伺いいたします。

本市では、少子化が進むにつれて社会全体に深刻な影響をもたらすことが予想されることから、少子化に歯どめをかけようとこれまで実施してきた子育て支援施策の実施状況を踏まえ、具体的にその施策の方向性を明記しながら、「子どもすこやかプラン」として行動計画を策定しております。平成17年度を初年度として、平成21年までの5年間を前期計画とし、平成22年から平成26年までの5年間を後期計画としています。

特に、第3章「基本的な考え方」では、重点課題に「乳児保育、子育て支援施策の充実」、「仕事と育児の両立支援施策の充実・促進」を掲げ、「子供、家庭、親、地域などの基本的視点を踏まえて計画・実施を推進していく」としています。第4章の「今後の推進の方策」では、具体的に乳幼児予防接種の無料化、延長保育、子育てサロンの開催など、主要事業を明記し取り組んできています。そして最後の章では、主要事業に対して目標事業量を定め、平成16年の実績をベースにして推進を図ってきております。

そこでお伺いいたします。一つには、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗についてどう見ているのか、お伺いいたします。二つには、「子どもすこやかプラン」の後期計画についてのスケジュールをどのように考えているのか、お伺いいたします。三つ目には、「子どもすこやかプラン」の後期計画を策定する上での考え方について、お伺いいたします。

三つには、病児・病後児保育についてお伺いをいたします。

女性の就労がますます進むにつれ、病気回復期にある乳幼児を預かってくれる施設への関心が高まりを見せています。仕事と育児の両立のためには、子供が急に病気になったとき、家族や友人以外に頼れるところが身近にあれば安心です。子育てと就労の両立支援の一環として、病児・病後児保育が注目をされています。病気のとき、病気回復期にある乳幼児を日ごろ預かって、保育と看護を行うことにより、自宅での養育の負担が軽減できます。

「子どもすこやかプラン」でも、病気回復期児童の保育支援には、保育施設型と派遣型が計画されています。保護者の働き方が変化し、責任ある職についたり一人親家庭であったり、なかなかまとまった休みがとれない方がふえている中で、要望の声が多くなってきています。

そこでお伺いいたします。子育てと就労の両立支援の一環として、体調を崩して不安になっている子供の保育と看護を目指す病児・病後児保育を実施してはいかがなものか、お伺いをいたします。

次に、通告番号15番、衛生行政についてお伺いをいたします。

一つには、妊婦の健康診査に対する公的助成の拡大についてお伺いをいたします。妊婦の健康診査については、任意のため医療保険の適用外となっており、健診に当たっては高額な健康診査料を支払わなければなりません。若い子育ての家庭には、これが相当の負担となっております。子育て家庭からは、せめて出産に要する費用の負担だけでも軽減されないものかとの声をよく聞きます。妊婦の健

康診査の公的助成については、平成8年までは県が実施し、平成9年からは市町村に移譲されて行われてきております。本市でも、昨年から今までの2回の妊婦健康診査から、5回まで公的助成を拡大しています。子供を産み育てることへの経済的負担の軽減が叫ばれている中で、子育て家庭にとっては大変な朗報でした。

しかし、厚生労働省では健康と安全なお産をするためには、受けるべき健康診査の回数は出産まで14回程度の受診が必要だと指摘しています。妊婦健診の充実は、授かった命に対しお母さんが安心して出産に臨めるような少子化対策に加え、母体の健康を守る観点からも重要と考えます。

そこでお伺いいたします。一つには、このたび国の第2次補正で施策の一環として妊婦健康診査臨時特例交付金が交付され、それを受けて平成21年度の本市の予算にも盛り込まれているようですが、妊婦健康診査についての公的助成についてどのようになるのかお伺いをいたします。

二つには、これまでの妊婦健康診査について、県内の医療機関で受診した場合に妊婦健康診査受診券が使用できました。例えば、県外に里帰りに帰った場合、この券が使用でき受診ができることが望まれています。里帰り出産について、どのように考えるのかお伺いをいたします。

次に二つには、産前・産後歯科健康診査の導入についてお伺いをいたします。

最近、歯科疾患の中でも特に歯周病は全体の健康との関連が注目され、さまざまな病気が歯周病の影響を受けていることが明らかになってきています。歯周病菌が糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病などと大きく関係していることが報告されています。本市においても、「健康さがえ21」の重点施策の中で、生活習慣病等対策として歯周病に着目し、歯周病予防の環境整備に取り組んでおられますが、これからも一層の促進が求められます。

最近では、歯周病の影響は生活習慣病にとどまらず、妊婦が歯周病にかかっている場合、早産や低体重出産のリスクを高めるとの報告がされています。女性と歯周病との関係は、女性ホルモンによって歯周組織や口腔粘膜に特有の症状があらわれると言われており、加えて妊娠中はつわりの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届きにくくなり、歯周病にかかりやすいとのこと。

歯周病菌に感染すると、サイトカインという物質が過剰に出され、歯の組織に炎症が起こることが知られています。しかも、妊婦の場合サイトカイン濃度の上昇は炎症以外に出産開始の合図と見なされるため、体が出産準備ができた合図と判定してしまい、早産につながると言われております。歯周病の妊婦は、そうでない妊婦に比べて約5倍も早産になりやすいとの報告もされています。このことから、妊婦の歯周病の早期発見、早期治療は母子ともの健康の上からも欠かせないものと考えます。

そこでお伺いいたします。一つには、本市の健康づくりの行動計画である「健康さがえ21」が平成22までとして計画されていますが、計画では成人期の歯科保健対策で妊産婦の歯周疾患について取り組みがされているようですが、妊産婦の歯周疾患の重大性を踏まえ、次の計画を策定する場合に妊産婦の歯周疾患対策について明記してはいかがなものか、考えをお伺いいたします。

二つ目には、産前・産後の歯科健康診査の取り組みとして、歯の健康を守るためにも産前・産後における歯科健康診査の導入についていかがなものか、御所見をお伺いいたします。

三つ目には、小学生の入院費の公費助成についてお伺いいたします。

本市における就学前の乳幼児の医療については今現在所得制限がありますが、対象者の95%が該当し、新年度の予算では所得制限と一部負担について撤廃し、完全無料が実現し、就学までの乳幼児は

恩恵が受けられます。この乳幼児の医療費については、これまで急激に進む少子化への有効な子育て支援事業として、たび重なる支援の拡大を図り、市民からも喜ばれてきております。

しかし、小学生になると医療費については3割負担となり、幼少のころは疾病にかかりやすいことが多く、保護者の大きな負担となってしまいます。せめて小学生の入院についての費用を公費によって助成をすることによって、保護者への経済的負担の軽減を図ることが望まれているのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。子育て中の家庭における不慮の入院による負担軽減策として、小学生の入院費への公的助成についてどのような考えなのか、御所見をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員から、少子化対策と衛生行政について何問か御質問をいただきました。順次お答えを申しあげたいというふうに思います。

初めに、少子化対策推進の取り組みとして「子育て宣言を行ってはどうか」という御提案でございます。先日の施政方針の中でも申しあげましたように、寒河江の未来づくりのための五つの目標のうち、第一の目標として子供からお年寄りまでみんなが安心して暮らせる「安心のまち寒河江」を育てていくことを掲げているわけであります。特に、少子化対策としては社会環境の整備と子育て世代の経済的負担の軽減を図らなければならないということで、迅速に取り組み子育てにおけるそれぞれの時期に適したサービスの充実に努めたいということで申しあげたところでございます。

そういった意味で、子育て支援を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられるような寒河江市を目指して、少子化対策というものに総合的に取り組むこととしているわけであります。

御提案「子育て宣言」ということでありますけれども、実際宣言を採択している自治体を見ますと、「子育て支援都市宣言」というようなところで宣言をしている自治体もあるようでありますけれども、寒河江市といたしましてはこの宣言についてはぜひ市民の皆さんが地域全体で子育てをしていこうという、やはり機運の醸成というものがまず肝要かというふうに私は思っているところであります。ぜひ、その辺の盛り上がりというものを十分見きわめて検討し、判断をしていきたいものだというふうに考えているところでございます。

次に、少子化対策が推進できる組織体制についての御質問でございました。さきの一般質問で國井議員にもお答え申しあげましたけれども、これまで子育て関連の業務については健康福祉課内の複数の課で分担して実施をしてきたところでございます。そうした子育て関連の業務を総合的に推進し、今日の子育て支援に対する市民の皆様さまざまなニーズにスピーディーにかつ効果的に対応していくために、来年度21年度から子育てに関する業務を集約して所掌する、仮称でありますけれども「子育て支援室」を設置することといたしているところでございます。

係の名称等についてお尋ねがございましたけれども、従来の児童家庭係で担当している業務に加えて、乳幼児医療や予防接種、食育に関することも担当する係として、これも仮称でありますけれども「子ども支援係」と、母子保健を担当する「母子保健係」を設けていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、「子どもすこやかプラン」の前期計画の進捗状況と後期計画への取り組みについての御質問でございました。

初めに、平成17年3月に策定し、平成21年度が目標年度となっております前期計画の進捗状況でございますけれども、全体的に見ますとおおむね順調に進んでいるのではないかと考えているところでございます。特に、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブでありますけれども、御案内のとおり平成19年度に寒河江市寒河江中部小学校区のわんぱくクラブが二つになったということや、白岩小学校区に新たにさくらっこクラブが開設したことなどによりまして、目標数値を上回る進捗状況になっているわけであります。

しかしながら、一方で保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に保育を実施するいわゆる休日保育事業、また病気の回復期に一時的に預かる病後児保育などについては、現在のところ目標数値には至っておらない状況であります。そういった状況になっているところでございます。

そこで、後期計画についてでありますけれども、策定に当たったのスケジュールとその考え方でございます。後期計画策定に当たったの基本的な考え方でございますけれども、当然のことながら前期計画の実施状況を踏まえ、またその成果と課題というものを十分検証しながら、平成22年度から26年度までの期間について子供をはぐくむ環境づくり、子育てと仕事の両立支援、さらには子供を見守る地域づくりなどの柱を立てまして、策定をしまいたいというふうに考えているところでございます。来年度21年度におきまして、後期計画の素案づくりの検討をしていくために、関係課による庁内検討会を設置いたしますとともに、幅広い観点からの検討を行うため、健やかプランの策定委員会も設置をしていきたいというふうに考えているところであります。

具体的なスケジュールといたしましては、国で示しております市町村のスケジュールでは、素案作成完了が11月、計画の決定及び公表が来年の3月ということになってはいるわけではあります。寒河江市といたしましては平成22年度予算に反映させていきたいということから、できればことしの10月ころまでにプランを作成していきたいというふうに現在考えているところであります。

次に、病児・病後児保育の取り組みについてお答えを申し上げます。

先ほど、前期計画の進捗状況の中で、病児・病後児保育の取り組みについては目標数値には至っていない旨のお答えを申しあげましたが、既に軽い軽度の病後児の預かりにつきましては、ファミリー・サポート・センターで対応してきているところであります。21年度からは会員の研修を実施いたしまして、病後児の預かりについても対応できるように、その充実を図ってまいることになっているわけでありまして、病児・病後児保育の取り組みについては今後とも課題の一つでありますので、後期計画の中でどう反映させていくのか、さらに検討をしまいたいというふうに考えているところでございます。

次に、衛生行政について何点か御質問がございましたので、順次お答えを申し上げます。

妊婦健康診査についてであります。急速な少子化が進展している今日、本市におきましても出生数が減少傾向にあるわけでありまして、人口1,000人当たりの出生数の割合である出生率を見ますと、平成8年には9.6でありましたが、平成19年には8.6ということで、1ポイント減少になっているわけでありまして。

元気なまちづくりを進めていくためには、この出生率を上げていくということが大きな課題であり、そのためには子供たちを安心して産み育てられる環境づくりが大変大事であります。そのために、妊婦の方が費用の負担をせずに必要な回数の健診を受けられるように、この2月から妊婦健診の助成対象をこれまでの5回から14回に拡大をしているところでございます。このことで、女性の方々も安心して妊娠、出産ができるようになるのではないかとというふうに思っているところでございます。この制度改正につきましては、2月中に対象となる方々に個別に通知をさせていただきましたほか、市報にも掲載をして周知を図っているところでございます。

また、これまで里帰り等で県外で健診を受けた場合については助成対象としておりませんでしたけれども、今度からそういった方々も対象とすることになるわけでありまして。領収書と母子健康手帳を

持参して申請をしていただければ、還付になるというところになっているところでございます。

次に、妊産婦の歯周病対策への取り組みはどうかということであります。高齢化の進展に伴い、生活習慣病やこれに起因する要介護者がふえているわけでありまして、社会問題となっていることを受けて、国においては平成11年度にいわゆる「健康日本21」という国民健康づくり運動を策定しているわけであります。県におきましても、平成13年3月に「健康文化やまがた21」を策定したわけでありまして、同様に寒河江市におきましても、平成22年度までの健康づくり施策の方向でありますとか具体的な数値目標の設定を盛り込んだ「健康さがえ21」というものを、平成15年の3月に策定したところでもあります。

この「健康さがえ21」では、歯科保健対策の推進については乳幼児期・学童期、それから成人期ということで、それぞれの期間において計画されているところでありまして、妊産婦については成人期の中に包含しているわけでありまして、那須議員御指摘のとおり、歯周病は妊産婦にとって大変重大な疾患であるわけでございます。このため、母子健康手帳を交付する際には歯や口を清潔に保つことや歯科健康診査の受診等について指導してきたところでございます。

そういったことを、次期の計画に盛り込んでいくのかというような御質問でありますけれども、県の方では昨年計画の見直しをしたところでありまして、現在、市の計画についてもその見直しを検討しているところでございます。今後、その見直しの中で対応を検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、産前・産後歯科健康診査の導入についてでございますけれども、現在歯科健診については子供を対象にしているわけでありまして、1歳6カ月健診、3歳児健診、学校健診時に歯科健診を実施しているのは御案内のとおりであります。成人につきましては、これまで40歳以上を対象にして歯周病検診という形で実施してきておりましたが、21年度からはその40歳以上を30歳まで引き下げて実施することとしているわけでありまして、妊産婦の方からも、そういった機会などもぜひ御利用いただきたいというふうに思っているところでございます。

お尋ねの産前・産後歯科健康診査の導入につきましては、現在実施している他市町村、大変少なくなっているわけでありまして、これまで実施してきた市におきましても、かかりつけ医で診査を受ける方が多く、市での健診を受ける方が大変少ないということで中止をしているところもあります。そういった状況を踏まえ、導入につきましては今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、歯の健康づくりは妊産婦に限らず生涯にわたって大変重要な大切なことでもあります。近年、歯に関する関心は高まり、定期的に歯科健診を行っている方も多くなっているようではありますが、まずは虫歯にならない健康な歯づくりが大切であります。そのために、毎日の食生活、歯磨きの慣行など保健指導を実施し、歯の健康づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、小学生の入院費への公費助成についての御質問でございます。保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、県の医療給付制度、乳幼児医療制度、丸乳でありますけれども、改正が予定されているわけでありまして、入院の場合は、一定の条件のもとにことしの7月から、小学校6年生まで医療給付が受けられるようになる見込みであります。市といたしましては、先ほどから何度も申しあげて

おりますけれども、少子化対策の充実という観点から、そうした観点に立って県制度の改正内容がわかった段階で制度改正、さらには予算措置等必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

伊藤忠男議長 那須議員に申しあげます。先ほど「通告番号15番」というふうに間違っていると私が記憶しておりますが、もし間違っているようでしたら訂正してください。

那須 稔議員 済みません、通告番号13番、14番というように訂正を願いたいと思います。

先ほど、私の多くの質問に対しまして御回答いただきました。そしてまた、質問と申しますか提案と申しますか、そういうものに対しまして真摯に受けとめていただきながら、御検討いただき御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

それでは2問目に入らせてもらいますけれども、子育て宣言につきましては、市長の方からは今後の住民と申しますか市民の皆様方の機運ということを見ながら、宣言についての検討というようなことが御答弁ございました。そして、この子育て宣言につきましては、市長の方でも特に少子化の問題については選挙の方のマニフェストでも先ほどお答えあったように、重点ということにしながら選挙をやられたということで、これからこの少子化問題を進める上で、私も非常に期待するところが大きいわけであります。

それで、この子育て宣言につきましては、先ほど市長からあったように、都市宣言と申しますか、余り多くの自治体ではこの宣言をやっていないようで、要するにこれから少子化に取り組む中で、私はやはり一つの寒河江市の目玉というのであればこの宣言をきちっとして、その中で取り組んでいく必要があるのではないかということで提案させてもらったところでございます。

特にこの都市宣言、大きな都市でもやっているんですが、県サイドと申しますかそういうようなことでも非常に「子供応援宣言」という形でやっているところもございまして、そのような状況を見ますと、少子化対策推進条例というものをつくりながら、その条例のもとでこの子育て宣言を行っている。ですから、先ほど市長からあったように、少子化というものを総合的に取り組むという中で、この少子化に対する宣言ということをやっている都市などもありますので、その辺寒河江市としてこれから市民の機運を見ながらということで宣言されるようでありますから、その辺どういうふうな形での宣言を考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、「子どもすこやかプラン」前期・後期計画でありますけれども、特に後期計画については10月ころまでということでまとめ上げて、それぞれ次年度の予算の方に反映をしていくというような話がありました。これは、平成17年から5年やってきまして、先ほどあったように前期計画で定められたそれぞれの計画というものの目標量と申しますか、そういうものについてはそれぞれ一生懸命やられて到達をするために今まで取り組んできた。そしてその状況から見ますと、先ほどあったようにこの中でも子育てと仕事ということについて非常に目玉を置きながら、この前期計画では進んできたのではないかなと、このように思っているところです。

それで、この前期計画をとる際にもこれはアンケートをそれぞれとっておりまして、そのアンケートをもとにしながら計画を定めております。今回の後期計画についても、先ほど関係課を網羅した検討委員会の立ち上げなどもありましたけれども、そのアンケートをそれぞれとる、今現在とっていらっしゃるかと思っておりますけれども、その辺のアンケートの状況、どういうふうな今状況になっているのか、そして16年のときにはたしか900・900ということで、就学前、それから小学校1年生から6年生までの方には900ということで1,800ほどとったんですが、その辺のアンケートのとり方、今回どういうふうにとられているのか。

そして、これは計画を定める際には要するに市民のニーズと申しますか、そういうものをきちっと

とらえて計画に反映していくということが大事な点だと思いますので、その辺アンケートのとり方、そしてまた回収の仕方、これは前期の計画を見ますと回収率が65%ということで非常に低いです。ですから、回収率を高めるためにはどういふなことをやっているのか。アンケートというのは、非常に市民のニーズをとらえる上で大事なところですので、その辺の取り組みをお聞きをしたいと思いません。

それから、仕事と子育ての両立支援ということで、大事な点があるんですけども、次世代支援推進法というものが平成16年にでき上がった際に、要するに特定事業主行動計画ということがその法律の中にも明記されました。これは、要するに企業で今就労している人数等々を加味しながら、その行動計画を策定しなければならないということで決まりがあったわけです。そして、これは平成21年からその法律が変わりまして、今までは300人以上というような企業が対象だったんですが、今回の法律が変わったために100人以上までこの行動計画の義務化になってまいりました。

それで、これは子育てとそれから仕事の両立というようなことが大事な点でありますから、その辺たしかその法律の中では地域協議会を立ち上げるということで明記になっておりますので、これから後期計画を計画する上で私はもう一つ特定事業主との行動計画といいますが、該当する方々の事業主との大きな地域協議会といいますが、そういうものを設置をしながらこの少子化というものに対して取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、その辺どういふふうに考えるのかお伺いをしたいと思います。

済みません、ちょっと戻ります。それから、この後期計画の策定のためのプラン策定委員会というのが、先ほど市長からございました。そして、これは策定委員会、その中にどういふふうなメンバーが入ってくるのか。要するに、市民のニーズをとらえるということで策定委員の人選というのは非常に大事な点があるかと思えます。ですから、どういふふうな方をメンバーとして考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、病児・病後児保育でありますけれども、これも前期計画の方で先ほど市長からありましたけれども、目標ということになっておったわけです。そして、これは16年度のアンケート、今回も病児・病後児保育については後期計画をする際にもアンケートをとっていらっしゃるようでありますけれども、これは前期計画の際にはこのアンケートの内容を見ますと、一つは看護師などが自宅に来て子供を見てくれるサービスというのが1点と、それから保育所などの専用スペースで子供を預かってくれるサービスということと、いま一つは医療機関の専用スペースに預かってくれるサービスと、この3点で前回は市民のニーズを調査しておるようです。

これを見ますと、医療機関の方にそれぞれ専用のスペースを設けてくれということが多いんですが、保育所などにも預かってくれる専用のスペースが欲しいというようなサービスもありますので、その辺県内の状況を見てみますと、例えば病児対応施設として医療機関に設置になっておったり、あるいは病児対応ということでそれぞれの保育園などに設置になっている状況下などにもありますから、その辺今後の検討課題ということで市長からありましたけれども、どういふふうな形で検討されるのか。後期計画の方にも当然出てくると思いますが、どういふふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、妊婦の健康診査につきましては、今回5回から14回までということで、非常に回数が上がってくると。これは、厚生労働省が指導している回数ということで14回になったということで、非常に子育て世帯にとっては朗報ではないかなと思っております。それで、この妊婦の診査につきまし

ては先ほども市長からありましたけれども、里帰り出産といいますが、県内ではこの受診券が適用になりますけれども、県外に行った場合にこの受診券が適用にならなかったと、これが今まででした。今回については、県外に行ってもそれぞれ適用になるということで、要するに母子手帳とそれから領収書を持ってくるということで、償還払いだと思うんですが、そういうことをやりながら里帰り出産も可能になったということでもあります。

それで、この特例交付金でありますけれども、国の方では平成22年までというようなことを言っているようでもあります。ですから、先ほど2月からスタートをしておりますので、2年2カ月という中での特例交付金ということで市に来ますので、それ以降については今現在では延長のない限り14回、それぞれ今まで5回でしたから、9回については市の方で費用を出していくという形になるんですが、市長の方でその辺のところどういうふう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、産前・産後の歯科の健康診査につきましては、これは先ほどもありましたけれども、県内の状況を見ますとそれぞれ市あるいは町でやっているところもあるんですが、先ほど市長の方からはやめているといいますが、どうしてもかかりつけの医者にかかっておって市で実施した妊婦の歯科健診には来る方が少なくなっているという状況があったようでもあります。これは、先ほど市長の方からは21年度からは40歳ということまで年齢が下がってきておりますので、その辺状況的には歯科健診等々ということであるのであれば、私は妊婦を含めながら実施をしてはいかがなものかと。それで、これは先ほど言ったように非常に妊婦の場合は出産時の歯周病というのは大事な点なんです。ですから、その辺を含めながら私は実施していく方向性を御検討をお願いしたいなというように思っているところです。

それから「健康さがえ21」、これが22年までで寒河江市の場合は終了ということで、市長の方からは見直しということでありましたが、県の方も22年から24年までということで、これはたしかがん対策推進計画を含めながら県の方のこの健康計画が2年延長されているようでもありますので、市とすればどういうふう考えているのか。要するに、24年というような何なのか、それからまた新たに23年から新しい健康計画として策定を検討されるのか、この辺考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、小学生の入院費の公費助成につきましては、今これ県議会の方でそれぞれ議案として上程されて審議をされているという内容であります。3月19日にはこれが決まるようでもありますけれども、内容を見ますと所得制限とそれから一部負担金がついてくるということでもありますので、これはできましたならば寒河江市の方でこれから市長の方では検討される、県の方でそれぞれ決まったら市の方ということになるんですが、その際にはぜひともこれ所得制限と一部負担金、これを今後の課題として有効な少子化対策の子育て支援事業というのであれば、ぜひその辺の撤廃について考えていただきたいと思っておりますけれども、この辺についての考え方をお聞きをして2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 最初に、子育て宣言につきましてでありますけれども、先ほど御答弁申しあげましたとおりまだ寒河江市においては、そうした機運の醸成というのがこれからではないのかというようなことを申しあげているわけでありまして。ぜひ、皆さんとともにそうした機運の醸成を図りながら、その状況というものを見きわめた上で、対応を判断させていただければということでございます。

それから、後期計画策定に際してのアンケートの実施状況については、後ほど担当課長の方から御説明申しあげたいというふうに思います。

それから、子育てと仕事の両立支援ということは、これから共稼ぎ世帯も多くなっている状況の中で、企業、事業主の理解というものが大変重要になっているわけでありまして、私どももさらにそういったことも後期計画の一つの大きな柱として、やはり理解をいただきながら子育て支援の対策を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、戻りますけれども、後期計画のプランの検討の委員会のメンバーにつきましても、担当課長の方で検討しておりますので、現時点でわかる範囲内でお答えを申しあげたいというふうに思っているところでございます。

それから、病児保育・病後児保育の問題でありますけれども、先ほど那須議員も御指摘のとおり病児保育と病後児保育というのは子供の状況というのが違うわけですね。病児保育というのは、鶴岡の病院でわきに施設があるという状況であります。ただ、病後児になるとある程度病気は回復したということで、保育施設でも対応が可能だというような状況でありますので、これについてもやはりいろいろな県内でも例がまだそれほど多くはないわけでありましてけれども、ぜひその辺の状況なんかも調査させていただいて、そのあり方について検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、妊産婦の健診の際の予算措置については、もちろん新年度5回から14回までということではありますが、その後についてはどうかということでもありますけれども、現時点では国の方の対応というのはその後はまだ未定だということでもありますので、ぜひ我々としても市長会並びに県も一緒になって引き続きの支援をお願いしていかなければならないというふうに思っているところでございます。そうした今後の状況を見きわめた上で、市として対応をさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、産前・産後の歯科健康診査についてでありますけれども、先ほども申しあげましたけれども、成人につきましてはこれまで40歳以上を対象に歯周病検診を実施しておりましたが、来年度から30歳ということで引き下げになる予定であります。その辺の状況を見ながら、対応を考えていく必要があるのかなというようなところでございます。

それから、小学生の入院費の公費助成につきましては、先ほど御答弁申しあげたとおりであります。那須議員おっしゃることも大変重々わかるわけでありましてけれども、我々としてはなかなか今の時点では即答は申しあげられませんが、ぜひまず県の対策というものを一緒になって支援していく、その2分の1については市の負担ということになるわけでありまして、まずそこは完全に実施していきながら、次の手をやはり考えていくべきなのではないかというようなことで、今考えているところでございます。よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 まず、すこやかプランの後期計画策定に当たってのアンケートについてでございますが、前回のアンケートについては1,800人からとっておりますが、今度の後期計画につきましても就学前児童については900名、就学児童については900名、合わせて同じように1,800名というふうに関西2月に入ってからアンケートをとりましたので、今ちょうど回収作業の状況であります。

回収の仕方でございますが、就学児童につきましては学校を通じて実施しておりますので、それ相当の回収率になるのではないかとこのように思っています。また、就学前の児童につきましては、郵送でお送りしまして中に返信用封筒を同封いたしまして回収するというような方法でございます。回収率については70%程度を見込んでおるところでございます。

それから、プランの策定委員会のメンバーでございますが、前回と同様な形でやっていきたいというふうに考えております。市内の各種福祉関係、児童関係の団体の代表等、それからPTAとか子供会育成会の連合会、それから幼児教育関係者、かもしかクラブとか、あるいは学校長会、そういった子供に関する団体、組織の方々を選んでやっていきたいというふうに考えています。

それから、子育てと仕事の両立支援という関係での特定事業主との協議ということがありました。それについては、今申しあげました策定委員会とダブる部分があるんですが、次世代育成支援対策推進協議会というものを今つくっておるわけでございますが、これに企業とかあるいは商工会関係のメンバー等も入れまして、より範囲の広い方々から集まっていたいという協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、病児・病後児の保育の関係でございますが、市長からもありましたように病院に併設になっているところ、鶴岡市などがあります。それから、保育施設に設置になっているところが、そのほか3市ほどあります。そういったことで、全部で4市で取り組みがなされておりますけれども、常設の病後児保育所の開設につきましては職員体制の確保、あるいは安定した利用者数があることが要件となります。また、病氣回復期の児童を預かるために緊急時の医療機関との連携、そういったことも課題があるのではないかとこのように思っています。そういったことで、前期計画には載せておったところでございますが、実施には至らなかったということでもあります。後期計画につきましては、今回のアンケート等を踏まえまして今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、産前・産後の歯科健診でございますが、市長からもありましたように一般健診が40歳から30歳まで下がっておりますので、そういったところも妊婦の方にも活用していただきたいというふうにも思っておりますが、先ほど市長の方からもありましたように県内では米沢市、酒田市、それから川西町の方で実施してきた経過があります。ただ、米沢市につきましてはかかりつけの医師の方にかかる方がほとんどであって、健診を受ける方が少ないといったことからやめているというようなことがあります。現在は酒田市と川西町でやっているというようなことがあります。そういったことを踏まえながら、その必要性等も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

それから、「健康さがえ21」の見直しについてもありました。今の計画は平成22年度までというふうになっております。先ほどもありましたように、県の計画ががん対策推進計画関係あるいは医療費の適正化計画の関係で平成24年度まで、これまでの22年度までの計画を2年間県の方で延ばしており

ます。そういったことを踏まえまして、寒河江市で23年度から新しくつくるか、あるいは今の計画を24年度まで延ばすかということについては、21年度の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後3時08分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成 21 年 3 月 19 日 (木曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (18 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	沖 津 一 博	議員
3 番	石 山 忠	議員	4 番	辻 登 代 子	議員
5 番	工 藤 吉 雄	議員	6 番	杉 沼 孝 司	議員
7 番	國 井 輝 明	議員	8 番	木 村 寿 太 郎	議員
9 番	鴨 田 俊 廣	議員	10 番	佐 藤 毅	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	那 須 義 行 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長
丹 野 敏 晴 総 合 政 策 課 長	奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
安 彦 浩 市 民 生 活 課 長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一 建 設 課 長	山 田 敏 彦 花 緑 せ せ ら ぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	安 孫 子 政 一 農 林 課 長
犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長	秋 場 元 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長	那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一 (兼) 会 計 課 長	荒 木 利 見 教 育 長
兼 子 善 男 病 院 事 務 長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長	高 橋 利 昌 指 導 推 進 室 長
工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長	片 桐 久 志 監 査 委 員
兼 子 良 一 水 振 興 課 委 員 長	清 野 健 農 業 委 員 会 長
兼 子 良 一 監 事 務 局 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 5 号

第 1 回定例会

平成 21 年 3 月 19 日 (木曜日)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- | | | | |
|-----|----|---------|--|
| 日程第 | 1 | 議第 6 号 | 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号) |
| " | 2 | 議第 7 号 | 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 3 | 議第 9 号 | 平成 20 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 4 | 議第 10 号 | 平成 20 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| " | 5 | 議第 11 号 | 平成 20 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 6 | 議第 12 号 | 平成 20 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 (第 1 号) |
| " | 7 | 議第 13 号 | 平成 20 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 2 号) |
| " | 8 | 議第 14 号 | 平成 21 年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 9 | 議第 15 号 | 平成 21 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 10 | 議第 16 号 | 平成 21 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 17 号 | 平成 21 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 18 号 | 平成 21 年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 19 号 | 平成 21 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 14 | 議第 20 号 | 平成 21 年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 15 | 議第 21 号 | 平成 21 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 16 | 議第 22 号 | 平成 21 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算 |
| " | 17 | 議第 23 号 | 平成 21 年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 18 | 議第 24 号 | 平成 21 年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 19 | 議第 25 号 | 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 20 | 議第 26 号 | 寒河江市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 21 | 議第 27 号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 28 号 | 寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第 29 号 | 鈴木ブックスタート基金条例の制定について |
| " | 24 | 議第 30 号 | 寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定について |
| " | 25 | 議第 31 号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 26 | 議第 32 号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 27 | 議第 33 号 | 寒河江市介護保険条例の一部改正について |
| " | 28 | 議第 34 号 | 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 35 号 | 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部改正について |
| " | 30 | 議第 36 号 | 損害賠償の額を定めることについて |

- ” 3 1 議第 3 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - ” 3 2 請願第 1 号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書の提出に関する請願
 - 日程第 3 3 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 厚生経済委員長報告
 - (3) 建設文教委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - ” 3 4 質疑、討論、採決
 - ” 3 5 議会案第 1 号 寒河江市議会会議規則の一部変更について
 - ” 3 6 議案説明
 - ” 3 7 質疑、討論、採決
 - ” 3 8 議員派遣の件
 - ” 3 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 1 1 時 3 0 分

伊藤忠男議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 本日の会議運営については、本日午前9時から議会第2会議室において、議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議会案第1号、議員派遣の件及び閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第35で議会案第1号を上程した後、日程第36で議案説明を省略し、日程第37で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、日程第38で議員派遣の件、日程第39で閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について、それぞれお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第1、議第6号から日程第32、請願第1号までの32案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第33、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は3月11日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市长及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第25号、議第26号、議第27号及び議第37号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第25号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山形県は対応が遅かったと思いますが、県内の自治体の反応はどうか」との問いがあり、当局より「さきに休息時間の廃止が国の人勤で出され、県の人事委員会も執務時間そのものを午後5時15分までにするというので、それに合わせて改正しようということです。県内13市の状況ですが、6割から7割ほどが今議会に条例改正の提案をしているようであります」との答弁がありました。

議第25号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。8番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は3月11日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託となりました案件は、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第28号、議第30号、議第32号、議第33号、議第34号、議第36号、請願第1号の12案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第9号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第9号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保険料を軽減した分の財源は国から来るのか」との問いがあり、当局より「制度開始後の新たな軽減措置分については、国の方で全額負担ということになります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第10号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成20年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「システム改修の中の4月から行う審査のための調査票の項目について」との問いがあり、当局より「調査項目は調査委員の主観が入らないように十分精査して82から74に変更になりますが、本人及び介護の状況など、より実態に即した見直しが行われたものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第11号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「状態が軽度になったとか、重度になったとかとの介護の認定の期間はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「認定期間は新規の方については6カ月、更新の場合はその人の状態によって違いますが、安定していれば最高で24カ月になります」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第12号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成20年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「患者数が減少した原因は」との問いがあり、当局より「第1病棟の改修工事に伴い、7月から9月までの3カ月間と、その前後の数カ月において予想以上の入院患者の落ち込みや、継続的な外来患者数の減少となったためです」との答弁がありました。

委員より「胃の内視鏡検査を例にとると、市立病院では予約が必要となっているが、そういうやり方を市民に知らせる必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「市立病院の検査の流れでは、検診の結果表を持参し、診察を受けて予約することになっています。今後とも患者さんに適切に情報を提供するよう、きめ細かく対応しなければならないと考えています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第13号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市介護保険給付費準備基金条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市介護報酬改定臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「附則にある保険料、例えば第1号にかかる者が2万340円とあるが、この設定について」との問いがあり、当局より「このたび、第4期計画になるわけですが、平成21年度から平成23年度までの給付費の見込みや認定者の増などを加味して改正しています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市美術館の基本使用料を半日ずつにしたのは利用者のニーズに合った利用の方法を考慮したためなのか」との問いがあり、当局より「展示するため搬入・搬出というのが出てきますが、それを全日分いただくのも利用者の負担になるということを配慮したためです」との答弁があり

ました。

委員より「季節加算額の算出根拠はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「実費相当額を面積で案分して設定した改正前の金額に合わせています」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今、だれにも頼ることができなくて、年金だけで暮らしている高齢者が多くなっているわけだから、年金の最低限度の引き上げは必要だと思いますので、採択をしてほしいと思います」との意見がありました。

委員より「年金というのは、基本的に持続可能というのが大原則だと思います。さまざまな事情はあると思いますが、財源という問題もありますので、継続の審査を私は考えてみたい」との要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。9番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は3月11日午前9時27分から議会図書室において委員6名全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号、議第29号、議第31号、議第35号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰越明許費に係る事業箇所の距離と完成予定について」の問いがあり、当局より「延長は250メートルで、6月ころを予定しております」との答弁がありました。

議第7号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号鈴木ブックスタート基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この基金条例と図書館との関連性について」の問いがあり、当局より「市では子育て支援の一環として、平成20年度から出生届のときに絵本をプレゼントしておりまして、3カ月健診の際に、このたびの基金で絵本を2冊と専用の袋をおあげして、図書館ではブックスタート用図書の貸し出しを行う目印として、その袋を活用してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「この基金は市の裁量で使えるのか、それとも寄附した人との話し合いによるものか」の問いがあり、当局より「鈴木先生からの申し出のときには具体的な金額についての話にはなりませんでしたが、寄附を続けられる限りしていきたいということで、こちらで事業計画を立てたところ、約10年分に相当するということです」との答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「日田分館の土地・建物の所有者と、中町分館の地番変更の具体的理由について」の問いがあり、当局より「日田分館は土地・建物とも日田町会で取得し、地縁団体として登記をかけております。また、中町分館の旧地番が面積的にも大きいということで、建設時からその地番で届け出があったものと思われませんが、その後地籍調査が入り、何筆か合筆しておりまして、今回一番若い番号を使うということで改正することになったものです」との答弁がありました。

議第31号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「設計変更の理由について」の問いがあり、当局より「汚泥脱臭設備工事の当初設計では、生物脱臭設備と活性炭吸着設備の2基を予定しておりましたが、機種選定の段階で生物だけでも十分脱臭が可能なこと、また活性炭は維持管理費がかさむことから、生物脱臭設備1基にしたためと、請負差金によるものです」との答弁がありました。

委員より「今回は減額補正だから、ある意味ではいいが、足りなかったでは困るので、契約の段階でもっと研究して対応する必要があるのではないか」の問いがあり、当局より「十分配慮して実施していきたいと考えております」との答弁がありました。

議第35号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、3月4日午前10時45分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長及び関係課長など出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第6号平成20年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)、議第14号平成21年度寒河江市一般会計予算、議第15号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第16号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第17号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第18号平成21年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第19号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第20号平成21年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第21号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第22号平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第23号平成21年度寒河江市立病院事業会計予算、議第24号平成21年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第6号につきましては、一つ、健康増進事業費負担金の減額について、一つ、市立病院への繰り出し基準額について。

議第14号につきましては、一つ、「フローラ・SAGAE」の未収金及び光熱水費などについて、一つ、周辺自治体との合併について、一つ、市の職員数及び業務量に応じた職員の配置について、一つ、庁舎の耐震化について、一つ、チェリークア・パークののり面の活用及び未分譲区域などの誘致について、一つ、市ホームページの運用について、一つ、姉妹都市交流のあり方について、一つ、醍醐小学校の跡地利用について、一つ、市立保育所の職員数及び通園バスの直営化について、一つ、生活保護申請に対する対処及び自立支援について、一つ、発達障害児の把握について、一つ、特定不妊治療費の助成事業の周知方法について、一つ、がん検診の受診率の向上について、一つ、新型インフルエンザの対応について、一つ、市民浴場の指定管理者制度の成果について、一つ、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえについて、一つ、食育推進計画の策定について、一つ、寒河江市中央農免農道の整備について、一つ、平野山林道の対応について、一つ、市内の祭り全体の見直しについて、一つ、寒河江市美術館について、一つ、最上川寒河江緑地整備事業の見直しについて、一つ、花咲かフェアの実施内容について、一つ、学校へのAEDの設置について、一つ、小中学校の色覚異常の実態について。

議第17号については、一つ、国保の一泊ドックの復活について。

議第20号については、一つ、介護従事者の処遇改善について、一つ、介護認定方式の変更についてなどの質問があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第15号、議第16号、議第18号、議第19号及び議第21号から議第24号までについては、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月19日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長を初め副市長及び関係課長などの出席のもと、再開いたしました。

日程第1、議第6号から日程第12、議第24号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、一つ、保育所通園バスの市直営での実施についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、反対討論、賛成討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第21号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第22号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第23号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第24号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の

挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第1号は継続審査にすることに決しました。

なお、本件について厚生経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

厚生経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 会 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第35、議案第1号を議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第36、議案説明であります。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

伊藤忠男議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 員 派 遣 の 件

伊藤忠男議長 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会
中における委員会調査申出並びに委員
派遣承認要求について

伊藤忠男議長 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後1時31分

伊藤忠男議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 杉 沼 孝 司

会議録署名議員 高 橋 勝 文